

平成 31 年

第 3 回定例会会議録

平成 31 年 2 月 28 日

）

平成 31 年 3 月 19 日

田 上 町 議 会

目 次

○田上町告示第10号	1
○会期日程	2
○応招議員	4
○町長提出議案一覧表	5

会期第1日 [第1号] (2月28日 (木))

○招集年月日、招集場所	7
○出席議員	7
○欠席議員	7
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	7
○本会議に職務のため出席した者の氏名	7
○開 会	8
○開 議	8
○日程第 1 会議録署名議員の指名	9
○日程第 2 会期の決定	9
○日程第 3 諸般の報告	9
○日程第 4 議案第25号 平成31年度田上町一般会計予算議定について	16
○日程第 5 議案第26号 同年度田上町下水道事業特別会計予算議定につ いて	16
○日程第 6 議案第27号 同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定に ついて	16
○日程第 7 議案第28号 同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定に ついて	16
○日程第 8 議案第29号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定 について	16
○日程第 9 議案第30号 同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定に ついて	16
○日程第10 議案第31号 同年度田上町介護保険特別会計予算議定につい て	16
○日程第11 議案第32号 同年度田上町水道事業会計予算議定について	17

○日程第12	議案第6号	田上町林業振興基金条例の制定について	22
○日程第13	議案第7号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	22
○日程第14	議案第8号	田上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	22
○日程第15	議案第9号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	24
○日程第16	議案第10号	田上町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について	24
○日程第17	議案第11号	田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定について	25
○日程第18	議案第12号	田上町総合公園YOU・遊ランドの指定管理者の指定について	25
○日程第19	議案第13号	田上町菅羽生田野球場の指定管理者の指定について	25
○日程第20	議案第14号	田上小学校空調設備設置工事変更請負契約について	25
○日程第21	議案第15号	羽生田小学校空調設備設置工事変更請負契約について	26
○日程第22	議案第16号	田上中学校空調設備設置工事変更請負契約について	26
○日程第23	議案第17号	平成30年度田上町一般会計補正予算(第9号)議定について	26
○日程第24	議案第18号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第4号)議定について	26
○日程第25	議案第19号	同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算(第1号)議定について	26
○日程第26	議案第20号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)議定について	27
○日程第27	議案第21号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定について	27

○日程第28	議案第22号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算 (第2号) 議定について	27
○日程第29	議案第23号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第3号) 議定について	27
○日程第30	議案第24号	同年度田上町水道事業会計補正予算(第4号) 議定について	27
○日程第31	議案第33号	新潟県市町村総合事務組合理約の変更について	29
○散会			30
○議事日程第1号			31

会期第8日 [第2号] (3月7日 (木))

○招集年月日、招集場所	35
○出席議員	35
○欠席議員	35
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	35
○本会議に職務のため出席した者の氏名	35
○開議	36
○日程第1 一般質問	36
2番 藤田直一君	36
3番 小嶋謙一君	44
4番 渡邊勝衛君	52
12番 関根一義君	59
11番 池井豊君	72
5番 中野和美君	84
○散会	97
○議事日程第2号	98

会期第9日 [第3号] (3月8日 (金))

○招集年月日、招集場所	99
○出席議員	99
○欠席議員	99
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	99

○本会議に職務のため出席した者の氏名	99
○開 議	100
○日程第 1 一般質問	100
13番 高橋秀昌君	100
7番 浅野一志君	114
6番 椿一春君	116
8番 熊倉正治君	123
○日程第 2 議案第 9号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	130
○日程第 3 議案第10号 田上町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について	130
○日程第 4 議案第11号 田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定について	133
○日程第 5 議案第12号 田上町総合公園YOU・遊ランドの指定管理者の指定について	133
○日程第 6 議案第13号 田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定について	133
○日程第 7 議案第14号 田上小学校空調設備設置工事変更請負契約について	135
○日程第 8 議案第15号 羽生田小学校空調設備設置工事変更請負契約について	135
○日程第 9 議案第16号 田上中学校空調設備設置工事変更請負契約について	135
○日程第10 議案第17号 平成30年度田上町一般会計補正予算（第9号）議定について	136
○日程第11 議案第18号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第4号）議定について	136
○日程第12 議案第19号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）議定について	136
○日程第13 議案第20号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定について	136

○日程第 1 4	議案第 2 1 号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)議定について	1 3 6
○日程第 1 5	議案第 2 2 号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算 (第 2 号) 議定について	1 3 6
○日程第 1 6	議案第 2 3 号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) 議定について	1 3 6
○日程第 1 7	議案第 2 4 号	同年度田上町水道事業会計補正予算 (第 4 号) 議定について	1 3 6
○日程第 1 8	請願第 1 号	基礎年金等の改善と年金の毎月支給を求める意 見書提出に関する請願について	1 4 2
○散 会			1 4 6
○議事日程第 3 号			1 4 7

会期第 2 0 日 [第 4 号] (3 月 1 9 日 (火))

○招集年月日、招集場所			1 4 9
○出席議員			1 4 9
○欠席議員			1 4 9
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名			1 4 9
○本会議に職務のため出席した者の氏名			1 4 9
○開 議			1 5 0
○日程第 1	同意第 1 号	田上町副町長の選任について	1 5 0
○日程第 2	議案第 6 号	田上町林業振興基金条例の制定について	1 5 1
○日程第 3	議案第 7 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁 償に関する条例の一部改正について	1 5 1
○日程第 4	議案第 8 号	田上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に 関する条例の一部改正について	1 5 1
○日程第 5	議案第 2 5 号	平成 3 1 年度田上町一般会計予算議定について	1 5 5
○日程第 6	議案第 2 6 号	同年度田上町下水道事業特別会計予算議定につ いて	1 5 5
○日程第 7	議案第 2 7 号	同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定に ついて	1 5 5
○日程第 8	議案第 2 8 号	同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定に	

		ついて ……………	1 5 5
○日程第 9	議案第 2 9 号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定 について ……………	1 5 5
○日程第 1 0	議案第 3 0 号	同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定に ついて ……………	1 5 5
○日程第 1 1	議案第 3 1 号	同年度田上町介護保険特別会計予算議定につい て ……………	1 5 5
○日程第 1 2	議案第 3 2 号	同年度田上町水道事業会計予算議定について ……	1 5 5
○日程第 1 3	交流会館等建設調査特別委員会の報告について ……		1 6 4
○日程第 1 4	閉会中の継続調査について ……………		1 6 7
○閉 会		……………	1 6 8
○議事日程第 4 号		……………	1 7 0

田上町告示第10号

平成31年 第3回田上町議会定例会を次のとおり招集する。

平成31年2月20日

田上町長 佐野恒雄

1. 期 日 平成31年2月28日
2. 場 所 田上町議会議場

平成31年 第3回 田上町議会（定例会）会期日程

月 日 (曜)	開 議 時 間	本委区分	内 容
2. 28 (木)	午前 9 : 0 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 (開議) ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・平成31年度予算議案上程 (町長施政方針演説・質疑・予算審査特別委員会設置及び付託) ・同年度予算関連議案上程 (提案説明・質疑・予算審査特別委員会付託) ・その他議案上程 (提案説明・質疑・各常任委員会付託又は討論・採決) ・散 会
3. 1 (金)	 	 	議案調査
3. 2 (土)	 	 	(休 会)
3. 3 (日)	 	 	(休 会)
3. 4 (月)	 	 	議案調査
3. 5 (火)	午前 9 : 0 0	委 員 会	総務産経常任委員会 (付託案件審査)
3. 6 (水)	午前 9 : 0 0	委 員 会	社会文教常任委員会 (付託案件審査)
3. 7 (木)	午前 9 : 0 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 議 ・一般質問 ・散 会
	本会議終了後	委 員 会	広報常任委員会
3. 8 (金)	午前 9 : 0 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 議 ・一般質問 ・議案審議 (委員長報告・質疑・討論・採決) ・散 会

月 日 (曜)	開 議 時 間	本委区分	内 容
3. 9 (土)			(休 会)
3. 10 (日)			(休 会)
3. 11 (月)			議案調査
3. 12 (火)	午前 9 : 0 0	委 員 会	予算審査特別委員会 (付託案件審査)
3. 13 (水)	午前 9 : 0 0	委 員 会	予算審査特別委員会 (付託案件審査)
3. 14 (木)	午前 9 : 0 0	委 員 会	予算審査特別委員会 (付託案件審査)
3. 15 (金)	午前 9 : 0 0	委 員 会	予算審査特別委員会 (付託案件審査)
3. 16 (土)			(休 会)
3. 17 (日)			(休 会)
3. 18 (月)			議案調査
3. 19 (火)	午後 1 : 3 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 議 ・議案審議 (委員長報告・質疑・討論・採決) ・閉 会

応招議員（14名）

1 番	高	取	正	人	君
2 番	藤	田	直	一	君
3 番	小	嶋	謙	一	君
4 番	渡	邊	勝	衛	君
5 番	中	野	和	美	君
6 番	椿		一	春	君
7 番	浅	野	一	志	君
8 番	熊	倉	正	治	君
9 番	川	崎	昭	夫	君
10 番	松	原	良	彦	君
11 番	池	井		豊	君
12 番	関	根	一	義	君
13 番	高	橋	秀	昌	君
14 番	小	池	真	一郎	君

平成31年第3回田上町議会（定例会）提出議案一覧表

議案番号	件名
議案第6号	田上町林業振興基金条例の制定について
議案第7号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第8号	田上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
議案第9号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
議案第10号	田上町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
議案第11号	田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定について
議案第12号	田上町総合公園YOU・遊ランドの指定管理者の指定について
議案第13号	田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定について
議案第14号	田上小学校空調設備設置工事変更請負契約について
議案第15号	羽生田小学校空調設備設置工事変更請負契約について
議案第16号	田上中学校空調設備設置工事変更請負契約について
議案第17号	平成30年度田上町一般会計補正予算（第9号）議定について
議案第18号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第4号）議定について
議案第19号	同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）議定について

議案番号	件名
議案第20号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定について
議案第21号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定について
議案第22号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）議定について
議案第23号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定について
議案第24号	同年度田上町水道事業会計補正予算（第4号）議定について
議案第25号	平成31年度田上町一般会計予算議定について
議案第26号	同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について
議案第27号	同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について
議案第28号	同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について
議案第29号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について
議案第30号	同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について
議案第31号	同年度田上町介護保険特別会計予算議定について
議案第32号	同年度田上町水道事業会計予算議定について
議案第33号	新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

第 1 号

(2 月 28 日)

平成31年田上町議会
第3回定例会会議録
(第1号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 平成31年2月28日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 高 取 正 人 君 | 8番 | 熊 倉 正 治 君 |
| 2番 | 藤 田 直 一 君 | 9番 | 川 崎 昭 夫 君 |
| 3番 | 小 嶋 謙 一 君 | 10番 | 松 原 良 彦 君 |
| 4番 | 渡 邊 勝 衛 君 | 11番 | 池 井 豊 君 |
| 5番 | 中 野 和 美 君 | 12番 | 関 根 一 義 君 |
| 6番 | 椿 一 春 君 | 13番 | 高 橋 秀 昌 君 |
| 7番 | 浅 野 一 志 君 | 14番 | 小 池 真一郎 君 |
- 4 欠席議員
な し
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|-------------|---------|-------------------|-----------|
| 町 長 | 佐 野 恒 雄 | 町 民 課 長 | 田 中 國 明 |
| 教 育 長 | 安 中 長 市 | 保 健 福 祉 課 長 | 鈴 木 和 弘 |
| 総 務 課 長 | 吉 澤 深 雪 | 会 計 管 理 者 | 渡 辺 明 |
| 地 域 整 備 課 長 | 土 田 覚 | 教 育 委 員 会 事 務 局 長 | 福 井 明 |
| 産 業 振 興 課 長 | 佐 藤 正 | 代 表 監 査 委 員 | 大 島 甚 一 郎 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 小 林 亨 |
| 書 記 | 中 野 祥 子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午前9時00分 開 会

議長（熊倉正治君） 改めましておはようございます。本日、平成31年第3回田上町議会定例会が告示になっておりますので、ただいまから開会いたします。

ただいまの出席議員は14名全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

佐野町長から招集のご挨拶をお願いいたします。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） 改めまして、皆さんおはようございます。議会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日、平成31年第3回田上町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては時節柄何かとご多用のところご参集を賜りまして、まことにありがとうございました。

今年の冬は大雪にならず、道路の全線除雪も3回で済み安堵いたしております。少しずつ日も長くなり始め、春が確実に近づいていると実感しているところでございます。

さて、今定例会におきましては、林業振興基金条例の制定のほか、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例と3件の条例の一部改正、椿寿荘等の3件の施設の指定管理者の指定、小・中学校の空調設備設置工事について3件の変更請負契約についてであります。

また、年度末に至り各事業の確定による計数整理等のため、平成30年度の各会計補正予算8件、後ほど施政方針で説明申し上げますが、私にとって初めての予算編成となりました平成31年度の一般会計及び各特別会計予算8件、そして一部事務組合規約の変更を含め合計28議案となっております。

今定例会は、新年度予算の審議をお願いする議会であり、提出議案も多いことから長期にわたると思いますが、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶といたします。

以上であります。

議長（熊倉正治君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付のとおりであります。

午前9時03分 開 議

議長（熊倉正治君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（熊倉正治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により

4番 渡 邊 勝 衛 議員

5番 中 野 和 美 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（熊倉正治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、提出案件から見て、また議会運営委員会の議を経まして、本日2月28日から3月19日までの20日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日2月28日から3月19日までの20日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（熊倉正治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書の1月分並びに同法第199条第9項の規定による定期監査結果報告書が提出されております。お手元に写しを配付いたしましたので、ごらん願います。

次に、本日までに受理した請願は、基礎年金等の改善と年金の毎月支給を求める意見書提出に関する請願の1件であります。この請願については、会議規則第91条及び第92条第1項の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の社会文教常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

次に、本日までに受理した陳情は、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意

見書を提出する事を求める陳情、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情、「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書」提出を要請する陳情、長時間労働もハラスメントもない人間らしい働き方の実現を求める陳情、奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情、「辺野古新基地建設が、沖縄県民にのみ過重な負担を強い、その尊厳を踏みにじるものであることに鑑み、解決に向けた主体的な取り組みを日本国民全体に呼びかけるとともに、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議」についての6件であります。お手元に写しを配付いたしましたので、ごらん願います。

本定例会には、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員の出席を求めています。

以上で議長報告を終わります。

次に、閉会中の所管事務調査について、委員長からの報告を行います。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 高取正人君登壇）

総務産経常任委員長（高取正人君） 総務産経常任委員長の高取でございます。総務産経常任委員会所管事務調査の報告でございますが、日時は平成31年2月12日火曜日午前9時からでございます。調査内容は、総務課の管轄として総合戦略について、少子化定住対策について、ふるさと納税についての3件、産業振興課の管轄として平成31年度水稲作付面積についてと猿被害についての2件、地域整備課の管轄としては平成30年度工事等の予算執行状況についてと除雪状況についての2件でございます。

総合戦略は、平成29年11月の内容を見直し、目標期間を平成31年から33年に延長する予定とのことでございます。

少子化定住対策は、新婚世帯向け家賃支援事業補助金を田上町に引っ越していただいた方の中で補助期間が終了すると、他市町村へ引っ越しすることが多いため、平成30年度で事業を終了するとのことでございます。新婚・子育て世帯向け個人住宅取得資金利子補給金については内容を一部変更し、継続。子育て応援カードについては、町内の店舗に加え新潟市、聖籠町の一部店舗でも利用ができるようになるとのことでございます。そのほかの事業は、継続とのことでございます。

ふるさと納税は、30年11月より返礼率を見直して寄附額の30%程度としています。寄附件数、寄附額は、12月末までに530件、1,232万6,000円で昨年に比べ件数で25件、

寄附額で157万1,000円の増でございます。また、2月15日より楽天市場ふるさと納税で、4月1日よりKDDIのWowma!ふるさと納税のサイトで受付ができるそうです。

産業振興課の管轄として平成31年度水稻米の生産目標は、3,153トンで平成30年度産米2,899.34トンから254トン、1.08%の増、作付面積はおよそ2ヘクタールの増でございます。その理由としては、県内市町村の多くが販売計画数量の積み上げ方式で対応していることから、当町でも同様にしていくとのことでございます。なお、米の過剰作付が続くと米価の下落を招き、米生産農家の経営に大きな影響を及ぼすことになるため、的確な需要予測に基づく生産調整を引き続き行っていくことが重要であるとのことでございます。

猿被害は、9月議会で報告したとおりでございますが、6月22日に猿の群れが確認され、翌6月25日からは捕獲箱7台を設置し、午前、午後のパトロールを行ってございます。8月10日から9月18日の間は出現せず、9月19日を最後に猿の群れは確認されていないようです。次年度以降も猿被害が予想されるため、田上町鳥獣被害防止対策連絡協議会を設置し、情報を共有し、有害鳥獣捕獲の担い手や捕獲免許更新時の経済的負担軽減のための補助を行う予定でございます。

地域整備課として平成30年度工事等の予算執行状況は道路、河川、公園等の工事及び上下水道の工事ともに予定されていた工事は全て発注済みとのことでございます。

除雪状況は、昨年に比べ豪雪も大幅に少なく、12月の降雪量は計6センチ、1月の降雪量は計45センチ、2月8日までの降雪量は計25センチとなり、降雪合計は76センチであり、歩道除雪は全町一斉除雪が3回、部分除雪が1回の計4回、歩道除雪は2回でございます。

以上です。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。高取委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 松原良彦君登壇）

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、私のほうから社会文教常任委員会所管事務調査の報告をいたします。

期日は、平成31年2月22日、議題として平成31年度国民健康保険税率改正の概要について、町民課長より説明を受けました。主な内容を申し上げます。当町の国民健康保険税は、平成21年度から税率改正が行われなかったことから、国民健康保険

財政調整基金が前期高齢者交付金や保険財政安定化、高額医療費共同事業の影響により年々増額いたしまして、今では2億5,000万円くらいにもなってきました。これまでの財政調整基金については保健事業、これは人間ドックの増額補助などのことをごさいますて充実させる方向性で来ましたが、平成27年ごろから議会からの検討のお話や町長からも引き下げのお話もありましたことから、1つとして課税方式の変更、これは資産割を廃止するということをごさいます。

2つ目に税率バランスの変更。これは、医療分の税率を引き下げ支援金分を引き上げて調整するなど、国民健康保険財政調整基金を考慮しながら税率を引き下げるといふ説明がありました。

以上で終わります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。松原委員長、ご苦労さまでした。

以上で各常任委員長からの所管事務調査の報告を終わります。

次に、各一部事務組合議会の報告を行います。

最初に、加茂市・田上町消防衛生保育組合議会の報告を求めます。

（9番 川崎昭夫君登壇）

9番（川崎昭夫君） 改めましておはようございます。それでは、平成30年加茂市・田上町消防衛生保育組合の12月定例会の報告をいたします。

期日は、平成30年12月21日、場所は加茂市役所の議場でごさいます。提出された議案は、当組合の条例の一部改正2件、平成30年度一般会計補正予算、それから監査委員の選任、平成29年度一般会計決算の認定の5議案でごさいます。

最初に、条例の一部改正ですが、これは専決処分で施設を利用する保護者が提出する連絡票の名称を医師連絡票に改めるものでございます。資料を配付してありますので、配付した資料4ページを参照してください。

次に、平成30年度の人事院勧告により国の行政職の手当、俸給が引き上げられましたので、国と同時に当組合の職員の給与を改定する条例の一部改正でごさいます。この職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、所要額208万2,000円を増額するものでございます。

それから、平成30年度一般会計補正予算ですが、これも資料を配付してあります。5ページ、6ページ、7ページを参照してください。

次に、監査委員の選任についてございます。任期満了にとりまして加茂市の坂中春信氏が再任されました。

最後になりますが、平成29年度当組合の一般会計決算の認定でごさいます。歳入

は10億6,630万2,597円、歳出は10億2,655万1,382円でございます。これも配付しておきました資料8ページから12ページまでを参照してください。

以上、5議案ですが、それぞれ全て可決、認定されました。

以上で報告終わります。

議長（熊倉正治君） 報告が終わりました。川崎議員、ご苦労さまでした。

次に、三条地域水道用水供給企業団議会の報告を求めます。

（2番 藤田直一君登壇）

2番（藤田直一君） おはようございます。平成31年度三条地域水道用水供給企業団第1回定例会の報告をさせていただきます。

三条地域水道用水供給企業団議会第1回定例会は、2月の19日に行われましたので、報告をいたします。出席議員は、県議選出馬のため河原井議員を除く14名が出席をいたしました。本会議に先立って開かれた全員協議会では、1月9日に発生した送水管破損による断水事故について、國定企業長より説明とご迷惑をおかけしたことにおわびを申し上げますとの陳謝がありました。ほか議員からの今後の対応等について質疑があり、今後の事故の際には速やかな復旧に努めると回答がございました。引き続き本会議が開催されました。資料の13ページから37ページをご参照願いたいと思います。議案は、条例の一部改正が2件、平成30年度会計補正予算1件、平成31年度会計予算の合わせて4件でございます。

うち議第4号 平成31年度三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算についてご報告をいたします。収益的収支は、水道事業収益12億2,738万4,000円、水道事業費用9億1,605万7,000円で差し引き損益は3億1,132万7,000円の黒字でございます。

また、資料ナンバー2、創設事業の概要として、1、浄水処理施設築造工事が2億4,350万円。浄水処理施設の躯体部分を31年度から34年度までの4年間で建設するに当たり、前期として2カ年継続工事を行うもので翌年度分の2億7,712万円は債務負担行為で計上となりました。

②、三条第一調整池測量及び設計業務委託は2,210万円が計上となりました。

本会議では、4件とも全員一致で原案どおり可決をいたしました。

以上で報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 報告が終わりました。藤田議員、ご苦労さまでした。

次に、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合議会の報告を求めます。

（3番 小嶋謙一君登壇）

3番（小嶋謙一君） 昨日招集されました三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合議会第1回定例会の報告をいたします。

提出議案は、議第1号 平成31年度三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合会計予算、議第2号 新潟県市町村総合事務組合同規約の変更についての2議案であります。資料としまして、平成31年度予算書の抜粋を78、79ページに添付しましたので、参照願います。

議第1号 平成31年度三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合会計予算について報告します。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億867万1,000円と定め、前年度に比べ262万6,000円の増であります。これは、主に措置費の中で運営費及び給食費の増額によるものであります。

次に、議第2号 新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について報告します。これは、地方自治法第286条第1項及び290条の規定により、新潟県市町村総合事務組合で共同処理を行っている非常勤職員公務災害補償事業に当組合が加入することから、規約の変更が必要になり、議会の同意を得るものです。施行期日は、総務大臣の許可の日からで、今年6月に共同処理する事務から加入する予定です。

審議の結果、提出された2議案は原案どおり可決しました。

なお、当養護老人ホームには、田上町から5名の方が入所されています。

以上で三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合議会第1回定例会の報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 報告が終わりました。小嶋議員、ご苦労さまでした。

次に、新潟県中越福祉事務組合議会の報告を求めます。

（6番 椿 一春君登壇）

6番（椿 一春君） おはようございます。ただいまから新潟県中越福祉事務組合第1回定例会の報告をいたします。

行われたのは、平成31年2月26日午後3時30分から新潟県中越福祉事務組合、見附にあるまごころ寮で行われました。議案は、まず議会側からの提出の議案が1件ありまして、これは議長の選出であります。新しい議長として見附市議会議員の佐々木志津子さんが議長に満場一致で就任されました。

続きまして、管理者側提出議件の議案がありまして、4件あります。1件目は、新潟県中越福祉事務組合一般職の職員の給与、勤務時間及び旅費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旅費のものが200円上がるという内容であります。

続きまして、第2号議案として平成30年度新潟県中越福祉事務組合補正予算（第2号）でありまして、64ページのところに来ますが、歳入歳出それぞれ3,454万8,000円を追加するものでありますが、主には施設整備基金として3,200万円を含むものであります。

続きまして、議第3号であります。平成31年度新潟県中越福祉事務組合予算であります。67ページのほうへ行きまして、こちらのほうはまごころ寮の老朽化に伴い、すみません、予算総額、歳入歳出それぞれ8億2,302万5,000円の予算規模であります。その中には今年度1億4,750万円で新しいまごころ寮を整備する予算があります。この2分の1の事業費は補助金で賄われ、残りの2分の1については毎年70%交付金措置をされる予算であります。

それから、4号議案につきましては新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてでありまして、71ページのほうに資料がついておりまして、その事務組合を統合するという中身であります。

いずれもこれ原案4つとも満場一致の原案可決でされております。

それで、質問が1件ありまして、今年の予算の中で障害者の就労支援Bというものがあるのですが、それは2,200万円の予算がついているのですが、就労Aについてはどうなのでしょうかとということでした。あと就労Aについては、民間の企業のほうに就労を応援してもらっているんで、そちらのほうでやっていることで障害者の方が自立した生活をするために、一生懸命に取り組んでいるということを感じてきました。いずれもこれ議案は原案可決のとおりであります。

これで新潟県中越福祉事務組合第1回の定例会の報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 報告が終わりました。椿議員、ご苦労さまでした。

最後に、新潟県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

（10番 松原良彦君登壇）

10番（松原良彦君） それでは、私のほうから新潟県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の報告をいたします。

期日は、平成31年2月24日であります。場所は、新潟県自治会館でございます。

お手元の38ページからの報告を参照していただきたいと思っております。議案第1号副広域連合長の選任については、全会一致で出雲崎町長の小林則幸さんに決まりました。

議案第2号は、国の保険料軽減特例見直し並びに軽減判定基準の拡大に伴う条例の一部改正でございます。

議案第3号は、長時間労働の是正のため措置や民間労働法制で上限規則等が導入されたことを踏まえた条例の一部改正でございました。

議案第4号は、平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）、3万4,000円は共通経費負担金等の精算に使うもので、歳出合計は12億908万円になります。

議案第5号は、平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）は前年度繰越金の確定に伴う医療費財政調整基金繰入金の追加を補正するものでございます。補正後は、2,673億1,053万8,000円となります。

議案第6号は、平成31年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、歳入歳出総額11億879万円でございます。

議案第7号は、平成31年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出総額2,690億4,230万8,000円でございます。

議案第8号は、非常勤職員に対する公務災害の補償等に関する共同処理事務に三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合が加入するための規約変更でございます。

以上、8議案は起立多数にて原案どおり可決されました。

次に、請願第1号でございますが、これは75歳以上の医療費の窓口負担を2割に引き上げないことを求める請願でございます。請願の審査の結果は、起立少数にて不採択となりました。

以上報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 報告が終わりました。松原議員、ご苦労さまでした。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 4	議案第 25号	平成31年度田上町一般会計予算議定について
日程第 5	議案第 26号	同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について
日程第 6	議案第 27号	同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について
日程第 7	議案第 28号	同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について
日程第 8	議案第 29号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について
日程第 9	議案第 30号	同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について
日程第 10	議案第 31号	同年度田上町介護保険特別会計予算議定について

日程第 1 1 議案第 3 2 号 同年度田上町水道事業会計予算議定について

議長（熊倉正治君） 日程第 4、議案第 25 号から日程第 11、議案第 32 号までの 8 案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただ今、一括上程になりました「平成 31 年度当初予算案」の提案を行うにあたり、新年度における町政の方針を申し上げ、議員各位、町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年 6 月 22 日に町長に就任以来、8 か月が経過いたしました。この間、周りを見渡すゆとりも無かったというのが現実でありました。そんな中で、町民の方々からは大きなお力を、議会の皆様からもご理解をいただき、そして多くの職員の協力の下、とにかく無我夢中で突き進んでまいりました。多くの方々とお会いし、様々なご意見やご要望をお聴きするなかで、改めて責任の重さを実感しております。

さて、昨年は大阪北部地震、西日本豪雨、台風 21 号、北海道地震と、全国では大きな災害が相次いで発生いたしました。台風の接近など何度か心配することはありましたが、幸い田上は比較的平穏な年でありました。ところが、これからのまちづくりの核のひとつととらえ、大いに期待していた商業施設 P L A N T が、田上での出店を見送ると突然伝えてきました。非常に残念なことではありますが、これまで申し上げてきたとおり、このことで決して後ろ向きになる必要はありません。知恵を出し合い、オール田上で力を合わせ前向きに取り組めば、必ず道が開け、よりよい方向に向かうものと確信しております。

今年の 1 月に入って、千葉県で 10 歳の女の子が父親の虐待で命を失うというあまりにも悲しく、痛ましい事件がありました。「どうにかできませんか」と悲痛な S O S を発信していたにもかかわらず、何故あの可愛い、幼い命を救ってやるができなかったのか。私たちは決して他所の出来事ととらえることなく、自分達の身の周りで常に起こり得る出来事ととらえ、重く受け止めなければならないと思います。そうした悲劇を繰り返さないようにするために、私たちはどうあらねばならないのでしょうか。

新年の 4 日に、職員に対する訓示の中で、私は自分自身を律することの大切さの話を見せていただきました。「一職員として仕事をする前に、先ず一人の人間としてどうあらねばならないか。人間として何が正しいか。何をなすべきか。それが自分

自身を律することになるのではないのでしょうか」と。自分を律してこそ初めて真のやさしさを身に付けられるのだとも思います。

長岡市で官製談合事件が発生し、逮捕者が出るという大変残念な事件が発生しました。このことも当に自分を律することの欠如が招いた事件だと云えるのではないのでしょうか。偉そうなことを云っていますが、自分を律することほど難しいことはありません。自分自身の戒めとしてはもちろんのこと、すべての職員がその思いをしっかりと胸に刻んで、仕事をしてもらいたいと思っております。

このような中で、平成31年度予算は、私にとりまして就任して初めての予算となります。町が抱える全ての課題を一気に解決することはできません。しかしながら、「所信表明」で申し上げたとおり、私の願いの全ては、「田上町に住んでいる町民の皆さんが幸せになる」ことであります。誰もが「幸せ」と感じられる町にするため、その環境を整える必要があると考えております。この実現に向けて、私の基本的な信念である「オール田上でまちづくり」、そして「町民の幸福を追求するまちづくり」を念頭に、現時点で可能なものから予算化し、一步ずつ着実に歩み続けることで、新しい田上のまちづくりを推し進めてまいります。

それでは、平成31年度において特に重点的に取り組んでいく施策について、五つの分野ごとに申し述べてまいります。

始めに「新しいまちづくりの拠点整備」についてであります。

新しいまちづくりの拠点として、これまで佐藤前町長が検討、構想し、「田上町交流会館」「道の駅たがみ」等整備の事業を進めてきました。その「にぎわいの創出」の核となる道の駅の管理運営方法として、この度公募を経て町商工会に事務局を置く「田上町道の駅にぎわい創出組合」を指定管理希望者に選定いたしました。選定にあたり、当組合の田上町を活性化したいという熱い想いを強く感じました。今後、町は組合と一丸となって、「にぎわい」創出に向け、直売所など連携施設の設計や管理運営方針等の方向性をより明確に決定していきます。

平成31年度は「道の駅たがみ」の平成32年オープンに向けて、建設工事に着手いたしますが、待望の町公民館の代替施設である「田上町交流会館」は9月にオープンを予定しております。また、図書館的機能も併せ持つ「田上町地域学習センター」においても、整備を進めていく年となります。

次に、「少子化対策・子育て支援と教育環境の充実」についてであります。

よく言われるように人口減少対策に特効薬はございませんが、母子健診、妊産婦や子ども医療費の助成など、これまでの少子化対策・子育て支援の様々な取り組み

を基本的に継続するとともに、乳幼児育児用品購入費助成は、より使い勝手の良い制度に見直します。

新たな制度として、子育て家庭の経済的負担を多少なりとも軽減できるよう、町立の小中学校に複数の子どもが通学する家庭には、児童生徒二人目の学校給食費は半額に、三人目以降は無料となるようにいたします。

また、県が開設する求人情報サイトを通じて、東京圏から移住してこられた方に最大100万円に移住支援金を支給する「地方創生推進交付金事業」に取り組みます。

さらに、国の10月からの幼児教育・保育の無償化に向けて、竹の友幼稚園においても3歳児からの無償化を行います。

教育環境の充実としては、平成30年度の国の補正予算により、小中学校の普通教室と特別教室にエアコンが設置できることとなり、夏前までの稼働を目指しております。平成31年度は児童クラブルームにもエアコンを整備いたします。

「教育のまち田上」の実現に向けて、幼少中学校の縦の連携、家庭と地域との横の連携、地域に開かれた学校づくりを目指すとともに、「たけの子塾」の充実により、小学校高学年の自律・自主的な学習習慣を育むことで、「田上の12か年教育」を推し進めてまいります。

町公民館の代替施設「田上町交流会館」は9月のオープン予定ではありますが、形よりもその中身、いかに多くの方々からご利用いただき、交流の拠点となるように運営していくのが最も大切であると思っております。このような観点から、交流会館の目玉として本格的なコンサートホール用のピアノを導入することで、交流人口を増やしていきたいと考えております。

なお、9月に新潟県で開催される「国民文化祭」関連事業として、子どもたちによる記念モニュメントの製作を企画しており、会館のオープンに花を添えたいと思っております。

次に、「産業の振興・活力あふれるまちづくり」についてであります。

新たに「田上町ブランド戦略」に取り組むことで、魅力ある特産品や町のブランド力の開発を推し進めるとともに、新しいまちづくりの拠点である「道の駅」が、にぎわい・交流のまちづくりの拠点となるよう、その空間形成に努めます。

農林業分野では、上横場地区と才歩川以北の新津郷田上地区における県営ほ場整備事業に取り組んでおりますが、これに関連して園芸作物育成事業の支援も行います。

国のコメの「生産数量目標配分」は廃止されましたが、米価の安定のため、引き

続き町独自で「生産調整推進助成」を行います。そのほか有害鳥獣による農作物被害が発生していることから、「鳥獣被害防止対策連絡協議会」を設置し有害鳥獣対策にも取り組んでいきます。

商工業分野では、これまでの商工業の育成・振興策を継続いたします。本田上工業団地においては、予定されていた商業施設の進出が中止となったことから、改めて企業誘致に積極的に努めてまいります。企業誘致は人口減少対策の根幹となる働く場の創出に大いにつながり、さらに税収入の増加なども含め、町の活力に大いに寄与することから、町の最重要課題のひとつであるととらえております。

次に、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」についてであります。

福祉・健康づくり分野では、今後も健やかに長生きできる健康寿命の延伸とともに、高齢者や障がい者の誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう基盤づくりを進めます。その一環として、地区のボランティアにより高齢者がいつまでも地域で生活できるよう、地域たすけあい事業を推進するとともに、介護保険の総合事業、介護予防・認知症予防教室の充実を図ります。

さらに、高齢者等の交通弱者の移動手段を念頭に、地域公共交通会議を設置し、町内巡回バスなど新たな公共交通手段の導入に向けて検討いたします。

なお、医療皆保険制度の根幹である国民健康保険の保険税については、国保の財政状況を踏まえたうえで、現行の課税方式の見直しも含めて、税率を引き下げたいと考えております。

最後は、「安全安心な暮らしと快適な生活のための基盤整備」であります。

近年、災害は忘れたころではなく、忘れないうちにやってきます。

防災・減災対策において、これまで田上町では未整備であった防災行政無線の整備に取り組むことといたしました。これにより災害時の町民への情報伝達体制を、格段に強化できることとなります。無線の整備方法としては、各地区にそれぞれ屋外スピーカーを設置する方式ではなく、戸別受信機を各家庭に貸与する方向で検討しております。

また、最近の気象状況も踏まえて「洪水浸水想定ハザードマップ」も作成いたします。大雨などの場合、住民の避難等の参考資料になることを期待しております。併せて、自主防災リーダーの育成支援などを継続することで、自主防災組織の強化を図り、地域ぐるみの防災体制を高めていきたいと考えております。

一方、平成31年度の県消防大会に田上町消防団の第2分団が出場いたしますので、消防団員の士気高揚のため、町も応援していきたいと考えております。

ハード面の整備のうち水害対策としては、下水道の雨水対策事業により下吉田排水区の調整池の整備等を行います。

道路網の整備では、町の道路交通体系の根幹となる国道403号小須戸田上バイパスは、予定どおり平成32年春に全線供用開始いたします。県道新潟五泉間瀬線の湯田上区間の整備も、平成32年度中には完了する予定であります。

除雪対策としては、昨シーズンの大雪を踏まえ、川の下地内に町道の消雪パイプ用の井戸を新たに掘削いたします。さらに除雪車の増強配備により除雪体制を一層充実させ、安全安心な道路交通の確保に努めることといたします。

快適な生活環境が求められておりますが、下水道施設である終末処理場においては、施設の長寿命化計画に沿った電気設備・機械設備の改築更新を行います。

以上、平成31年度において取り組む重点施策を述べさせていただきました。これらの施策を展開するため、予算の規模としまして、一般会計は55億1,600万円、特別会計は38億6,000万円、水道事業会計の公営企業会計は3億8,435万7,000円といたしました。

一般会計は前年度の49億7,000万円と比較しますと、11.0パーセント増の積極予算であります。すべての会計予算の合計は97億6,035万7,000円、前年度の87億6,251万3,000円と比較しますと11.4パーセントの増となりました。

厳しい財政状況ではありますが、町民福祉の向上に努力することをお約束申し上げ、平成31年度施政方針とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、各会計予算案についてご賛同・ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの8案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） ただいま平成31年度の一般会計の施政方針お聞きしましたけれども、ここに31年度一般会計及び各特別会計の主要事業というのも一緒に添付されておりましたけれども、この特別会計等々や主要事業に対する説明というのは、これはどこの場面で行われることになるのでしょうか。ちょっとそこら辺をお聞きしたいと思います。

（町長の所信表明の中に含まれていたわけだから、ここは
の声あり）

11番（池井 豊君） すみません。もっと詳しく説明すると、比較するのはなんですけれども、以前の佐藤町長の施政方針の中にはこの主要事業の展開も施政方針の後半部分として語られておいて、このことも含めて我々は一般質問これから作成して明日のお昼までに提出するわけですけれども、こういう重点事業、関連事業についての説明も含めて今まで一般質問をしてきたわけでございます。そういう意味でこれに関する質問もどこでしたらいいかというところが戸惑っているところなので、そういう意味で返答いただければと思います。

（何事か声あり）

町長（佐野恒雄君） 既にこの予算案につきましては、資料を配付してあるはずでございますので、それらをひとつご参照いただければと思います。今ここでご説明申し上げるところではないと思います。

11番（池井 豊君） ということであれば、当然これも含めて一般質問で町長の施政方針について正して質問しても構わないというふうに理解してよろしいでしょうか。

町長（佐野恒雄君） はい、そのとおりであります。

議長（熊倉正治君） ほかにございませんか。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております8案件につきましては、平成31年度当初予算であり、いずれも重要な案件であります。

よって、十分な精査が必要と思われまますので、委員会条例第5条の規定により、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、会議規則第39条第1項の規定により、審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております8案件につきましては、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、審査をこれに付託することに決しました。

日程第12 議案第6号 田上町林業振興基金条例の制定について

日程第13 議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第8号 田上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

議長（熊倉正治君） 日程第12、議案第6号から日程第14、議案第8号までの3案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程になりました3議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第6号 田上町林業振興基金条例の制定につきましては、平成31年度から交付される森林環境譲与税を基金に積み立て、林業振興につながる事業費に充てるために、条例の制定をお願いするものであります。

次に、議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、道路運送法の規定による田上町地域公共交通会議を設置することから、その委員報酬及び費用弁償を定めるため、改正するものであります。

最後に、議案第8号 田上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正につきましては、町消防団員の報酬額を県内市町村の報酬の平均額に引き上げるため、改正するものであります。

以上、3議案につきまして、一括その概要をご説明申し上げました。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの3案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております3案件につきましては、平成31年度当初予算と関連がありますので、先ほど設置いたしました予算審査特別委員会に会議規則第39条第1項の規定により、審査を付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております3案件につきましては予算審査特別委員会に付託することに決しました。

この際、しばらく休憩いたします。

午前10時04分 休 憩

午前10時30分 再 開

議長（熊倉正治君） それでは、再開をいたします。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に小嶋謙一議員、副委員長に渡邊勝衛議員が互選された旨報告がありました。

以上で報告を終わります。

日程第15 議案第9号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第16 議案第10号 田上町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

議長（熊倉正治君） 日程第15、議案第9号及び日程第16、議案第10号の2案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程になりました2議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第9号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきましては、法改正に伴い、災害援護資金の貸付利率と所要の改正を行うものであります。

次に、議案第10号 田上町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正につきましては、学校教育法等の改正に伴い、町布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について所要の改正をお願いするものであります。

以上、2議案につきまして、一括その概要をご説明申し上げました。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり所管の総務産経

常任委員会に付託いたします。

日程第17 議案第11号 田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定について

日程第18 議案第12号 田上町総合公園Y O U・遊ランドの指定管理者の指定について

日程第19 議案第13号 田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定について

議長（熊倉正治君） 日程第17、議案第11号から日程第19、議案第13号までの3案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程になりました3議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第11号 田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定、議案第12号 田上町総合公園Y O U・遊ランドの指定管理者の指定及び議案第13号 田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定につきましては、いずれの施設も平成31年3月31日に指定期間が満了することから、平成31年度より椿寿荘については椿寿荘売店組合を、Y O U・遊ランド及び羽生田野球場につきましては環境をサポートする株式会社きらめきをそれぞれ指定管理者として指定するものであります。

なお、指定期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

以上、3議案につきまして、一括その概要をご説明申し上げました。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの3案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております3案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第14号 田上小学校空調設備設置工事変更請負契約について

日程第 2 1 議案第 1 5 号 羽生田小学校空調設備設置工事変更請負契約について

日程第 2 2 議案第 1 6 号 田上中学校空調設備設置工事変更請負契約について

議長（熊倉正治君） 日程第20、議案第14号から日程第22、議案第16号までの3案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程になりました3議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第14号 田上小学校空調設備設置工事変更請負契約、議案第15号 羽生田小学校空調設備設置工事変更請負契約及び議案第16号 田上中学校空調設備設置工事変更請負契約につきましては、いずれも2月8日の臨時会で議決いただきました小・中学校の空調設備設置工事請負契約の内容につきまして、国への交付金申請手続の都合上、工期を平成31年3月31日までとしておりましたが、このたび国の繰越承認を受けましたことから、その工期を平成31年9月20日までと変更させていただくものであります。

以上、3議案につきまして、一括その概要をご説明申し上げました。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの3案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております3案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり所管の総務産経常任委員会に付託いたします。

日程第 2 3 議案第 1 7 号 平成 3 0 年度田上町一般会計補正予算（第 9 号）議定について

日程第 2 4 議案第 1 8 号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）議定について

日程第 2 5 議案第 1 9 号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について

- 日程第26 議案第20号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議定について
- 日程第27 議案第21号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議定について
- 日程第28 議案第22号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
議定について
- 日程第29 議案第23号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定
について
- 日程第30 議案第24号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第4号）議定につ
いて

議長（熊倉正治君） 日程第23、議案第17号から日程第30、議案第24号までの8案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程になりました8議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第17号 平成30年度田上町一般会計補正予算（第9号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ1億938万4,000円を減額するものであります。

ほとんどが年度末に至り、事業がほぼ確定したことにより収入支出それぞれの増減整理をお願いするものであります。

主な内容といたしましては、まず歳入では町税において町民税の減額などや地方消費税交付金等は交付実績により増額を見込んでおります。国庫支出金は、社会資本整備総合交付金の決定により都市再生整備関連の増額のほか、国の補正予算による土木費補助金を追加いたしました。繰入金につきましては、財源措置として不用額が見込まれることから、財政調整基金からの繰り入れを社会資本整備総合交付金の決定により生涯学習センター設立基金からの繰り入れをそれぞれ減額といたしました。町債につきましては、事業の確定に伴う増額のほか、国の補正予算による道路整備事業債を追加いたしますが、その借り入れ限度額の関係で第4表、地方債補正もあわせてお願いするものであります。

一方、歳出では総務費におきましては、交付金の決定に伴う事業費の調整でまちづくり拠点整備事業費の減額など、民生費では事業費の見込みによる介護保険特別

会計への繰出金、障害者介護給付費の減額など、衛生費では国民健康保険特別会計への繰出金の増額など、事業確定による増減整理のほか、清掃センターの回収費用による消防衛生保育組合への負担金の増額などであります。農林水産業費では、事業確定による集落排水事業特別会計への繰出金の減額、交付決定による地籍調査関連経費の減額など、商工費では県央土地開発公社への経営支援の補助金として、本田上工業団地の分譲価格の割引相当額などをお願いしております。土木費では、国の補正予算による社会資本整備総合交付金事業として消雪パイプ削井工事費を追加するほか、下水道事業特別会計への繰出金の減額などをお願いしております。

なお、第2表、継続費補正につきましては、まちづくり拠点整備事業において社会資本整備総合交付金の決定額に合わせ、平成30年度以降の年割額の変更をお願いするものであります。

第3表、繰越明許費につきましては、国の補正予算を受け道路維持にかかわる社会資本整備総合交付金事業の関係予算を計上いたしますが、年度内での完成、執行が見込めないことから、その予算の繰り越しをお願いするものであります。

次に、議案第18号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ7,205万9,000円を減額するものであります。

また、第2表、継続費補正として契約実績に基づき、現行の年割額の変更をお願いしております。

次に、議案第19号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ773万6,000円を減額するものであります。

次に、議案第20号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ4,472万9,000円を追加するものであります。

次に、議案第21号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ117万2,000円を追加するものであります。

次に、議案第22号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ50万円を追加するものであります。

次に、議案第23号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第3号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ3,431万9,000円を減額するものであります。

最後に、議案第24号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第4号）の議定につきましては、収益的支出の水道事業費用予定額に152万4,000円を追加するとともに、資本的収入予定額を61万2,000円減額し、資本的支出予定額を800万円減額するものであります。

議案第17号から議案第24号までのそれぞれの各会計の補正予算の主な内容といたしましては、いずれも年度末に至り事業がほぼ確定あるいは確定見込みにより歳入歳出それぞれの増減整理をお願いするものであります。

なお、議案第20号では今後の国保財政の運営に備えるため、国保財政調整基金への積み立てもお願いしております。

以上、8議案につきまして、一括その概要をご説明申し上げました。ご審議の上、決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの8案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております8案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第31 議案第33号 新潟県市町村総合事務組合格約の変更について

議長（熊倉正治君） 日程第31、議案第33号を議題といたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま上程になりました議案第33号 新潟県市町村総合事務組合格約の変更につきましては、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合より、非常勤職員に対する公務災害補償に関する共同事務についても加入したいとの申し出があったことから、規約に同組合を追加するものであります。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願

ます。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論及び採決を行います。

議案第33号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

この際、議長からお願い申し上げます。各常任委員会に付託いたしました案件につきましては3月8日の本会議に、また予算審査特別委員会に付託いたしました案件につきましては、最終日の本会議にそれぞれ報告できますようお取り進めをお願いいたします。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時48分 散会

別紙

平成31年 第3回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第1号 平成31年2月28日（木） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開会（開議）	
第1		会議録署名議員の指名	4番 5番
第2		会期の決定	20日間
第3		諸般の報告	報告
第4	議案第25号	平成31年度田上町一般会計予算議定について	付託
第5	議案第26号	同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について	付託
第6	議案第27号	同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について	付託
第7	議案第28号	同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について	付託
第8	議案第29号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について	付託
第9	議案第30号	同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について	付託
第10	議案第31号	同年度田上町介護保険特別会計予算議定について	付託
第11	議案第32号	同年度田上町水道事業会計予算議定について	付託

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	議案第6号	田上町林業振興基金条例の制定について	付託
第13	議案第7号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	付託
第14	議案第8号	田上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	付託
第15	議案第9号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	付託
第16	議案第10号	田上町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について	付託
第17	議案第11号	田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定について	付託
第18	議案第12号	田上町総合公園YOU・遊ランドの指定管理者の指定について	付託
第19	議案第13号	田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定について	付託
第20	議案第14号	田上小学校空調設備設置工事変更請負契約について	付託
第21	議案第15号	羽生田小学校空調設備設置工事変更請負契約について	付託
第22	議案第16号	田上中学校空調設備設置工事変更請負契約について	付託
第23	議案第17号	平成30年度田上町一般会計補正予算(第9号)議定について	付託
第24	議案第18号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第4号)議定について	付託
第25	議案第19号	同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算(第1号)議定について	付託

日程	議案番号	件名	議決結果
第26	議案第20号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)議定について	付託
第27	議案第21号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定について	付託
第28	議案第22号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)議定について	付託
第29	議案第23号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について	付託
第30	議案第24号	同年度田上町水道事業会計補正予算(第4号)議定について	付託
第31	議案第33号	新潟県市町村総合事務組合理約の変更について	原案可決
		散会	

第 2 号

(3 月 7 日)

平成31年田上町議会
第3回定例会会議録
(第2号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 議 平成31年3月7日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 高 取 正 人 君 | 8番 | 熊 倉 正 治 君 |
| 2番 | 藤 田 直 一 君 | 9番 | 川 崎 昭 夫 君 |
| 3番 | 小 嶋 謙 一 君 | 10番 | 松 原 良 彦 君 |
| 4番 | 渡 邊 勝 衛 君 | 11番 | 池 井 豊 君 |
| 5番 | 中 野 和 美 君 | 12番 | 関 根 一 義 君 |
| 6番 | 椿 一 春 君 | 13番 | 高 橋 秀 昌 君 |
| 7番 | 浅 野 一 志 君 | 14番 | 小 池 真一郎 君 |
- 4 欠席議員
な し
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 町 長 | 佐 野 恒 雄 | 町 民 課 長 | 田 中 國 明 |
| 教 育 長 | 安 中 長 市 | 保 健 福 祉 課 長 | 鈴 木 和 弘 |
| 総 務 課 長 | 吉 澤 深 雪 | 会 計 管 理 者 | 渡 辺 明 |
| 地 域 整 備 課 長 | 土 田 覚 | 教 育 委 員 会 長 | 福 井 明 |
| 産 業 振 興 課 長 | 佐 藤 正 | 事 務 局 長 | |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 小 林 亨 |
| 書 記 | 中 野 祥 子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程と同じ

午前9時00分 開 議

議長（熊倉正治君） 改めましておはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付しております議事日程第2号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第1 一般質問

議長（熊倉正治君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に2番、藤田議員の発言を許します。

（2番 藤田直一君登壇）

2番（藤田直一君） おはようございます。これより一般質問に入ります。私の一般質問は3件です。よろしくお願いをいたします。

まず、1番目に、平成31年度一般予算についてでございます。「オール田上でまちづくり」、「町民の幸福を追求するまちづくり」を掲げて当選をいたしました佐野町長による初の予算編成でございます。田上町31年度当初予算案は、19年ぶり50億円突破の55億1,600万円の一般会計となり、歴代3番目の大型予算編成となりました。内訳を見ますと、一般会計で前年度より5億4,600万円の増、また特別事業会計では下水道会計で3億4,800万円の増、集落排水会計で150万円の減、国保会計で1,900万円の増、後期高齢者会計で200万円の増、訪問者介護会計で100万円の増、介護保険会計で8,600万円の増、水道会計、収益的支出で1,100万円の増、水道会計、資本的支出で1,371万6,000円の増の総額97億6,035万円となっております。

私の推測ですが、新年度予算編成には国、県などの予算編成方針、各種の計画資料や情報を把握して、総務課を中心に全庁的な体制で予算を積み上げて、町長を中心に予算編成作業が10月ごろから始まり、3月定例議会に予算案として長い時間をかけて送られてくる、このような経過だと私なりに判断をしております。皆さんか

ら集めていただいた税金でできた予算です。適正に生まれ、執行されているのか、日ごろから関心を持って、慎重に審議をしていきたいと思っております。

歳入について4点伺います。歳入では、町税1.3%、地方譲与税3.8%、ゴルフ場利用税10%、自動車取得税33.3%、分担金及び負担金32%の減で、ほかは全て増額でした。特に町債は、前年比55.4%の2億5,070万円です。また、財政調整基金から繰入金として2億400万円が計上されています。

そこで、お聞きいたします。第1点目、財政調整基金からの繰入金2億400万円の趣旨について伺います。

2点目、町債が増えた理由について伺います。

3点目、今回の平成31年度一般会計予算では5億4,600万円の増額となっておりますが、この増額は消費税の増税、要は8%から10%を前提に組まれた予算なのかを尋ねます。また、増額は幾らぐらいを予定しているかを伺います。

4点目、財政調整基金の残高推移は、平成29年度9億1,911万円、平成30年度は9億4,468万8,000円でした。平成31年度は、4億3,900万円を取り崩して、基金残高は5億577万5,000円となりますが、今後5年間先の推移額について伺います。

次に、歳出について1点伺います。歳出では、前年と比較して総務費3億1,000万円、農林水産費2,300万円、消防費9,700万円、教育費9,790万円が大きく増額をいたしました。

そこで、お伺いします。今回の増額で、町長が最も力を入れた政策は何かについて伺います。

続いて、一般廃棄物焼却施設のダイオキシンについてお伺いをいたします。平成30年12月14日の新潟県三条地域振興局健康福祉環境部の立入検査で、排ガス中のダイオキシン類濃度が基準値5ナノグラムトキシックイクイバレンツパーグラムに対して、検査結果13ナノグラムトキシックイクイバレンツパーグラムで基準を超過をしていたことが判明いたしました。その結果、施設の設置者、加茂・田上消防衛生保育組合施設長、小池清彦加茂市長に対して、次のような指導通知がありました。速やかに焼却施設1号炉を停止すること。基準を超過しないよう必要な改善を実施すること。1月下旬から施設の修繕を行うと聞いているが、当施設の改修により排ガス中のダイオキシン類濃度が基準値以下に低減したことが確認されるまで1号炉の停止を継続すること。これらの検査や結果の公表を加茂市長は違法として県知事に抗議をし、かつ県の停止命令は1炉では燃やし切れない巨大な量のごみを発生させ、大混乱を招くおそれがある不当な命令であるので、その撤回を求める声明を出

しました。また、私たち議員にも声明文が郵送されてきました。声明文の中で「有害と言えるほど出ていない。ごく微量なダイオキシン量に対し、炉の停止を命ずるということは、明らかに行き過ぎた不当な命令であります」と言っておられました。すなわち、有害と言えるほど出ていない、ごく微量なダイオキシン量に対して云々とは余りにも田上町民に対して、私は失礼な意見であると、実は思っています。加茂市内にある加茂市の管理施設なら、何を言おうが勝手であるが、現実はそのようではありません。施設のある場所は田上町であり、煙が出るのも田上町、ダイオキシンが飛散するのも田上町、巨大なごみを集積するのも田上町、ネズミが増えるのも田上町、これからだんだんと暖かくなるにつれて、流れ出す腐った臭気を嗅ぐのも田上町、ですからこのような状況の中で、そしてこの施設の周辺は穀倉地帯であり、大変おいしいコシヒカリの生産地でもあり、生産者も大変怒っています。事業を営む者が風評により経済的被害を受けた場合、誰が補償してくれるのでしょうか。この郵送されてきた声明文を読まれた方々がどのように受けとめ、どのように判断するかはわかりませんが、自分の主張をまくし立てるだけでは問題解決にはならない。これは、どこかの国の独裁者が言っているようなものでありますと私は思いました。可能であるならば、このような問題の多い施設は廃炉せよ、加茂・田上町衛生消防保育組合から退会せよ、田上町単独での焼却施設を建設せよと私は大きな声で言いたい。会議があるたびにいろんな意見が出ていますが、改めて今後の町長のお考え、または対応についてお伺いをいたします。

次に、ため池防災対策強化についてでございます。最近全国で集中豪雨や地震が多発する傾向にあり、これに伴い土砂災害も増加傾向にあります。東日本大震災では、ため池決壊により尊い人命が失われるとともに、住宅や農地などにも被害が発生したことは記憶に新しいことであります。また、平成30年7月豪雨においては、防災重点ため池、この辺では堤とも言いますが、中山間部の小規模ため池で決壊等が多く発生をいたしました。

ため池または堤とは、降水量が少なく、流域の河川に恵まれない地域などで農業用水を確保するために水を蓄え取水ができるよう、人工的に造成された池のことです。また、堤またはため池は、もともと降雨の集まってきやすい洪水路線に沿って発達しており、このため豪雨などの流出水は、一旦堤またはため池に貯留されてから余水によって下流に放流されます。そのおかげで洪水のピークが抑制されて、下流での溢水、河川の氾濫を未然に防いでくれる重要な働きをしてくれています。堤、ため池の多くは江戸時代以前に築造され、築造に当たっては各地域におい

て試行錯誤を繰り返し、得られた経験をもとに作られたと推測をされています。田上の堤またはため池がいつごろ築造されたかは、私は調べておりませんが、現在田上地内には3カ所の堤またはため池があります。一番大きいのが原ヶ崎地内、田上中学校の付近にある丸山新堤または丸山新ため池、そして原ヶ崎地内の木村造花店付近の文蔵堤または文蔵ため池、そして下吉田地内、鳶ヶ沢土砂才取り場付近の石生堤または石生ため池というのでしょうか、のこの3点であります。大雨時にはこれらの堤、ため池の上流や周囲のあらゆる箇所から氾濫した水が泥と一緒にここに流れてきます。そして、これら堤、ため池の下流や周辺には宅地化が進んでおり、災害の危険性が増しております。

そこで、2点伺います。1点目、現在それぞれの堤またはため池の管理者はどなたがされているのか伺います。

2点目、どのような安全管理がされているのか伺います。

以上で私の1回目の質問を終わらせていただきます。

(何事か声あり)

2番(藤田直一君) すみません。池の名前が間違えましたので、訂正させていただきます。石生堤ということだそうでございます。失礼いたしました。訂正させていただきます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) 改めまして皆さんおはようございます。それでは、藤田議員の質問にお答えさせていただきます。

はじめに、平成31年度一般会計予算についてでありますけれども、平成30年度予算と比べ、財政調整基金からの繰入金が増額となったことをお尋ねであります。平成31年度の予算編成に当たりまして、歳入と歳出の差が4億3,900万円あり、財源不足となることから、財政調整基金を取り崩し、繰り入れすることといたしました。まちづくり拠点整備事業関連や交流会館の施設備品の購入、羽生田小学校の消雪用井戸削井工事などで事業費が大きく増額となっております。

町債が増えた理由につきましては、まちづくり拠点整備事業、防災行政無線整備、道路舗装補修工事等の事業費の財源として借り入れを行うこととしたためであります。

消費税につきましては、今の8%から平成31年10月より10%に増税されることを前提にいたしまして予算編成を行っております。

なお、10月からの増税分の影響額といたしましては、約2,430万円と見込んでおり

ます。

財政調整基金の5年先の推移額につきましては、昨年11月にまちづくり財政計画でお示ししたとおりであります。平成30年度末の財政調整基金の残高は、財政計画の時点と比べて約5,000万円増額となり、9億4,468万円を見込んでおります。

また、平成31年度におきまして、まちづくり拠点整備事業において地域連携施設の整備費についても起債が可能であることを確認できましたことから、1億2,700万円を借り入れすることといたしました。そのため、財政調整基金からの繰入額は財政計画上よりもその相当額をさらに抑えることといたしました。

しかしながら、今後も厳しい財政運営が続くことは認識いたしております。財政計画で示した内容よりも財政状況が少しでも改善していけるように、事務事業や施設管理の見直し等、財政運営の健全化を検討する必要があると考えております。

なお、今回の歳出予算におきまして、最も力を入れた政策は何かとお尋ねではありますが、歳出予算の増額として金額的に大きい事業といたしましては、まちづくり拠点整備事業や防災行政無線整備、交流会館の施設備品の購入などが挙げられます。政策として私のカラーを出したかったものとして、福祉教育分野において、特に新たな公共交通導入に向けた検討と学校給食費の負担軽減制度であります。

次に、一般廃棄物焼却施設、ダイオキシンについてでございます。冒頭にこのたびの清掃センターのダイオキシンの基準値超過に関連した一連の経過につきまして、町民の皆様大変ご心配をおかけしていることについて、この場をかりておわびを申し上げたいと思います。

田上町は加茂市と一部事務組合を設立して、昭和46年より共同で様々な行政サービスを行っております。共同事務としては、ごみ処理以外にも火葬場、し尿汲取り、消防、最近では病児保育の業務を行っておるところでございます。これら全ての業務につきましては、住民生活に直結するものであり、田上町単独でこれらの業務に取り組むことは、財政的な面から考えても非常に難しい状況であると考えております。

ともかく私自身、消防衛生保育組合の副管理者という立場もありますことから、管理者である加茂市長と協議をすることで、現状の改善に努めてまいりたいと考えております。

最後に、ため池の防災対策強化についてであります。町内には3カ所のため池があり、それぞれ農業用の施設として整備され、活用されてきた歴史的な背景があります。文蔵堤及び石生堤については、管理者はそれぞれの地区であります。田上中

学校付近の丸山新堤につきましては、町が管理をいたしております。

なお、丸山新堤につきましては、大雨の際の貯水機能としての役割があることから、町の地域整備課が堤の状況については観察をいたしております。文蔵堤と石生堤につきましても必要に応じて町職員が巡視するよう努めてまいります。

国では、ため池の管理、特に大雨時の対応等について危惧をいたしており、町でもため池の巡視、管理等につきましては、必要に応じて適切に対応したいと考えております。

以上でございます。

2番（藤田直一君） 今ほど町長から町債が増えた理由、また調整基金の趣旨についてお伺いをいたしました。私2回目の質問といたしまして、町債が増えた理由、町長いわく大きな建設工事、また備品等購入等々で上がったというお話でございますが、上がり続ければ厳しい財政運営をしなければならないと思います。平成29年度版まちづくり財政計画では31年度の町債費、借金と私は言いますけれども、総額は3億2,810万円ですが、今回の31年度予算では町債費7億320万円という数値が倍になっています。町では毎年前年度の決算状況から5年間を見通した財政計画と事業計画の見直しを行っているはずだと思っています。町の事業は単年度で終わるのであれば、大きな影響はないと思いますが、数年にわたる大きな事業を着手すると、よほどのことがない限り途中で中止は難しい。だから、財政計画を立てて、チェックをしながら運営をしっかりと行う責任が執行部の皆さんにはやっぱりあるはずなのです。新町長による初の予算を組んではみたが、借金が多過ぎて町民の皆さんが望む政策が停滞していくのではないのかと私は心配する一人でもあります。こういうことを踏まえまして、町長の今後の考えありましたらお伺いをしたいと思います。

そして次に、消費税の件でございますが、今ほど予算編成については、10月の消費税のアップを見込んで計画をしているということのお話でした。このアップが実施されれば、交付金が二千数百万円増えてくるということですから、増額で来るわけですから問題ありませんが、万が一この景気いかんによっては、国は景気がいいと言っていますが、地方では私は決してよいと思いません。この先のことはわかりませんが、万が一増税はしないよとなった場合、増税分の原資として組まれた31年度予算はどういうふうになるのか伺います。

それから、財政調整基金の残高は、一般会計予算に対してどれぐらいの残高があれば適正と言われる額なのかを伺います。

それから、堤についてでございます。管理者は、言われるように、中学校の脇は

町が管理しているということです。それ以外の2カ所については地域で管理しているということでもあります。私も、そうであれば地域のどういう管理をしているかをしっかりと確認をした中で、また調べた中でいろいろと質問していかなければならないと思いますが、ただ言われるのは原ヶ崎の文蔵堤は、見てのとおりもうすさまじい堆積物で、実は堤の役割を本当に果たしているのだろうか。もうすぐ近くですから、見ていただいたらわかるのですが、流れてくる水はあの上流部にある竹やぶ、あそこが大雨になると、もう水路になるのです、川に。一般の小さな雨水は道路の側溝で全部流れて出てきますが、大雨になると全部氾濫するのです。特に大原団地のほうからずっと来る水は、もうさばき切れないぐらい原ヶ崎のこちらのほうに向かって、こちらと言ってもあれですか。旧原ヶ崎の今田上の衛生社があります昔の保育所、あの道路に向かってずっと流れて、すさまじい勢いで氾濫して流れてきたのが、そっくり裏の竹やぶに向かって落ちて行って、全部削るのです、中を。ですから、竹やぶの中に入ってみようと、すばらしい川幅になっています。でも、雨が降らなければ、別に道路みたいになりますけれども、雨が降ったらすさまじい川になるので、それが全て文蔵堤に全部流れてくるのです。ですから、文蔵堤はすさまじい堆積物でほぼいっぱいになっています。ですから、これを私は、洪水のときにあそこに水が押し寄せてくる、あれからまた余水が出ているのもわかりますが、今の状態ではもっと降ったら、あそこ氾濫する、そういう心配していますので、ぜひ今後、地域としてどういう管理しているかは、区長さんとも相談した中で町のほうも、あそこのヘドロを上げるなり、対応策を考えていただければ下流部の皆さんは安心できるのではないかというふうに思います。

以上で2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） まず、財政の問題でご質問をいただきました。

確かに借金がかさんで、町民の皆様方の望む政策というものが停滞するのではないかというふうにご心配をされておるわけで、当然借金が増えていけばそういう形になろうかと思えます。いわゆる財政は一年一年動いていきます。したがって、とにかくしっかりと一年一年、チェックをすることが大事だと、こう思っておりますし、安定した財政運営にしっかりと努めてまいっていきたいなと思っております。

それから、消費税のアップの関係がございました。消費税アップが延期となった場合、当然補正予算なりで減額をさせてもらうような形になろうかと思えますが、金額の少ないものについては、そのままというふうなこともあろうかと思えます。

それから、財政の関係については、また後ほど担当課のほうから補足といいます

か、説明をさせたいと思っております。

3点目がどれくらいの残高が、調整基金残高があれば適当かというふうなお話があったかと思えます。一般的には標準財政希望費の10%程度というふうに言われておるようですが、これも一概には幾らということとは言えないのだと思えますけれども、それでも少なくとも3億円程度は必要なのだろうと。例えばどんな災害が起きるかもしれない昨今ですので、その程度はとにかく最低限は必要なのではないかなというふうな捉え方をさせていただいております。

それから最後に、ため池のお話がございました。現在3つの堤なりため池があるわけでありまして、田上中付近の丸山新堤ですかね、これにつきましては今でもいわゆる調整池についての役割と申しますか、これは多分果たしているのだろうと思えます。しかしながら、石生堤と文蔵堤、これにつきましては、ため池の用途と申しますか、そういう調整池としての役割は多少あるのかもどうかもしませんが、今は農業用地のため池としての役割は果たされていないのかなというふうな感じもいたしております。

いずれにいたしましても、町がいわゆるそれらについては観察をさせていただいておるところでございますし、詳細につきましては地域整備課、担当課のほうから説明をさせたいと思っております。

以上でございます。

総務課長（吉澤深雪君） ただいまの藤田議員のご質問の中で、財政の関係でちょっと補足説明ということでさせていただきますが、財政計画において、町債の平成31年度の発行額、予定額が3億2,800万円というふうにお聞きしたのですが、私どものほうで財政計画で示した平成31年度の起債、町債の発行予定額は7億6,000万円程度を予定ということで計画をしておきましたので、その点ご確認いただきたいと思えます。

地域整備課長（土田 覚君） 私のほうからため池の関係の詳細についてお話しさせていただきます。

町長が答弁したとおり、丸山新堤については、調整機能を有した調整池でございます。町のほうで十分な管理をしております。

それから、石生堤と文蔵堤につきましては、管理者が地区になってございますけれども、今現在、利水を目的とした調整池とはなってございません。したがって、大雨時のときの土砂が流れてきて、堆積物が多くあるというお話でございますけれども、その堆積物を上げますと、また林地のほうの法とか、そういう部分もま

た土砂を引っ張ることになりますので、十分な職員巡視による堤の点検はいたしますけれども、関係区長とも相談しながら、こういったパターンがいいのかも相談しながら点検してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

2番（藤田直一君） ありがとうございます。

それで、もう一度財政健全化のために将来借金は、町長いわく少しでも減少傾向にしていかなければならないというお話でありました。私もやっぱりそのとおりだと思います。かといって、削るものは削る、削らなければならぬのもあるでしょう。また、我慢しなければならぬのもあるでしょうが、健全化を目指して、今後の対応をしっかりとお願いしたいと思います。

それから、今ほど税金について、消費税のアップについてであります。もし見直しが必要となった場合、取り崩しも考えているということでもありますから、心配はしていませんが、特に福祉や高齢者施設に、しわ寄せが行かないようにぜひお願いしたいというふうに思います。

私の3回目の質問は以上でございます。

町長（佐野恒雄君） いずれにいたしましても、とにかく大変厳しい財政状況ではありますけれども、少しでも改善していけるように、これからも事務事業、施設管理の見直し等に、財政健全化に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長（熊倉正治君） 藤田議員の一般質問を終わります。

次に、3番、小嶋議員の発言を許します。

（3番 小嶋謙一君登壇）

3番（小嶋謙一君） 皆さん、おはようございます。私は本定例会において、次の2点に対して質問いたします。

1つは、先ほども上がりましたが、清掃センター燃焼施設の老朽化に伴うダイオキシン濃度が基準値を超えたことに対し、町民への説明など、町当局の対応についてであり、いま一つは町長の平成31年度施政方針の中から、特に産業の振興について町長の決意を尋ねるものであります。

最初に、清掃センターの燃焼廃棄中のダイオキシンが基準値を超えていたことに関し、町並びに町長の対応について伺います。

1点は、ダイオキシン問題が新聞報道されていたにもかかわらず、町当局は町民へこれまでの経緯や当面の対応など、全く説明をしていません。このことについて、とりわけ農家は風評に敏感で、町のこのような対応に不信感を抱いています。チラ

シはもとより、広報「きずな」にも掲載されていません。なぜ町民へ知らせなかったのか、この説明を求めます。

2点目は、管理者の加茂市長が燃焼施設1号炉に対する県の停止命令の撤回を求める声明を発表したことに、町長はどのような見解を持っているのか尋ねます。この声明の中で管理者は、改修だけでは基準の5ナノミリグラムをまだ上回る可能性を危惧している反面、数値が基準値まで下がらなかった場合、例えば数値が6や7だったらどうするか、1号炉をとめておくと、ごみが30トンずつどんどんたまっていく、県当局はこの事態を軽く見ていると、田上町の環境悪化や町民の健康よりもごみ処理を優先しています。このことは明らかです。町は、このようなことを看過していてよかったのか、毅然と抗議すべきであったと思いますが、町長の考えを尋ねます。

3点目は、管理者が今日まで行ってきた「修理すれば新品と同じ」という論法は、今回のダイオキシン問題で崩れていることは周知するところです。31年度予算では、町長が公約に掲げた公共交通の整備や学校給食費の助成など、まちづくりと子育て、教育関連に重点を置いています。清掃センターの今後のあり方についてもしっかり議論し、検討する時期に来ています。このことは、まちづくりの中でも大きな課題になり、町長の積極的な対応と指導が望まれますが、このことに対する町長の決意を尋ねます。

次に、平成31年度施政方針から特に産業の振興について尋ねます。町長は、施政方針の最後に、町民福祉の向上に努力することを約束して、演説を閉じています。私は、産業の振興がまず先にあってこそ自主財源の確保につながり、町独自の福祉等の施策を実行するための原資になると考えていますので、特に産業の振興について質問します。

1点は、農商工連携協議会を軸に、新たに田上町ブランド戦略に取り組むとありますが、これまでの取り組みとの違いは何か尋ねます。

田上町のブランド品開発は言われて久しく、これまでは取り組みの具体性が見えなかったように思います。あえて新たにと言われる中に、戦略へ向けた町長の決意がうかがえます。関連予算では、農商工連携推進補助金の500万円が充てられると思いますが、戦略を具体的に進めるためにも、専門家をアドバイザーに迎えることも必要であると思います。最初に、ブランド戦略の取り組みと専門家の起用是非について町長の考えを尋ねます。

2点目は、園芸作物育成事業の支援を行うとありますが、支援の中身をどのよう

に考えているのか、また支援にかかわる予算が計上されていませんが、どこから工面するのか尋ねます。

3点目としまして、町の最重要課題の一つとして捉えている本田上工業団地の工業誘致に積極的に努めるとあります。しかし、このための予算は計上されていません。どのような取り組みを考えているのか尋ねます。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、小嶋議員の質問にお答えさせていただきます。

はじめに、清掃センターの老朽化に伴うダイオキシン基準値超えに關した町の対応についてでありますけれども、町民の皆様にご心配をおかけいたしておりますことに大変おわびを申し上げたいと思います。

清掃センターの排出ガスから基準値を超えるダイオキシン類が検出されたことにつきましては、町広報紙「きずな」3月号で、その現況報告ということで町民の皆様にお知らせする予定でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

施設の状況といたしましては、報道等にもあるとおり、1月16日より問題のあった1号炉の稼働を停止しております、対策のための必要な修繕を実施いたしておりますところであります。健康及び周辺環境への影響につきましては、直ちに影響を生じる濃度とは言えないとのことであり、ダイオキシン類の健康への影響は長期的暴露で評価するものとされており、長年にわたる摂取で影響が生じる可能性は否定できないものの、短期間では影響はないものと考えられております。

なお、ダイオキシン類は農作物には吸収されにくい性質であるとのことでございます。

いずれにいたしましても、今後このようなことが発生しないよう、消防衛生保育組合の共同管理者として、組合事務局と連携して対処してまいりたいと考えております。

加茂市長の焼却停止の撤回を求める声明等につきましては、私は消防衛生保育組合の副管理者という立場もありますから、共同管理者として発言は差し控えさせていただきますしたいと思います。しかしながら、決してこのままの状況でよいとは考えてはおりませんので、今後の対応等につきましては、管理者である加茂市長とは協議していきたいと考えております。

次に、平成31年度施政方針から、特に産業の振興ということについてありますが、田上町ブランド戦略につきましては、これまでの取り組みとの違いをお尋ねであ

りますが、農商工連携協議会を通じて、これまでは町の農産物を素材とした商品開発や町の特産であるタケノコの生産に関連して、間伐地区を活用したスダケの研究などを行ってきました。従来の取り組みでは、町のブランド向上には具体的な戦略性が弱く、結果として町の魅力や知名度の向上、シティープロモーションにつながるものではなかったと考えておるところでございます。

平成32年には、待望の403号バイパスの新潟方面への開通、道の駅の開業という絶好の機会となることから、町外から多くの方々に来訪していただき、交流人口の増加につながるような、町の魅力向上につながるようなブランド戦略が必要であると考えております。ブランド戦略には、戦略性、計画性、継続性が求められることから、外部の専門家も入れて町の観光やまちづくりにおける現状と課題を整理する中で、道の駅の開業に向け、ブランド戦略プランを作成するとともに、町をPRする商品開発にも取り組んでいきたいと考えております。道の駅とも大きな関連がありますことから、これを推し進める体制として、農商工連携協議会とともに、道の駅の指定管理希望者であるにぎわい創出組合とも十分協議して取り組んでいきたいと考えております。

園芸作物育成事業の支援につきましては、圃場整備予定されている上横場地区、新津郷田上地区において、加工用タマネギ生産に向けた計画があります。この中で生産機械や集出荷場の整備を近隣市町村やJA等と連携して、生産から販売まで一貫した体制がとれるよう準備をしております。町でも施設整備を支援していきたいと考えておりますし、具体的には農地費の負担金という形で予算をお願いしておるところでございます。

本田上工業団地の企業誘致につきましては、なかなか販売までにはつながらない困難な時期が長期間続きました。しかし、平成29年度から30年度にかけて、企業の進出などによる分譲件数は既存工場の拡張も含めると4社、面積は約2万5,000平米を売却することができました。企業誘致のために予算を伴う取り組みは今のところ予定しておりませんが、今後も県など、関係機関と連携をいたしまして、情報収集を密に行うことで、企業誘致に至るよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

3番（小嶋謙一君） 1問目につきましては、ダイオキシンに関係したものについてはわかりました。よろしく対応をお願いしたいと思います。

2点目の私、今回質問の中での本題なのですが、町の産業振興、町の将来を見据えた形で、これは本当に大きな問題であり、課題であると私は考えておりま

す。先ほどのお話の中で、ブランド戦略ということにつきまして答弁がございましたけれども、戦略、計画、それから持続と言われましたプラン作成、少し中身、ここで町長が描いているものがあつたら具体的に1つ披露してもらえればと思いますが、どうでしょうか。それが1つです。

それと、産業振興、それも農政に関しては人、自然、資金がかかわり難題が山積している非常に難儀な施策です。かといって、避けて通れるものでもなく、先人から培った田上の産業となる農業を見据え、その施策に関して町長の決意を再度お聞きしたいと思います。

とりわけ、今回町長も施政方針の中で述べられた園芸作物育成事業に関しては、これまで議会の中で何度か取り上げられてきました。しかし、農業再生推進協議会をはじめ、協議会で議論してきても、その成果が見えてこなかったのが現状につながっていると思います。このことは田上町だけではなく、他の市町村も同様であります。稼げない産業であるため、担い手がないといった共通の問題を抱えて今日まで来ました。このたび知事の肝いりで農業改革基本戦略推進会議が設置され、この6月から本格的に園芸作物へ力を入れる方針であることを耳にしました。施政方針で述べられていた園芸作物育成事業の支援も、これを受けてのことかと私なりに解釈していますが、このことはこれまで具体化した施策を打ち出してこなかった県当局が前向きに園芸作物の推進に力を入れるという、田上にとって大きなチャンス到来だと私は受けとめています。町も田上のブランド戦略と融合させた形で行動を起こすべきです。これまでのように協議会に丸投げという、丸投げと言うと語弊があるかもしれませんが、これからは町が旗振りとなって事を進めるべきであります。そのためには、もう一度現状を把握し、田上の場合は何がネックになっているのか、それを解消するには何をどうすればよいのか、恐らく執行の皆さんも何が要因かわかっていることもあると思いますが、ぜひとも現場にかかわっているおのこの生産組合員と話し合っ、切実な要望をしっかりと聞き取って、対策の練り直しを行ってほしい、町長にはまずこのことを指示していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

先般、三条地域振興局の農業普及センターを訪ね、所長さんと懇談してまいりました。そのときの話を参考に、田上町の農業施策について私なりの考えを述べさせていただき、町長の考え、あるいは産業振興課長の考えをお聞きしたいと思います。

田上の場合、稲作と兼業で園芸作物に取り組むことになるのは、これは明確であります。そこで、既存園芸、産地です。既存園芸の再生に力を入れるべきです。桃

は無袋、これは袋をかけない桃なのです、田上の桃は。品質の評判が非常によく、これはブランド化しつつあると思います。県もそのように認めていました。梅は加工所もあり、町は既存産地の再生と規模拡大に努める、この点の手だてを考えていく用意がありますかというところをまずお尋ねします。

稲作との兼業品目として先ほど話ありましたが、上横場地区で加工タマネギに取り組んでいます。今後、新潟市に集荷場も整備されるそうで、タマネギは今後産業として期待できますけれども、田上の場合は水田フル活用に向けた排水対策など、生産基盤の整備が必要で、この点今後どのように取り組んでいくのか尋ねます。

園芸振興基本戦略に対するもろもろの意見をいろいろ資料として見せていただきました。田上にも該当するものとして、園芸導入に対する意識の醸成、生産者への動機づけ、新規就農者への自立支援が上げられますが、田上として、町としてどのように対応していくのか尋ねます。

現実には、次の2通りになるのではないかと私は考えています。まず、担い手の確保と法人化、法人化はこれは稲作と園芸との兼業であります。そして、できるならば大型化、要は1億円算出を目指すぐらいの気構えも私はあってほしいと思います。

また、これは法人化としても1人ではなくて、3個以上の法人であれば県費の補助も受けやすいということも耳にしてきました。それと、直売所のフル活用、これは担い手を確保しつつ、販売の裾野を広げていくという、現実的には直売所、ここそこにありますけれども、このフル活用する方向で行くのも現実であろうと思っています。

次に、本田上工業団地に対する誘致であります、これP L A N Tに対する後始末は今どのように進行しているのか、また今後の見通しについて最後に尋ねます。

以上です。

町長（佐野恒雄君） 小嶋議員からいろいろとご質問をいただきました。

いわゆるブランド品、今回私は、バイパス開通に伴って、道の駅のオープンを計画をしておるわけですが、道の駅オープンをちょうどチャンスだと捉えております。これまでも農商工連携協議会でいろいろとブランド品の開発等を進めてきておりますけれども、いわゆるブランド品というところまで果たして行っているかということ、なかなかそうではない実情があらうかと思えます。これらにつきましては、それこそ外部の人たち、先ほども第1回目の答弁でお話をさせていただきましたけれども、外部の人たちからも入っていただいて、町の魅力、町のブランド品とい

うよりも田上町のブランド化ということ、これをぜひひとつ進めていかななくてはならぬのかなと、こんなふうには実は考えております。その中にいろんな、例えば加工品なんかが入ってくるのだらうと思いますし、町の特産でありますタケノコの関係も入ってくるかと思えます。そうしたものをそれぞれ活用した中で、ぜひひとつ農商工連携協議会の中で従来にない形でもっと力を入れた形で、しっかりとした町のブランド化にこれから努めていきたいな、こんなふうには実は考えております。

それから、いわゆる園芸作物ということで、農業の関連でいろいろ小嶋議員のほうからお話をいただきました。今回横場で、それから新津郷の田上地区で圃場整備が計画されました。その中でやはり県が、それぞれ先ほど小嶋議員言われた米一辺倒ではなく、稼げる農業、そうした推進ということ、それを県が言っておるわけであり、これに2割の園芸作物の推進ということ、を言われているわけであり、これらにつきましては、積極的に稼げる農業として園芸作物の推進を図っていければ、こんなふうには思っております。そういう中で、タマネギというふうな話もあるわけではあります、この前農業関係の会議がございました中で、なかなか町の土壌の関係もあって、タマネギといってもというふうな話がございました。それらは時間をかけていく形になろうかと思えますし、決してタマネギだけにこだわったことでは私はないと思っておりますし、どういふものがこの田上町に土壌であるとか、田上町に適した園芸作物があるのかと、それらについてもやはり農業関係者の方々といろいろと話を詰めていかなければならないかなと思っております。

いずれにいたしましても、この農業問題、いろんな問題、課題がございます。先ほど小嶋議員がおっしゃられるように、担い手の問題であるとか、農業従事者の減少化というふうなことも、様々な課題がございます。当然それらにつきましても、農業関係者の方々としっかりとやはり協議をさせていただきながら、そういう積極的に若い人たちがこの農業に取り組めるような環境づくりも大事だと思いますし、そうしたものに手を挙げる人たちに対して、しっかりと支援をしていくこと、このことも大事なのではないかなと僕は思っております。

いずれにいたしましても、そうした農業関係の方々と協議会を通じて、しっかりと支援できるところは支援していきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

3番（小嶋謙一君） 最後に、本田上のPLANTの後始末について。

町長（佐野恒雄君） 本田上工業団地のPLANTの進出断念、これにつきましては大変町も期待もしておりましたし、町民の方々の期待も大変大きかったところで、ま

ことに残念ではあります。つきましては、今いろいろとPLANTとの協議をこれから進めていく段階でありますし、またそのあいたところにつきましては、大きな面積でありますけれども、これから積極的に誘致を進めていきたいなと思っております。

以上でございます。

3番（小嶋謙一君） どうもありがとうございました。

最後のPLANTのことですけれども、ある程度見通しがつかないと、今後誘致とかというふうにはつながっていきませんよね。要するに後始末の見通しということで今お尋ねしたのは、それはっきりしないと次に誘致とかとはできないわけですので、その辺ちょっとお聞きしたかったので、もう一点お願いします。もう一回PLANTの後始末について。今後の見通しをお願いしたいと思います。

それとあと、園芸作物についてですけれども、この中で、課長のほうが答弁をお願いしたいと思うのですけれども、ここその生産組合、タケノコをはじめ、梅、もろもろありますけれども、生産組合との協議といいますか、話し合いというのはどの程度の頻度で、どのような形で設けているのか、まずその中の中身、課題となっている中身というのはどういうのがあるのか、ちょっと話をお聞きしたいと思いますが、この2点お願いいたします。

町長（佐野恒雄君） PLANTの問題につきましては、PLANTの側、会社側とこれからしっかりと協議を進めてまいります。

産業振興課長（佐藤 正君） それでは、今ほどの小嶋議員のご質問にお答えさせていただきます。田上町の中では梅組合、それから桃組合、それから果樹組合等々の組合等がありまして、あとタケノコ生産組合等もありますが、いろんな組合がございます。最低年2回はそういう総会、それから会議等に参加をさせていただいております。私も今年初めてでございましたが、いろんなご意見を聞く機会が実はありまして、やはり梅組合等々については、やはり特に担い手がない、梅は売れるけれども、なかなか担い手がないというような状況も、実はお聞きをしておるところであります。これから町としてどのような支援ができるのかも含めまして、できる限りの支援は検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

私から以上です。

議長（熊倉正治君） 小嶋議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時08分 休 憩

午前10時20分 再開

議長（熊倉正治君） それでは、再開をいたします。

次に、4番、渡邊議員の発言を許します。

（4番 渡邊勝衛君登壇）

4番（渡邊勝衛君） 4番、渡邊です。改めましておはようございます。

昨年、西日本を中心に記録的な大雨となった平成30年7月から昨日で発生から8カ月、北海道地震から昨日で発生から6カ月となりました。最大地震7を観測し、国内初の全駅停電を招きました。関連死を1人含め42人が死亡し、782人が負傷しております。北海道は、仮設住宅233戸を整備し、205世帯、455人が暮らしております。厚真町では、これから災害公営住宅を30戸建設、安平町では斜面崩落の13世帯32人に避難指示がまだ出ております。液状化被害に遭った札幌市清田区の里塚地区では、5月ごろ、傾いた住宅の100棟と道路の地盤改良工事が行われるそうです。これから本格的な復旧に入るのが現状でございます。本県でも、昨日の新聞では河川津波の発生した場合、堤防だけでの抑制は限界と言われ、高い場所に避難が基本と言われております。田上町でもこれからの対応が必要となるかと思えます。

今回も過去3回の一般質問と同じく安全、安心に関する一般質問をさせていただきます。今回は3つのテーマで、最初は清掃センターについて、2番目は防災、減災について、最後は1月9日に発生しました送水管の漏水についての3つのテーマで町長に尋ねます。

まず、1番目、清掃センターについて、今日3人目の質問となるわけでございます。本当にいろいろな面で危機管理が必要かとなっている状態かと思えます。清掃センターは加茂市・田上町消防衛生保育組合が田上町原ヶ崎地内で運営する一般廃棄物焼却を目的として、昭和55年10月に完成、供用されております。近年は、老朽化が深刻になっており、その運用を含めて、田上町民から不安の声が上がっております。昨年12月14日、県が立入検査を実施。同施設の2つの焼却炉のうち、1号炉でサンプルを採取したところ、ダイオキシン類について、大気中の1立方メートル当たりの毒性等量が基準の5ナノグラム、10億分の1グラムの2.6倍となる13ナノグラムが検出されました。検査は県内の事業所の中から、昨年度は14カ所を設定して行ったものでございます。同施設については、報告されていた施設の自主検査によりダイオキシンの類の基準が上回っている可能性が高いと判断されたため、今回立入検査の対象となりました。県では今回の結果を受け、組合に対して速やかに1号

炉の停止を指示。1月下旬にバグフィルターの交換や煙突の清掃など、改修作業に入り、その結果、フィルターの除去機能の回復や燃焼効率の改善などにより、排ガス中のダイオキシン類濃度が基準以下に低減したことが確認されるまで、1号炉の停止を継続することを指導したそうでございます。なお、2号炉は、今回施設の自主検査の結果から問題が見られなかったことから、検査の対象にしていなかったこととでございます。2月の県議会、代表質問でも県民の安全と安心にかかわる問題と対応を求めています。

質問は3つあります。まず、1番目、ダイオキシン類濃度検査から見ますと、平成29年度から測定結果がよくありませんが、一番の原因はどこにあるか、町長にお聞かせ願います。

町長は、町民にきれいな空気を提供するため清掃センターを改修、新設しますとのことですが、現時点での今後の計画をお聞かせください。

3番目、加茂市・田上町消防衛生保育組合の管理者は小池加茂市長でございます。副管理者は佐野町長でございます。今後の清掃センターに対して会合日程があればお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、2番目の防災、減災について。自然災害が激甚化する中、取り組みを抜本的に見直し、町民の安全、安心の確保のため防災、減災をもう一段加速させる必要があるかと思えます。

昨年6月18日、大阪北部地震が発生しました。その後、西日本豪雨では、15府県の被災地で222人が土砂崩れに巻き込まれたり、浸水被害を受けたりしたことによる直接死で亡くなりました。岡山、広島、愛媛3県によると、被災後のストレスなどによる関連死で13の方が犠牲になっております。共同通信の集計では、大阪、岡山、広島の3県で9人が行方不明だそうでございます。犠牲者は、15府県で合計244人になっておるそうでございます。消防庁のまとめによると、住宅損害被害は計2万1,460棟、内訳は全壊が6,758棟、半壊が1万873棟、一部損壊が3,829棟だそうでございます。国土交通省によると、JRと私鉄で最大115路線が運休、レールが流されるなどした2路線が今も運休しており、全ての復旧は今年の秋ごろとの見込みだそうでございます。孫を亡くした方は、今年は正月らしいことは一つもしていないと無念さをにじませていたそうでございます。

今年に入ってから、1月の3日に熊本県和水町で震度6弱の地震が発生しており、熊本県では1年9カ月ぶり、大きな地震が発生しております。2月21日には、北海道厚真町でも震度6弱の大きな地震が発生しております。東日本大震災から8年が

経過しようとしておりますが、2月23日、24日の2日間、福島海上保安部が3年ぶりに相馬市の沖合で不明者潜水捜索を行いました。海の底をしっかりと捜してほしいとの遺族の要望に応えた行動でありました。まだまだ大震災の爪跡は大きく残っております。復興、課題は山積みになっておるそうでございます。安心、安全を考えれば、防災、減災の強化は町民を守り、町民を幸せにするものであると思います。

質問3点でございます。来年度は、洪水浸水想定ハザードマップが作成されます。どのような日程で配付されるか尋ねます。

2番目、防災士も町内で20名を超える数となりました。これからの災害に対応するには、田上町防災士会を結成し対応するのが不可欠です。今後の対応を尋ねます。

平成最後の年、町長は自主防災組織の強化を図り、地域ぐるみの防災体制を高めていきたいと施政方針で話されましたが、どのような内容で進めますか、尋ねます。

3番目、送水管の漏水について。今年1月9日水曜日、三条市柳沢調整池の送水管が漏水しました。田上町の観音山調整池がカバーする1,383戸が断水しました。三条地域水道用水供給企業団によると、9日の午前5時半ころに送水管の異常を知らせる警報が鳴り、三条市上保内の市道の下の直径450ミリの送水管の継ぎ手部分が外れ漏水していました。この故障で加茂市の矢立調整池、都ヶ丘調整池、田上町の吉田新田調整池、観音山調整池に水を送れなくなり、矢立、都ヶ丘、吉田新田の3つの調整池がカバーする範囲は、別の調整池があることから、即時の断水は免れました。一方、観音山調整池がカバーする川ノ下、上野、山田、中店、湯川、後藤、曾根、下吉田地区では11地域は別の調整池がないことなどから午前11時から断水しました。湯田上温泉4つの旅館、飲食店などの事業所や住宅など1,383戸が断水、町は断水開始とともに給水所を16カ所開設し、午後10時まで対応を行いました。同企業団は故障した送水管の交換工事を行って送水を再開、10日午後10時に観音山調整池に水が入り始めました。町は、2時間ほど調整池に水をため、午前2時から水道本管の泥を吐き出し、6時半には各世帯への水の供給を開始、この日も午前6時から前日と同じく16カ所の給水所を開設しました。水の供給再開を確認した上で、7時30分に撤収したそうでございます。給水手段がなく、今回は断水となりましたが、必ずや発生する災害、今後の課題としてほかの給水手段が必要となります。ライフラインの中で特に私は水が重要かと思えます。故障した送水管は平成22年度に布設したもので、まず老朽化とは考えられないそうでございます。

質問といたしまして、平成29年度、30年度における水道管の老朽化による工事は何カ所ありましたか。尋ねます。

2番目、水道管の老朽化防止のための保全計画は今後考えますか、尋ねます。
危機管理から考えれば、ほかの市町村との連携を模索しながらの対応も必要かと思
います。今後の考え方及び対応日程があればお聞かせいただきたいと思
います。

1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、渡邊議員の質問にお答えさせていただきます。

はじめに、清掃センターについてであります。建設から38年が経過いたして
おりまして、施設の老朽化が進んでいる状況は否めないと思
います。施設の管理、運
営につきましては、消防衛生保育組合で思案しながら、その都度修繕し、機能回復
に努めているところであります。抜本的な解決には至らないこともあるかと思
います。

清掃センターの今後の改修、新設計画についてお尋ねですが、まずは管理者であ
る加茂市長と協議を重ねていくことが必要であり、現段階ではお話しできる具体的
な計画はございません。また、清掃センターについて、今のところ管理者と協議す
る予定はございませんが、このままでは決してよいとは考えてはおりませんので、
時期を見て今後の対応等について協議していきたいと考えております。

次に、防災、減災についてであります。洪水土砂災害ハザードマップの作成に
つきましては、平成31年度末までには完了する予定であり、来年の出水期前まで
には各世帯に配布したいと考えております。

防災士会の結成につきましては、自主防災組織の田上町の結成率はおかげさまで
100%となり、それぞれの地区では防災士の養成も含め、様々な活動を行って
おるところでございます。町といたしましては、今後も自主防災リーダーの育成支援を
継続することで、各組織に防災士が1名以上育成されることを目指す中で、機運の盛
り上がりを見ながら、必要に応じて防災士会の結成を検討してまいります。

防災体制を高めることにつきましては、自主防災リーダーの育成支援の継続と
ともに、平成31年度からの防災行政無線の整備にあわせて、防災情報の伝達方法や運
用方法などについて、今後各地区の自主防災組織と協議させていただくとともに、
広報紙や出前講座などの機会を通じて住民への周知を図りながら、町内の防災意識
のさらなる向上、啓発に取り組んでいきたいと考えております。

最後に、送水管の漏水についてであります。このたびの三条地域水道用水供給
企業団の送水管、漏水事故に関連してお尋ねであります。田上町の平成29年度に
おける水道管の老朽化による布設替工事箇所は2カ所でした。平成30年度について

も2カ所であります。

漏水等による修理箇所につきましては、平成29年度は21カ所、平成30年度は19カ所であります。いずれも老朽化等による配水管の接続部の損傷が原因でありました。

水道管の老朽化防止のための保全計画についてお尋ねであります。町では漏水事故がたび重なる箇所を優先に予算の範囲内で布設替を行っており、耐震仕様の水道管に随時更新してまいりたいと考えております。

危機管理から他市町村との連携が必要とのご提案であります。水道災害に対応するため、町では既に日本水道協会新潟県支部に加盟をいたしております。同協会支部内において、田上町は三条市を代表とするエリアに属しております。その中で、災害総合応援要綱を定め、災害の規模に応じた総合応援を行っているところであります。

以上でございます。

4番（渡邊勝衛君） まず、清掃センターの問題でございますけれども、今回バグフィルター314個あるところ、在庫の24本だけ交換しました。交換率は7.6%にしかありません。そうした場合、やはりどうしてもまた次に大きな問題が出てくるかと思えます。314本全部をかえると5年間何もしなくてももつというのが大体的な見解だそうでございます。部品をかえると新品と言われておりますが、機械全体は新品にはなりません。清掃センターができた昭和55年、私は33歳でした。当時はまだコンピューターで作動する機械は全くありませんでした。コンピューターで作動する機械がそのころ、昭和55年くらいから日本で多く出ております。それから38年、日本も大きく変わりました。しかし、田上加茂清掃センターの設備は全く変わらず、最近では修理に年5,000万円以上の金を使っています。そして、一番大事なのは風評被害です。今後は資源ごみを分別し、炉への負担を減らす、しばらくは今の施設を修理しながら利用し、お金をためて新設するしかないと思えます。5月からは平成から新しい元号に変わります。町民の心を一つにして進まなければなりません。町長に今後の見解を尋ねます。

1月17日ですか、加茂市、田上町の議員の有志15名で新潟市西区新田の清掃センター、そして加茂市、田上町の清掃センターを視察してきました。参加した議員は、田上町10名、加茂市で5名でした。やはり施設が田上町にある分、田上町の方が真剣に考えている議員が多かったからです。新田清掃センターは、平成30年に加茂市・田上町清掃センターがとまったときに、ごみ処理をお願いした施設です。1日330トンの処理能力があり、空き地があるところに処理していただきました。加茂市・田

上町清掃センターがとまっていたのは、5月18日から6月12日の18日間で、委託したごみの量は262.18トン、金額は約340万円でした。

今後、清掃センターをどのようにすればいいのか考えたときに、まず今回のように委託する方法を考えていかなければだめかと思います。加茂市、田上町のごみは年間1,400万トンになります。全量委託すれば、約1億8,000万円になります。残念なことに、新田清掃センターだけでは全量は受けられないそうでございます。

今回、佐野町長の施政方針で5項目が重点項目とされました。新しいまちづくりの拠点整備、少子化対策、子育て支援と教育環境の充実、産業の振興、活力あふれるまちづくり、誰もが安心して暮らせるまちづくり、安心、安全な暮らしと快適な生活のための基盤整理の実施となっております。ここの項目、最後の項目の安心、安全な暮らしと快適な生活のための基盤整理の実施となっておりますが、この項目に清掃センターが取り入れられていないのが、私は非常に残念であります。日ごとに清掃センターの問題が大きくなっていくことが予想されます。監視を強めていただきたいと思います。なぜ清掃センターをこの5項目に入れなかったか、町長に尋ねます。

それから、送水管の漏水の件でございます。平成29年度、平成30年、合計40カ所が配水管が老朽化されたために漏水されているというのがわかりました。今後も大変かと思いますが、やはり保全を考えていかなければ、ようやく新しくアスファルトがきれいに地域整備課のほうで舗装してもらったところが、その直後にまた舗装を掘り返すというような状態になっていることがたまにあります。現実には、本田上も先月やはり2区のほうで漏水が発見されました。少しずつでも結構でございます。やはり徐々に前に進むような状態で、保全計画を進めていただければいいかと思います。

私の2回目を質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 渡邊議員のご質問でございます。

この清掃センターにつきましては、先ほども話をさせていただきました。今の状態でいいとは全く思っておりません。とにかく管理者である加茂市長としっかりと協議していかなければならないと思っております。ただ、そうは言いながらも、例えばの話、新しく焼却施設をつくるにしても莫大な金もかかりますし、日数にしても1年や2年、3年でできるわけではありません。したがって、やはりそれまでの間、何らかの対策といたしますか、例えば以前に椿議員からお話が出ました、プラごみ対策ですか、そういうお話もありました。そうしたものに対して、団体に補助を出し

ていくとか、それからなかなか焼却炉の温度が上がらないどうのこうのの話もある中で、やはり生ごみの処理、これが非常に大切なのだろうと思います。したがって、各家庭から出る生ごみ、それから公共施設事業所の関係の生ごみですか、これらの水分をいかに切って出していただけるかと、そういうことの対策もこれから町民の方々にお願いしていかなくてはならぬのかなと、そういうこともこれから十分に考えていかなくてはならないと思います。ただ、そういう抜本的な対策につきましては、先ほども申し上げておりますとおり、管理者である小池市長としっかり協議を行っていききたいなど、こんなふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

それから、水道の漏水関係、これにつきましては担当課のほうから説明させます。
地域整備課長（土田 覚君） 老朽管の関係でございますが、当町においては漏水の修理箇所につきましては、今ほどお話ししたとおりでございます。当課においても少しずつ耐震管の仕様の水道管に、随時予算の範囲内で更新してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

4番（渡邊勝衛君） 防災、減災についてもう一つお聞きします。今回町長は、施政方針でハザードマップを作るという記事が載っておりますが、これは平成29年に県が策定した津波浸水想定をもとにして、ソフト対策として各自治体がハザードマップを作っている件になるかと思ひますけれども、現在公開しているのは新潟市と新発田市の2市、柏崎市、糸魚川市、佐渡市、粟島浦村は30年度中の完成、公開を目指しているそうです。ほかの県内市町村はこれからで、田上町もその中に入っているかと思ひます。このようなベースで作成されているということではいいか、そしてその時期がハザードマップが策定されまして、皆さんに配布する時期がわかれば聞かせていただきたいと思ひます。

田上町も過去1回しか防災訓練をしておりません。細かな訓練がこれから必要になるかと思ひます。ほかの市町村から見れば、大幅に私はおくれていると思ひしております。職員の中にも防災士がおります。町民に優しい防災教育をやっていただきたいと思ひます。今後の対応があれば町長に尋ねます。私の3回目の質問は終わります。

町長（佐野恒雄君） 先ほどの答弁の中でお話をさせていただきました、この洪水土砂災害ハザードマップの作成につきましては、平成31年度末までには完了する予定でありますので、来年の出水期前までには、各世帯に配布をしたいと思ひしておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（熊倉正治君） 渡邊議員の一般質問を終わります。

次に、12番、関根議員の発言を許します。

（12番 関根一義君登壇）

12番（関根一義君） 12番、関根でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

今回は町長の施政方針におきまして、それを中心といたしまして何点かの質問を行います。まず、一般質問におきまして、私の感想等も含めましたことについて最初に申し述べたいと思います。

私は、これから何点か申し上げますけれども、提起されました施政方針と予算編成方針に関しまして、町長の所見を伺ってまいります。今日の一般質問の中でも何人かの方々も言われておりましたけれども、町長就任後の最初の予算編成がどのような方針のもとになされるのかということについて、強い期待感を持って伺ってまいりました。私が強い関心を持ったのは、まず1点目は町の将来像と人口減少に対応する姿勢についてが第1点目でございます。町長としてどのような対応をなさろうとするのか、その基本的な姿勢は何かということであります。

2点目は、町の財政展望と財政運用に関しまして、町長は何人かの一般質問のところでも述べておられましたけれども、それと重複するかもわかりませんが、そのような点について2点目に関心を持ってお聞きをいたしました。

さらに3点目は、町長、いろんなところで町長としての発言をなさっておりますけれども、10年後を展望した、あるいは20年後を展望したまちづくりを行いたいのだということを申しているようですけれども、私もそういう意味では、田上町が今後持続可能なものとして自立していくための施政方針を期待をいたしました。町長が触れてあるところ、触れなかったところ、いろいろございますけれども、私は1点ここに集約されているのではないかというふうに思っているのが次のところです。

町長は、施政方針で町が抱える全ての課題を一気に解決することはできないのだと。したがって、現時点では可能なものから予算化し、一歩ずつ着実に歩み続けていきたいのだと、こういうこと言っておりました。これは、言をまたないと思います。そのとおりでございます。町長の1任期でなし遂げようとする構想あるいは事業というのはそんなにたくさんあるわけではありません。そういう意味では、10年を展望した町政のあり方について提起するというのが必要なのだと思います。10年を展望した構想を持つことが私は必要であり、そしてその実現の過程では、財政運用の長期的な視点で執行することが肝要だというふうに考えています。

そこで、私は町政運営に期待をいたしますけれども、施政方針の中の予算編成に

関しまして、4点にわたって町長の所見を求めたいと思います。1つは、財政状況の認識について。私の前の質問のところでも何人かが触れられておりましたけれども、今回の31年度予算編成をどのように捉えるのかという点が第1点目でございます。議論でもありましたけれども、前年度比11%増の55億1,600万円、いろんなところでも申し述べられていますけれども、31年度予算は19年ぶりの大型予算、50億円を突破する予算になったよということが言われておりました。町長は、このような大型予算を打ち出すに当たりまして、町長の姿勢が、施政方針の最後の2行に集約されていると私は捉えています。厳しい財政状況であるが、町民の福祉の向上に努力することを約束し、施政方針とするということでありました。捉え方はいろいろあろうと思いますけれども、厳しい財政状況だという認識については大方一致していると思います。しかし、そういう状況の中にあっても、町長の姿勢として福祉の向上に努力することを約束するのだということでもありますから、この点については私は高く評価をしたいと思います。

町の財政規模50億円という話を先ほどしましたけれども、そのような大型予算になりましたので。したがって、町の財政力から財政不足を補うための措置がなされたというのはすごく当然のことです。

財調から2億400万円の増の4億3,900万円が繰り入れられるという事態になりました。または、町債の発行が55.4%の増だという数字が提起されておりまして、7億320万円を示しているということは、今回の予算編成の内実がここにあるのだという受けとめを私はしております。いろんな角度からの評価はあろうかと思いますが、ここに田上町の平成31年度予算、とりわけ従来にも増して、大型化した予算の内実があるというふうには思っております。

財調からの運用は、財政補填を目的としたものとはいえ、財政規律の観点からは一定の残高維持が必要との見解もあります。先ほどの町長答弁では、約3%ぐらいは欲しいなという見解が述べられましたけれども、一定の残高維持が必要との見解があるわけです。町の財政計画で示された1億円ちょっとという残高が平成34年には訪れてくるという、そういう数値が示されておりましたけれども、そのような財調の残高の減少を危惧した意見は、その意味からだと私は思っております。

また、町債発行は、これは町として大型事業をやる場合当然にも、町債の発行がその手法として取り入れられているのはごく当然のことであり、自然のことです。しかし、これは言ってみれば、世代間の公平性に寄与するものだと私は思います。一方、町債の発行の抑制も必要であります。その抑制機能というのは、私た

ちが常に検証しておかなければならない、債務償還計画との関連で評価すべきだと私は思っております。町債の発行が一方では、町の財政を硬直化させるということも指摘しておかなければならないと思います。

厳しい財政状況の中で、前段でも申し上げましたけれども、町民の福祉の向上を約束した平成31年度予算の評価は、私が今指摘したようなことも含めまして、多岐にわたって町民との議論が必要だと思っております。

そこで、私は町長に伺いたいと思います。平成31年度予算編成が町の財政展望に及ぼす影響、それから町の財政状況についてどのように認識しておられるのか明らかにしていただいて、町民皆さん方との問題意識の共有、あるいは議論を深めていくことが必要だと思っております。

次に、人口減少に対応する政策について簡略的に伺いたいと思います。全協やその他のところで常に私が訴えてまいっておりますので、簡略的に申し上げたいと思います。私は、結論的に申し上げますと、誤解を恐れず申し上げますけれども、人口増政策というのは、これはすぐれて、国及び県に委ねられるべき課題だと認識しております。もちろん私は、町が実施しております人口対策を否定するものではございません。しかし、先ほども言いましたように、まさに人口対策は国、県並びに広域都市圏における課題として掲げることが必要なのだろうと、こういうふうに思っております。しからは、町としては、どういう対応が求められるのかということでございますけれども、人口減少に直面している町の現状は、人口減少が及ぼす影響は顕在化してきています。時間もございませんけれども、顕在化している内容について、多くここで申し上げることは省略いたしたいと思いますが、そのような現状があると思います。

こうした現状を踏まえまして、町が町民に示しております人口ビジョンに対応した行政組織や行政サービスのあり方等について、構築することが必要だと思っております。冒頭申し上げましたけれども、10年を展望した課題として掲げることが必要だと思っております。より効率的な行政組織、行政サービスのあり方等の構想を構築すべきだというふうに考えますけれども、町長の所見を伺います。

3点目に、産業振興につきまして伺いたいと思います。先ほどの議論がありましたけれども、産業振興政策こそが町の根幹などという、そういう議論がありましたけれども、私もそのように思います。特に町長が強調しておりました農林分野と、それから商工業分野について提起をしたいと思っております。私は多く触れることはいたしませんけれども、農業分野について、先ほど議論がありましたけれども、私はブ

ランド化やそういうことについていろいろ議論がありましたけれども、そのことについても大変重要だし、必要だと思います。しかし、一步、農業現場に目を移せば、その担う後継者問題が最大の課題です。私のところでも、集落営農方式についていろいろ議論していますけれども、議論が壁にぶち当たって前に進まないのは、では誰がやるのだいということです。俺はもうあと3年でやめるよということです。俺は5年後になったら保証できないなということです。集落営農方式を研究しようとしても、そこにぶち当たるのです。ですから、私は農業の焦眉の課題というのは、また最重要課題というのは、田上町に農業の法人化を受けさせるということではないでしょうかということをお願いしたいと思います。

町長は上横場地区、それから湯川地区の圃場整備に触れられました。私も同感でありまして、この2つの圃場整備支援事業を町がどう展開するのかというのが最大の課題になってくるのではないのでしょうか。そこで、園芸作物の育成を図るというのも一つの考え方でありましてけれども、しかし先ほど言いましたように、園芸作物を誰がどう作るのだいというところに視点を移せば、今、国が求めている圃場整備事業については、法人化を求めるのだという、そういう方向性が示されておりますので、それを逆手にとっても、農業の法人化を田上町として何としても実現をしていくのだということが必要なのではないのでしょうか。そのような方向性で、上横場地区の圃場整備事業を研究している方々や湯川地区で実施段階に入っている方々と議論を深め、そして真の取り組みを評価していくということが必要なのだと私は思っております。

商工業分野について申し上げたいと思います。過日私たちは、総務産経常任委員会ですけれども、商工会の役員の方々と交流会を持ちました。そこでも言われておったことなのですけれども、私たちは昨年4月、中小企業に關します振興条例を作りました。基本条例を作りました。まだ1年しかたっておりませんので、一步も前に進んでいないよという指摘は酷かもわかりませんが、私は一步進めるべきだと思っております。何かといえば、通告にも書いてありますように、条例制定を踏まえた基本計画を構築することが必要なのではないのでしょうか。中小企業振興基本計画というものが必要なのではないのでしょうか。町長の所見を伺っておきたいと思っております。

さて、4点目です。私も最後に清掃センター問題について触れさせていただきたいと思っております。清掃センターの現状は、もう既に多くの方々から言われておりますように、ダイオキシン発生のところまで来ました。設備の老朽化や修繕費がかかっ

ているよ、これをどうするのだという議論を超えたところまで来ているのではないのでしょうか。私は、対策修繕がなされましたので、対策修繕の期間1回と、その後対策修繕が終わった時期に現地を見させていただきました。対策修繕が行われたから、一定の数値改善ができるのだらうということを私は期待しております。何も修繕した結果、数値改善がなされないことを期待をして、わあわあ、わあわあ騒ぐなんてことを考えているわけではありません。私は、数値改善が基準値以下におさまることを期待しています。

しかし、一方で忘れてはならないのは、多くの方々が言われておりますように、ここまで来たあのプラントをどう認識するのかということだと思います。ある人は、設備はもう限界を超えたではないかというふうに言われました。私もそう思います。設備はあちこちでもう限界を超えているということは言えると思います。くどくど申し上げません。私は、町長に申し上げたいと思います。管理者である小池市長と議論を進めたいなんていう、そういう域は超えましたよと。何を議論するのか特定してくださいということを町長に強く申し上げたいと。

私の考えを申し上げたいと思います。通告にも書いてありますように、私は喫緊の課題としては、ごみの減量化を図るべきだと思います。そのためには、ごみの分別を行うべきだというふうに思っています。これとて、加茂市長と議論すれば机をたたき音が響いてまいります。そんなことを言うのは、加茂市民をばかにすることなのだというふうにどなり散らします。しかし、これは譲ってはならないところまで来たのではないのでしょうか。ごみの処理が間に合わない量が焼却炉の脇に山積みされています。最近はなくなりました。最近はなくなったというのは、なくしているからなのであって、通常体制ではあそこにたまるのです。なぜかといえば、1日60トンのごみが出されますけれども、焼却能力は60トンないのです。たまるのは当たり前なのです。そういう状況になってまいります。したがって、私は時々ある時期に三条や加茂にお世話になるというのは、これからも発生してくるのでしょうかというふうに思います。そういうことも前提にしたり、適正なごみの管理を行うに当たっては、ごみの分別はどうしても必要なのではないかというふうに思います。私の知人に、今回の一般質問のごみ問題について、こういうふうに主張すると言ったらやめておけと言われました。なぜか、そんなこと言ったらばあちゃん方から総スカン食うこてや、選挙前に何を言うのだというふうに言われました。でも、話をしましたらわかってくれました。分別しないのは田上だけだよと、加茂と田上だけですよと、あとはどこに行ったら分別していないなんてところはないのだよと、

もうそういう時代ではないかという話をしました。そしたら、そうかと、ではいいやと言われましたから、今声を大にして言っているわけです。

それと、ごみの分別だけではございません。もう一点必要なことは、ごみ対策を私は町民と共有していきたいと思います。加茂市長とだけ議論することはもう終わった、私はそのようにも思っています。今度は町民の皆さんと一緒に考えたい、こういうごみ処理をどうすればいいのでしょうかということを町民に提起していきたいというふうに今思っています。できれば加茂市議会議員と一緒に研究会などもできればうれしいなと思っていますけれども、なかなか難しゅうございますから、私はそのように考えています。

この2点をもって町長からは私は、町長として、さらにその構想を詰めていただいて、加茂市長と町長が主導してやっていただきたいということを提起しておきたいと思います。共有のときは終わった、あとは政治判断で闘うのみというふうに申し上げておきたいと思います。

長くなりましたけれども、1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、関根議員の質問にお答えさせていただきます。

まずはじめに、財政状況の認識についてであります。平成31年度の一般会計当初予算は55億1,600万円、前年度と比べ11%増の大型予算としております。予算の増額の主な要因といたしましては、道の駅を含めたまちづくり拠点整備事業のほか、新規事業として防災行政無線の整備や、新たな公共交通導入の件と、学校給食費の負担軽減制度の導入などによるものです。

まちづくり拠点整備事業には、国の交付金や町債を中心に、防災行政無線につきましては、町債を活用した事業計画といたしております。それ以外にも緊急度の高い、重要な各種事業を行う必要があり、限られた財源の中で収入不足を補うために、やむを得ず財政調整基金を大きく取り崩すこととなりました。何とかまちづくり財政計画でお示したのものよりは低くなるように、財政調整基金の取り崩しは抑えることができました。しかしながら、財政調整基金は災害等の不測の事態に備え、一定程度の残高が必要となりますので、それらを考慮しながら毎年予算編成を行う必要があります。平成31年度の予算編成では、長年の懸案の事業が重なったこともあり、例年と比較して財政調整基金からの繰り入れ、町債、借り入れが大幅な増加となりました。財政調整基金の減少や公債費の増加など、これからの財政運営に大きく影響を及ぼすこととなりますので、厳しい財政状況を改めて認識しておりますの

で、事務事業や施設管理の見直し等、財政運営の健全化に向けた研究を行っていきたいと考えております。

次に、人口減少に対応する政策についてであります。人口が減少していく中で、より効率的な行政組織、行政サービスのあり方等について検討する必要があります。また、広域都市圏の連携や介護保険の総合事業を活用した行政サービスの展開も考えていく必要を感じております。いずれにせよ、確実に迫り来る人口減少社会という現実を目を背けることなく、現実に向き合いながら、今後の町の総合計画や総合戦略を策定していきたいと考えております。

次に、産業振興政策についてであります。平成31年度に採択予定の県営圃場整備事業につきましては、農業所得向上のため、米だけではなく収益性のある園芸作物の積極的な導入が求められています。圃場整備予定地区内では土地改良区、JAや県、地元農家との協議の中で、加工用タマネギの生産を予定しております。新潟市西区内で建設が予定されているタマネギ集出荷施設に関係自治体とともに、町でも支援していきたいと考えております。

農業の法人化への支援ということですが、今回の圃場整備地区だけではなく、担い手の確保は全地域に共通する課題であります。法人化は、農業の持続可能性を見出す効果的な方法でありますので、法人化の希望があれば、その内容を確認した中で関係機関で個々のケースに応じた支援を行ってまいりたいと思います。

小規模企業振興基本条例につきましては、この条例に基づいていかに企業への支援策を行っていくことかですが、条例の制定以降も工場立地法準則条例や地域未来投資法、生産性向上特別措置法により国からの優遇措置の適用を受け、新たな企業への支援策を講じてきました。また、起業、創業支援に向けた制度融資の拡充も予定いたしております。既に実施している制度も踏まえた中で、小規模企業振興基本計画の策定に向けて研究してまいりたいと考えております。

最後に、清掃センターの現状認識と対応についてであります。建設から38年が経過しており、施設の老朽化が振興している状況は否めず、施設は万全の状態ではないと考えております。議員ご指摘のとおり、ごみの減量化などは非常に重要な検討課題となってくると考えております。町民に負担をかけないような実施可能な有効なごみ対策はないのか、そのようなことにつきましても研究してまいります。

清掃センターの問題につきましては、議員皆様からもご協力をいただく中で、あらゆる可能性を模索し、消防衛生保育組合の副管理者として、管理者を支える立場で管理者としっかり対応等を協議していきたいと考えております。

以上でございます。

12番（関根一義君） 2回目の質問をさせていただきたいと思います。町長の見解を伺いました。

まず最初に、町の財政状況についての認識について私の考え方も申し上げて、再度、町長の見解があれば伺いたいと思います。町長は最後に、町の財政状況は厳しい状況なのだとすることを訴えられました。確かにいろんな数字を見たりしていますと、特にこの平成31年度予算編成は厳しい状況の中で、予算編成が得られたのだろうなということを思います。大変苦勞したのだろうなというふうにも思います。そういうところから、厳しい状況なのだとことを言っているのかという思いが一つしています。

もう一点は、今年の11月でしたかね、10月でしたかね、示されました財政計画の状況、展望、こういうものも踏まえても、そういうことを言っておられるのかというふうには私は思っていますけれども、実は私は、厳しさは自覚をしながらも悲観はしていません。なぜか、先ほど私が申し上げましたけれども、厳しさの2つ目にある財政展望からして、平成34年度末の財政調整基金、町の貯金が1億円しか残らない、こういう現状を踏まえて言っているのだろうというふうにも思いますけれども、私は全協のところで申し上げました、この数字がひとり歩きするのであれば、この財政計画は認めるわけにいかないというふうに申し上げました。しかし、私はそう見ていないのだと申し上げました。従来からの町の財政運用の経験からして、この数字は必ずや改善されていくのだというふうに認識するから、私はこの財政計画は了とするよということを申し上げました。今も変わりございません。先ほど町長から、3億円程度という見解が述べられましたけれども、総務課長も全協のところで3億円程度が必要だろうという見解を、小さい声で非公式に言われました。だから、私が期待しているような方向で、財政運用ができるのだという自信が裏にあるのだろうというふうに私は受けとめています。

もう一つは、既に平成30年度のこの議会にかかっていますけれども、平成30年度の補正予算で財調は1億2,000万円バックさせたのですよね。もう既にバックさせた。こんな短絡的な物の言い方はできないと思いますけれども、短絡的に言えば、1億円もう上積みしたよと、平成34年度末の財調残高は1億円上積みしたよと、それに等しいよということが言えるのではないのでしょうか。私はそういうふうに見ています。したがって、私は従来からの財政運用についての経験値を活かして、厳しく財政運用すれば、町の財政状況というのは厳しい中でも健全性は確保されるのだとい

うことを確信しています。

また、町債の話も出てきました。私も町債の発行残高というのは大きな関心を持っています。そして、それが町の財政の硬直化に影響を及ぼしているというのも、そういうふうに私も捉えています。しかし、私は今回55%も増えた町債についての評価はさることながら、町全体の町債残高と町が示しております過去からの町債の償還計画、これなどを見てみると、平成32年度に大きなピークが来ますよね。平成32年度末に大きなピークが来る。大型町債は、そこで償還が終わるという現実もある。こういうことを見たり。あるいはもう一つは、私は減債基金高を見ています。減債基金高が5億円を超えています。減債基金条例によれば、町長の判断でこの基金は有効に活用することができるとなっていますよね。それは町債返還だとか、公債費の補填だとかを通じて、町の財政の不足額を補填することも可能だというふうにも言われていますよね。書かれています、そういうふうに。しかし、減債基金の性格からして、そんな毎年毎年、財政の調整に使うなんていうことは、それはむやみやたらにやってはならないことだと思いますけれども、しかし懐具合を判断するときは、減債基金もトータルして考えていいのではないのでしょうか。私はそういうふうに思います。そうだとしたら、去年の11月に示された財政計画、平成34年度末1億円というのは、プラス5億円があるのだというふうに見ていいのではないのでしょうか。しかし、これは奥の手だからそんな簡単に町長が財政補填に運用するぞと言ったら、議会もある人は黙っていないでしょうね、私は黙っているかもわからぬけれども。そういう代物だと思いますけれども、しかし奥の手はあるのだということを考えたら、町民の皆さん方に苦しんだ苦しんだ、平成31年は大変だったのだということだけ言うことはベターでないと私は思っています。厳しいのだけれども、健全な財政は確保してありますというふうに表示してほしいというふうに思っています、私は。そのことによって町民の皆さんからもまだまだ町に対する、町を活性化するためのいろんな案が上がってくるでしょう。それらは必ず財政が伴うでしょう。そういうことも含めて、町民の皆さんと共有していくことが必要だと、私はこういうふうに思っています、今こんなことを言わせてもらっているわけです。それが1点目です。

次に、人口減少の問題について訴えたいと思います。町長から言われました。私はそれで異論はありません。町長もこれからは広域連携を重視して、町の行政サービスの維持向上に努めていただきたいと思います。人口減少ビジョンでは6,000人になると言っているのだから、町の人口が、それは努力をすれば何人かは増えると思

います。何人かは増えると思いますけれども、これをV字逆転するなんてことは、こんなあり得ないのだからと私は思っているのですから。なぜか、社会はそういう成熟した社会になってしまったのです。うちの娘も嫁に行っていないけれども、多様性を持った、そういう社会になってしまった。したがって、そんな人口減少がV字転換するような、そういうことは期待できないと思います。フランスのような政策をぶち込めば別です。産めや増やせや、2人っ子政策だ、3人っ子政策だというのを打ち出せば別だけれども、今まだ日本の社会では、それはタブーになっていますから、そんなこと言ったら女性の尊厳を傷つけるのかと、俺らが産む気なのかというふうになりますから、ですからそういう政策もなかなか打ち出せないという現状の中では、これは6,000人、8,000人という打ち出した田上町の人口ビジョンは、それに対応するまちづくりを今から準備しなければ間に合わないということだと思います。だから、その研究に着手してくださいというのが私の言い方なのです。ちょっと触れます。私の住んでいる川通地区、集落限界です。こんなこと言うとまた怒られますけれども、地元に戻ると何言っているのだおまえ、ばかなこと言っているなよと言って怒られますけれども、事実はそうです。後藤地区、曾根地区、下横場地区、上横場地区、合わせて150戸、この150戸のうち空き家、1人家族、22戸あるのです。そして、後継者はいないのです。農業集落です、私のところは。しかし、あと3年、4年、目をつぶって考えますと、農業従事者がいなくなるのです。辛うじて1人は残っています。青年農業者が1人残っていますけれども、彼に全部私たちの田んぼ、曾根集落の話だけしているのです。田んぼを預けるわけにはいかないのです。そこまで来ているのです。現状は。ということなので、そして過去にも申し上げましたけれども、消防団なり手いません。なり手がいないのではないのだ、なる人がいないのだと。55歳の消防団員がいるのです。ここまで社会の現状は来ているということ、そういう現状を踏まえた上で、町の展望を作ろうではないかということをおしは申し上げているのです。

では町長、先ほど答弁いただきましたから、それで結構ですけれども、そういう方向で行っていただきたいと思っておりますけれども、ぜひここは本腰を入れて取り組んでいただきたい。一方では、人口対策と言われる従来からの取り組み、福祉対策だとか子育て対策だ、こういうのを否定しているわけではありませんから、それはどんどんやりつつ、一方で10年後、20年後の田上町の状況を踏まえたまちづくりを今からやろうではないですかというふうに申し上げておきたいと思っております。あと5分で終わります。産業振興はぜひお願いします。その2つが核だと思いますから、ぜ

ひお願いしたいと思います。商工業の皆さん方も基本計画の策定は希望しておられると思います。多分産業振興課には商工会からそういう要請は届いているはずだと思って、私は発言していますから、そういうふうに思っていますから、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

さて、ごみ問題ですけれども、ちょっと時間下さい。私は、正直なことを言いますと、ごみ問題の議論は、これはもういいやと思っていました。正直そう思いました。昨年から今日まで議論してきました、もういいと、言うことは言ったというふうに思っていました。でも、ダイオキシン問題が発生しまして、そんな無責任なことと言ってられないなという思いを強くしています。ですから、議論は終わったなんてことを言うことはやめました。さらに議論をさせていただきたいと思います。

最初の議論は、更新計画を作ろうではないかという議論から出発したのです。消防衛生組合議論です。消防衛生組合の議会議論はそこから出発したのです。でも、最初のときの対応は作れば新品だと、あんた方は……

(直せば新品の声あり)

12番 (関根一義君) 直せばね。直せば新品。あんたの家の冷蔵庫やエアコンやそんなレベルの頭で議論しているのでしょうと、こういうふうに言うのです。私の答弁はそうでないのだと、国の国防からの討論だと、こうなのです。だから、要するに直せば新品だということから出発したのです。そんなことはないだろうと何回も何回も追及したら本音が出てきたのです。そんなのはあんた方の言うように、更新計画を作れなんていうふうに言っているけれども、やれば40億円から50億円はかかるのだと、50億円から60億円がかかるやつに更新計画に対応したら、俺が進めてきた加茂市の福祉がずたずたになると、これ私が言っている言葉ではないのです。議会答弁の言葉ですから。そういうふうに言ったのです。だから、更新計画を作るなんていうことに、更新計画に向かったとしたら、加茂市の財政がもちませんという議会答弁をしたのです。それが本音なのです。ですから、私は今度はそれを持ち帰って田上町の議会で議論させていただきました。こういうふうに言っているから、だとしたら、目指す方向はごみの広域処理しかないではないかと、今、新潟中枢都市圏構想があるから、そこの中のワーキンググループで問題提起してくれませんかということ佐藤町長に提起をしたのです。議会の場で。そして、それは議論してもらったというふうに答弁いただいています。いただいていますけれども、何がネックになったのか。また加茂市なのです。加茂市が新潟中枢都市圏構想に加盟していません。加茂市は俺は単独でいくのだという口ですから、加盟していないのです。広

域連携否定派なのです。だとしたら、田上町さんよ、あんたのところで一部事務組合でやっているでしょう、一部事務組合でやっているあんたのところに来て、あんだだけに来て、広域都市圏の中でごみ処理を議題にしてくれませんかというので、虫がよ過ぎるのではないですかというのは、新潟市の人たちや多くの自治体の皆さん方の指摘だったというふうに聞いているのです、私は。これもこんな言葉ではないですけども、もっときれいな言葉で佐藤町長が議会答弁したのです。ですから、それも頓挫しているのです、今。それも頓挫している。新しく作るのも頓挫、広域処理も頓挫、ではどうするべということだと思えます。ですから、私はもうここまで来たら住民と一緒に歩もうではないかということです。住民の皆さんの不評かもわかりません。先ほども言いましたけれども、ごみの分別だといったら大変な議論になります。1年ぐらいかかるでしょう。ごみの分別の議論を地区にお願いして、議論を作らせてもらっても、いろんな意見が出てくる、それを集約して、またお返ししなければだめだ。キャッチボールしていけば1年ぐらいかかるでしょう。そういうことを含めたごみ処理を住民と一緒に考える基本を作ろうではないかということをお願いしているのです、私は。町長、これはぜひやりましょう。やりましょうと私一人が言っているのだから、議会の皆さんは反対するかもわからぬから、後でかけてもらってもいいですけども、ぜひそういうことをやりましょう。佐野町長一人、加茂市長と対決させるなんてことは、私はすべきではないと思っています。そんなことしたって言うこと聞く男ではないから。思っています。ここは私たちも議会も、議会だけではない、さあ広げよう、住民もこの問題について真剣に考えようということをやしましょう。そうしないとごみを制せずして住民生活なんかありません。私昔、労働組合やっけていまして、こういうことを考えたのです。列車をストップさせる。ストライキです。そうすると……です。何とかいい方法ないか、いい方法あったのです。しなかったのだけれども。ちょっと紹介しておきます。ごみなのです。新幹線をとめるには、ごみ処理をストップさせればとまるのです。それと同じなのです。同じというか、そんなレベルではないのです。ごみを放置したら、住民生活は破壊されると思います、私は。1週間もちますか。家の中ごみだらけになってしまいます。大型連休だけでもひいひい言っていますわね。何とかしてくれと。町、大型連休なんてごみ燃やせやっけて言っていますが、それが1カ月、2カ月になったら、とにかく住民生活なんて立ち行かなくなります。いうことを考えますと、私はそういうふうに考えています。ぜひこの点については、みんなで考えてどうすべきか、差し当たれば町長行って、加茂市長とぶつかってください。ただし、

けがしないように帰ってきてください。

以上で2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） いろいろと関根議員から本当に財政からごみ問題まで様々なご意見というか、ご質問というか、ご質問ではないですね。非常に財政についてはいつも関根議員からしっかりと財政を厳しい中にも、とにかくそれにしっかりと見きわめて対応していけよという、いわゆる財政に対する適切な認識のご意見を頂戴すると同時に、これからの2年先、3年先、4年先のいわゆる財政運営に対しても何か大きなエールもいただいたのかなというふうな捉え方もさせていただきました。非常に確かに厳しい厳しいと言いながらも、しかしながら私自身の思いといいますか、福祉が停滞するようなことだけは、とにかく避けなくてはなりませんし、やはり一年一年しっかりとチェックをしながら、健全な財政運営に努めていきたいと思っておりますので、ぜひひとつご理解を賜りたいと思っております。

農業問題、これは本当に、先ほどの小嶋議員さんのときにもお話をさせていただきました。大変大きな課題です。大きな問題を抱えております。農業従事者の減少、そして担い手の減少、本当に法人化しかもう道はないのだろうなというところまで農業問題というのは、そういうところまでもう来ていると。本当に関根議員の言われるとおりであります。そういう中で、私は農業問題というのはやはりどうしても若い人たちが農業に魅力を感じる環境づくりを何とかしていけないのかなというのが私自身の思いにあります。それは、何かといえばやはり農業、米一辺倒ではなくて、稼げる農業、県もそれを言っています。稼げる農業。農家が安定した収入、もっと所得を上げられるような、そういう農業政策、それがやはり一番大切なのだろうと思います。最近のITなのかな、いわゆる米づくりにも時間を割けるようなものがいろいろと今言われています。そういう割かれた時間の中でもっと園芸作物ですかね、そういうものに力を入れていけるような、そういう環境づくり、これから法人化も含めて農業関係の方々とお話をさせてもらいながら支援をするところはしっかりと支援していく、その体制がやっぱり必要なのだろうと思います。それにつきましては皆様方、また議会のご協力もいただきながらしっかりと農業政策も進めていきたいなと、こんなふうに考えております。

それから、先ほどの産業振興策、確かに町の発展、産業振興にかかってくる、本当にそのとおりであります。そういう意味で起業であるとか、創業であるとか、そういうものに対しての支援はもちろんでありますし、来年度から、さらにそうした支援といいますか、起業、創業したときの県の信用保証協会、そちらのほうの必ず

つけなくてはならぬことがありますから、そこにいわゆる保証料の補助、そういうものもしっかりとこれから計画して、実行に移していきたいなど、そのことで少しでも町の産業振興に寄与できればなど、こんなふうには考えております。

それから、清掃センターの問題、関根議員から本当にこれからの対策といいますか、取り組み方について、ご教授をいただいたような気がいたします。実際に、これを今後どうするか、これはもちろん私はあくまでも、やはり管理者の小池市長ととにかく協議はしていかななくてはならないと、こう思っております。ただ、そういう中でやはりこのごみの減量問題、どなただったかな、議員のときにお答えをさせてもらいました。やはり減量化問題、これにとにかく取り組んでいかななくてはならない。それは分別問題もあるでしょうし、それから先ほど申し上げた、いわゆるごみプラの問題もあるでしょう。そして、水分を切って、そういう今機械があるそうです。結構値段もするのだと聞いておりますけれども、そういうものに対する補助をすとか、そういう形で少しでも町として、ごみの減量化ということにこれから取り組んでいく必要があるのだらうと思います。そういう意味で先ほど議員がおっしゃられた、いわゆる町民との対話、町民との話の中で、これからそういうごみ焼却場の問題、しっかりと対応させてもらいたいなど、こんなふうには考えております。

以上であります。

12番（関根一義君） 終わります。

議長（熊倉正治君） 関根議員の一般質問を終わります。

それでは、お昼のため休憩をいたします。

午前 11時52分 休 憩

午後 1時15分 再 開

議長（熊倉正治君） それでは、再開をいたします。

11番、池井議員の発言を許します。

（11番 池井 豊君登壇）

11番（池井 豊君） 11番、池井、一般質問します。施政方針を受けて質問させていただきます。

私は、いつも町長の施政方針演説を受けて、言葉の抑揚やらを感じつつ、どこに力が入っているのかとか、どういうところをやりたいのかなんていうのを読み取りながら、施政方針に対して3月議会是一般質問を考えるようにしております。少し感想を述べさせてもらおうと、はっきり言って内容的にちょっと薄い印象でござい

ます。施政方針の中の主要事業の具体的な説明はありませんし、添付の「平成31年度予算 一般会計及び各特別会計の主要事業」という添付の別冊を見ても、内容的には施政方針と変わらず、具体的なものが見えてきておりません。ぜひ来年はもっと踏み込んだ形の表現をお願いしたいと思っております。

まず、第1点、町のブランド戦略についてでございます。施政方針の「産業の振興・活力あふれるまちづくり」で、田上町ブランド戦略に取り組むとありますが、過去にもブランド化や認定品制度などの検討が何度も行われてきましたが、うまくいっていないといいたいでしょうか、進展しておりません。また、道の駅オープンを1年5カ月に控え、早急な取り組みと確実なブランド化が求められます。農産物や、そういう生鮮品といいたいでしょうか、そういうののブランド化もなのですけども、加工品のブランド化等々も求められておりますし、直売所運営に当たっては、私もいろんな直売所ちょっと調べたことがあるのですけれども、生鮮食料品だけでは直売所は売上げが上がらない、加工品がないと上がらないというようなことがよくわかっております。そういう意味では、加工品も含めたブランド化が進められることが求められております。どのように進めていくのか具体的にお聞かせください。

また、道の駅がにぎわい、交流のまちづくりの拠点となるよう、「その空間形成に努めます」とありますが、空間形成という表現がちょっとひっかかりました。空間形成とはどのようなことでしょうか。今語られているコンビニと直売所、将来出店スペース、情報発信基地みたいな形で、ちょっと分断されているみたいなこともあるので、そういう空間の形成なのでしょうか。どういう空間の形成のことを言っているのか、ご説明をお願いします。

それから、2つ目、地域たすけあい事業についてです。「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の中に、地区のボランティアにより高齢者がいつまでも地域で生活できるよう、地域たすけあい事業とありますが、具体的にはどのように展開するのでしょうか。地区のボランティアの育成はどのように進めるのでしょうか。なかなか地域ボランティア、地区のボランティアというものの育成は難しいと考えております。余談になりますけれども、今から十六、七年になるのですか、中越地震の際に、その後私、いろんなところで講演するために、ボランティアという言葉が辞書で引こうと思って、我が家にあった昭和40年から42年ぐらいの三省堂の国語辞典を開くと、ボランティアという言葉載っていないのです。ということは、我々は小学生のころにはボランティアという言葉習っていないのです。それは、今では小学校、中学校ではボランティア活動というのはいくらも定着されて、言葉としても活

動としても小学生から体験できているのですけれども、その人たちはまだ高齢になっているわけではないですけれども、それでも大人になってもボランティアという活動に入る若者はなかなかおりません。ボランティアの育成というのは非常に難しいですし、私は、どちらかという地域のお茶の間づくりから始まって、そこら辺で、よし何かやろうねっかという形になっていかないと、うまくいかないのではないかなんて個人的には思っておりますけれども、町長にこの施政方針の中の、地域たすけあい事業というのはどのようになっているのかお聞かせいただきたいと思っております。

3番目、水害対策についてです。安全、安心な暮らしと快適な生活のための基盤整備の水害対策として、下水道の雨水対策事業として調整池の記載があります。先にも水害対策として、先にもといますか、去年のちょうど3月でした。雨水対策事業がどの程度効果があるのかという質問をしておりました。そういうことがありましたけれども、ですからこの雨水対策についてはあえて聞きません。ただ、そのときも質問したのですけれども、羽生田川の護岸の老朽化でございます。昨年も出水時に護岸崩壊が起こって、10メートルほど護岸の積み直し工事が行われました。今後もこのような護岸崩壊が起こったりすることは確実にございます。今も中の土砂が流れ出していて、アスファルトがへこむとか、または対岸の砂利が流出しているなんていう場所もございます。

羽生田川の護岸工事は、昭和50年代の初めに整備されたコンクリートブロックの護岸です。既に耐用年数は過ぎていると思います。一時期は、コンクリートや鉄筋コンクリートで作られた建物なんかは、永久にもつなんていうふうに誤って認識されていたようですけれども、鉄筋コンクリートの中の鉄筋もさびるし、コンクリートにも寿命はあるというふうに勉強しております。そんな中、コンクリートの寿命以外にも、ブロックとブロックの間のすき間から樹木が入ってきたり、またはその中の砂が抜けていたりとか、様々な経年変化、経年劣化が起きております。計画的な改修計画の立案が必要と思いますが、町長の考えをお聞かせください。

最後、4番目に私も清掃センターについてでございます。質問の要旨の中では私は施政方針の中で、町長公約でも清掃センターの改修ということを挙げているのに、施政方針の中で一切触れていないという点について、それは姿勢を示すべきではないかというふうな形で質問をいたしました。これについては、ほかの議員の質問にも答えている部分もあるのですけれども、今回14人しかいない議員の中で10名が一般質問をしました。その中の、実はこの後の中野さんの中にも入っているそう

なので、8名の議員が、10名中8名がこの清掃センターのことを取り上げています。これは大変特殊な状況というか、大変な危機的な状況にあるというふうに認識していいと思っております。関根議員も言うておりましたけれども、私はここで本当に町長一人で加茂市長に闘いに臨んでこいとは言いません。議会を挙げて、多分議員全員がこの清掃センターの問題を重要に認識していると思います。議会とともに、町民とともに闘う、改善する必要があると思っております。私は、まず第一に、町長は向こうの市長がすぐ声明を出してくるので、町長も声明を出すと、田上町としては、こういうふうに考えているのだと、こうしたほうが良いというような声明を出すべきだと思っております。それで、先ほどの関根議員の質問の中にも同じようなことがあったのですけれども、消防衛生議会の中では、私も議員です。私と関根議員は、清掃センターの件については、かなり質問していると思っております。その質問の中に、12月の議会の中では本当に加茂市の財政が破綻するのだという理由で、やらないというような表現がされていましたが、先日の加茂市長の決起大会の中では、これ三條新聞のものを引用させていただきますけれども、ダイオキシン問題も含めた加茂市、田上町ごみ焼却場施設の建て替えには六、七十億円かかり、加茂市分の負担を含めても、これをやったならば、日本のトップクラスの市政の水準が、がた落ちとせざるを得なくなるということを言っております。これは、言いかえてみれば、加茂市の福祉政策を十分にやるがゆえに、田上の環境問題は悪くても仕方がないというようにもとることができます。加茂市長は、加茂市民の福祉政策を手厚くやるということができなくなるから、田上の環境面が損なわれても仕方がないというふうな趣旨だととることも可能です。そういう意味では本当に町長、先ほどの答弁でも時期を見てなんて言っておりますけれども、すぐにここはちゃんとした田上町の町長としての考え方を表明していくべきだと思います。議会も住民もこの件については町長の味方だと思いますので、ぜひどんどんやっていただきたいと思っております。これがもし、私、危惧しているのは今回の煙の問題だけではなくて、粉じんの問題も私あると思うのです。これが出て、もし害が出たなんていったら、田上町の農業、それから観光、これも風評含めて、もうがたがたになってしまいます。それに、先ほど来議論されている人口対策なんて言っておりますけれども、こんな環境の悪いところに移住しようかなんていう人はいなくなるどころか、こんな環境の悪いところだったら、よその環境のいいところに行こうかなんて話にもなりかねない。田上町のまちづくりの根幹に影響する部分になってくると思っております。そういう意味でも清掃センターに対する町長の姿勢を明確にするべきだと思っております。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、池井議員の質問にお答えさせていただきます。

はじめに、田上町ブランド戦略についてであります。シティープロモーションと言いかえてもよいのですが、これまでの町の取り組みでは、田上町の特徴を活かした商品づくりには必ずしもつながっておりません。さらに、これまでも何度か指摘されてきたように、町の情報発信力は残念ながら弱いと感じております。来年の夏に道の駅の開業を予定しており、早急な取り組み、ブランド化が必要と感じております。これまでは農商工連携協議会を通じ、商品開発や研究などを行ってきました。しかし、今後はこの取り組みをより強化する必要があると考え、外部の知見も入れながら、道の駅の開業後も見据えたプランの作成が必要であると考えております。ブランド化は一朝一夕ででき上がるものではありません。平成31年度限りのものではなく、継続して取り組むことによって、さらに一貫性のあるストーリーづくりが重要であると考えております。スピード感を持ちながら、さらに中長期的な展開を視野に入れながら進めていく考えでおります。

道の駅がにぎわい交流のまちづくりの拠点となるよう、その空間形成に努めることにつきましては、道の駅が町の新たな交流拠点として、町民同士の交流や来訪者との交流による町のにぎわいの創造につながるもの。地域の農産物の販売等による産業振興とともに、湯田上温泉をはじめとした町の観光PRや来訪者の町内観光施設への誘導などの観光振興につながるもの。日常生活サービスの提供や生涯学習機能の向上による町民福祉の向上などが期待できます。これらの相乗効果により町全体の活性化につながるものと考えております。道の駅という箱物をただ単に整備するというだけでなく、多くの人が集まり、施設を利用することで、魅力ある特産品やブランド力を高めることで道の駅全体が、さらには田上町全体が活力あるにぎわいの空間を形成していければと考えております。

次に、地域たすけあい事業についてであります。高齢者世帯等の自立した生活の支援とともに、要介護状態への進行の防止、福祉の増進を目的として、町では平成14年度から実施をいたしております。地域たすけあい事業は、高齢者世帯等の日常生活上の雪おろしや除雪等の援助活動、地域住民で組織するボランティア団体に委託し、作業をお願いをいたしております。昨年までは4つの地区で取り組みが行われており、地域の方からは大変喜ばれておるところでございます。近年では、高齢化の進行などにより高齢者単身世帯や高齢者のみ世帯が増加していることから、高齢者等

が安心して暮らせる地域社会の基盤づくりが重要になってきております。私自身も、高齢者の除雪等の負担を何とか軽減したいと考えておりました。地域たすけあい事業に取り組んでいただける地区を増やしたいことから、昨年11月に自主防災組織連絡協議会役員会、さらに臨時区長会議において、当事業について再度説明を行い、協力をお願いしたところでありました。その結果、1地区より新たにボランティア団体を結成していただきました。この事業を他の地区にも広げていくために、現在活動している地区から、団体の結成に至った経緯や活動内容などの報告会を行うことで、多くの地区からボランティア団体を結成していただき、当事業に取り組んでいただけるよう働きかけていきます。また、既存の団体に対しても活動を行う上での課題などについて、意見交換、情報交換等の場を提供していきたいと考えております。

次に、水害対策について、羽生田川は改修計画が必要であるとのことですが、町では月2回のパトロールや出水期前には江浚、除草等の河川の維持管理を実施いたしております。しかしながら、羽生田川の護岸は整備から約50年経過しており、ブロックの目地離れや河床があらわれたりしており、その都度修繕を行ってまいりました。今後も施設の維持管理に努め、少しでも長く施設の機能を保つことができるように努めるとともに、極めて悪い箇所につきましては、必要に応じて改修してまいりたいと考えております。

最後に、清掃センターについてであります。清掃センターについては、決してこのままでよいとは考えておりません。議員皆様方からご協力をいただきながら、消防衛生保育組合の副管理者として、管理者である加茂市長としっかり今後の対応等について協議していきたいと考えております。

一方で、ごみの減量化であるとか、町民に負担をかけないような実施可能なごみ対策などについても研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

11番（池井 豊君） まず、第1点のブランド化についてでございます。これ町長今の答弁では、農商工連携を強化して、それから外部の知見を入れてというような発言でございましたけれども、この農商工連携がもう何年続いているのでしょうかね、5年やそこらではきかないですね。やっているのですけれども、それで結果が出ないといいたいでしょうか、ススダケ、曾根ニンジン、あとはお試しパックみたいなものもありましたけれども、要はこの組織では結果が余り出ていないわけです。ブランド化もできていないし、特産品の開発に至っても、そんなに多くはできていないと。

ここは、もう本当にあと1年5カ月しかないわけですので、その先もずっと続くのですけれども、新たな組織で検討しないと、もうこの中ではだめだと思ふのです。町長の言う、だから外部の知見を入れてというのは、非常にいいと思ふのですけれども、外部の知見だけではなくて、もう少し検討する、やりたい人の知見というよりは、参加を得てやるべきだと思っています。今、道の駅にぎわい創出組合ありますけれども、一番最初の当初の会合のときには、すごく非常に多くの参加者がありました。その人たちの多くは、道の駅で何か自分たちの商品が売れるようになるのではないかみたいな、小規模事業者みたいな人もいたりしております。ある料理屋さんなんか、自分の料理を真空パックで作れないかなんていう話をしている人もいます。ただ、その話をしているだけで、そこから先が進まないのです。例えば農協の加工所を使って、それを作ることができるのかとか、どういう加工のやり方をしたら賞味期限が長くとれるのかとか、そういうやりたいという思いと商品を持っているけれども、それを加工するのにどのようにしたらいいかというところに踏み出せないという人が結構います。現実にはいます。ですから、今までの参加者、今までのやり方ではなくて、この道の駅ができると、道の駅にいろんな商品を出品したい人、または加工品を出品したいと考えている人の集まりみたいなのをぜひ開いて、その人たちのやる気のもと、外部の知見を入れて商品開発に行くという形でメンバーを変えないと、大きな進展にはならないと思っております。そこらに関する町長の見解をお聞かせください。

それから、2番目のことです。ボランティア、地域たすけあい、これも本当にいい事業で、これが熟成されて、各地区、全ての地区にできるべきだと思っております。ただ、なかなか各地域も地区の事業、それから自主防災、それにプラスして地区ボランティアというような形でやると、結局何か同じような人たちがかぶって出てきたりとか、なかなか難しい問題があると思っております。このやり方も、特に今回除雪だとか、雪おろしだとかというのを考えているわけですが、例えば定年直後、定年直後といったら幾つになるのかわからない。60から65、70の間なのではないか、の人たちの、まだ力がいっぱいあるような人たちを何とか誘い込むような、新たな仕組みづくりが必要かと思っております。それから、地区、地区でやっていると、どうしても地域間格差というのが生まれてくると思っておりますので、逆に形成できない、ボランティアの人数も確保できなくて、そういう雪おろしボランティアとか、形成できないような地区への対応は、どのようにやっていくのかというところを重ねて質問したいと思っております。

3番目なのですけれども、パトロールして必要に応じて直していくと言われればそれまでなのですけれども、私が一番心配しているのは、大雨出水期で一挙に護岸が崩壊して、それがダムのようになって、水があふれ出してというようなことが心配されるので、これはやっぱりもう本当に清掃センターではないですけれども、大幅な改修計画が必要だと思っています。50年経過していれば、やっぱりそれなりにコンクリート劣化とか、もう当時の工法なんかも古い工法で作られているものだと思うので、改修計画の着手に入れるかどうかというところを重ねて質問いたします。

それから最後、清掃センターなのですけれども、清掃センターについては私も先の関根議員と同じように、これはなかなか、加茂市長は本当に何か聞くと、煙に巻くというか、お茶を濁すというか、へ理屈こねるとするか、なので真っ当に行ってもだめだと思います。ここ、町民の力の結集が必要と私もさっき言ったのですけれども、町長、私1つの提案があります。最終的には関根さんの話になるのですけれども、アンケートもしやるなら、町民アンケートやりましょう。なんだったら、いざとなったら住民投票でもやるよぐらいのことをちらつかせながら町民アンケート。町民アンケートの中には、一つの選択肢として清掃衛生部門を一部事務組合から離脱をして、ほかの焼却施設で燃やしてもらうという選択肢、それから清掃センターを改修するという選択肢、それからもう一つごみ分別を徹底し、ごみの減量化を図る、それからもう一つ、このままでいいという、この4つの選択肢を設けたとします。恐らく過激な人は離脱、そうではなくてもほとんど改修、そこら辺に落ちつくようなことになると思うのですけれども、そうなったところで加茂市長との交渉の中で、離脱も困るでしょうと、改修もお金がないのですよ、そしたらごみの減量化ぐらいはやりましょうよというところで落としどころが言えると思います。ただ、ストレートにごみ分別しましょうとか、減量化しましょうなんて言うと、加茂市長絶対乗ってきませんから。これ営業の常套手段で、1億円の商品と5,000万円の商品と3,000万円の商品ありますが、どれ買いますかと言うと、大体真ん中を買うのです、この提案の。そういうふうな形で、真ん中をつかませるという手ですけれども、せめてもごみ分別、減量化という選択肢を求めざるを得ないような形で、町民の意向は本当はもう衛生部門離脱、または抜本的改修なのだけれども、というような形で分別、減量のほうに持っていけるような形にやらないと、本当に先ほど言ったように、ダイオキシンの問題で農業、観光、人口の問題に大きな影響を与えかねないと思っています。これは、私の提案ですので、コメントがあったらお聞かせいただきたいと思っています。

以上、2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 農商工連携協議会についての話がございました。私も初めて農商工連携協議会参加させていただきました。いろいろお話を聞いていますと、いろいろと努力はされておるのでしょうか、そういう中で、もちろん町の特産品といますか、そういうものを利用した、例えばレクチュエの、何ていうのだあれば…

（キャラメルの声あり）

（サイダーの声あり）

（サイダーかキャラメルかの声あり）

町長（佐野恒雄君） サイダーであるとか、ドレッシングとか、いろんなものは考えてというか、苦勞して作られてはいるのです。ただ、そうしたものが本当の意味で町のブランド化になっているかという、なかなかやっぱりそこまでいっていないというのがはっきり言ってあるのだと思う。今回、道の駅ということが目前に迫っておるわけですから、当然スピード感も上げて、いわゆるブランド化というのを本当に真剣になって考えていかななくてはならぬわけですが、前の答弁でも述べさせてもらっていますが、やはり外部の知見を入れていくということ、これも大変必要だろうと思います。と同時に6次産業化も含めた町の取り組みというのでしょうか、これをしっかりとやっていかななくてはならない。今までのやり方では、なかなか前に進まないのだろうと思っておりますし、そういう意味ではもっとやり方を変えた中で、町の特産品として、町のブランド化につながる、そういうものをしっかりとやっぱり取り組んでいかなければならないなということは、本当に真剣に考えておるところであります。ぜひひとつスピード感も早めてしっかりと対応していきたいなと、こう思っておるところであります。

それから、各地区のボランティアの関係のお話もございました。実は私、政策の中といますか、公約の中で、高齢者世帯の雪おろしであるとか除雪の関係、少しでもやっぱり軽減をしていきたいなということで、自分自身の考え方を述べさせてもらってきた中で、行政がやることというのは本当に限りがあると思っておりますし、そういう中で、これからのコミュニティー力というのでしょうか、地域のコミュニティー力、この力というのかな、これをやはり大切にしていかなければならないと思っておりますし、そういう地域の力をこれからボランティアという形で引き出していないとなかなか、ただ行政だけでは進んでいかないのだろうと思っております。しかし、このボランティアというのは、やっぱり一番気をつけなくてはな

らないのは押しつけであってはならないと思うのです。押しつけるような形のやり方というのは、必ず私失敗すると思っておりますし、そういう意味で、今回自主防災組織を利用した助け合い事業、これは今は4地区でやられているということを知りまして、1地区でも2地区でも拡大していったら、私はそれで成果があると思ってお話をさせていただいたら、本当に1地区、湯川地区ですか、私自身の考え方に共鳴していただいて、自主防災組織を利用した形での助け合い事業を5地区で今やっただいて、大変私自身ありがたかったし、うれしかったです。こういう形を今後とも要するに1地区でも2地区でも、とにかく押しつけではなくて、本当に地元から沸き上がってくるような、そういう助け合い事業をぜひ進めていければな、やり方がわからない、どうやったらそういう地域のまとめ役ができるのだろう、そういうことで各地区もやはり悩んでおられるのだろうと思います。やっぱりそういうところに、今助け合い事業をやられて、うまくいっている地区から、こうやったら皆さんの協力を得られたというふうな経験的な情報というのをしっかりと出していただいて、地区の方々からそれを受けて、助け合い事業につながっていければな、こんなふうに実は思っております。決して押しつけではない、本当に地区から盛り上がっていく助け合い事業でなければならないと思っておりますので、それはすぐにはできるものではないかもしれませんが、でも、それはやはり行政も、行政といいますか、町のほうからもしっかりと、そういう面で手助けをさせていただきながら、1地区でも2地区でも増えていってくれば大変ありがたいなと、こんなふうに実は思っております。

羽生田川の改修につきましては、後ほど担当課長のほうから説明をさせたいと思っておりますし、ごみ焼却場もずっと話をさせてもらってきました。当然管理者である小池市長と協議をしていかななくてはなりません、とにかくそれまでの間、町として何ができるのか、いわゆるごみの減量化、それをしっかりと今後考えていきたいなと、こんなふうに考えております。

以上であります。

地域整備課長（土田 覚君） それでは、池井議員の大雨時の出水期に一気に来るのが怖いということにつきまして、お話しさせていただきたいと思っております。ご答弁いたします。

羽生田川につきましては、加茂川水害と同じ四十二、三年の水害を受けまして、農地災害復旧で護岸を積んだ羽生田川でございます。その後、上流のほうに砂防指定をかけ、新潟県のほうから砂防ダムを1カ所、その奥に羽生田一ノ沢というところ

ろにも大きな砂防ダムを1カ所建造させていただいております。それらによりまして、土砂をとめる砂防堰堤を2カ所設置したところでございます。それらの2カ所の砂防堰堤につきましては、砂防堰堤でございますので、土砂災害を防ぐための砂防堰堤でもあります。水害のもととなる水を貯水する機能も、一部機能を持っていることも事実でございます。

それから、一番ご心配の耐用年数の絡みでございますが、護岸ブロックにつきましては鉄筋コンクリートの耐用年数、大まかな基準をお知らせしたいと思っておりますが、海岸に作る護岸と、海端に作る護岸と、こちら側の内陸部に作る部分とは大分、塩害とか、そういう部分でございますので、かなり幅がございまして、通常言われておりますのは設計基準強度によりまして、今、24トンパー平米の設計基準強度におきましては、おおむね標準的には65年と言われております。したがって、もう少しはあるのですが、先ほど町長のほうでお話ししたとおり、少しでも長く機能を保つように維持管理を行ったり、一部直したところについては目地があいていても、裏のほうに吸い出し防止材というものが入っておりますので、それらも施工したりしながら、少しでも長く機能が保つことができるように、努めてまいりたいというふうに思っております。また、極めて河床があらわれたところとか、極めてブロックが欠けたようなところについては、必要に応じて予算の範囲内で改修してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

11番（池井 豊君） ありがとうございます。

まず1つ、ブランド化のところで、だんだん町長との考えが一致してきたというか、6次産業が必要だという、私もそう思っております。生鮮食料品の認定といいますか、ブランド化も必要ですし、加工品のブランド化も必要で、特に6次産業ということで、ぜひ町が主体となって加工品製造勉強会といいましょうか、加工品とか、だからあなたも道の駅に出品しようという、商品開発勉強会とか、そういうような形でやると。もしかすると素材を持っている人、または起業したい人がそういうのに勉強参加して、商品ができてくると思います。既存の商品だけだと、田上の直売所ではどうしても加工品も足りないなと思っているところでもありますので、そういう勉強会が可能かどうかもちよっとお聞かせください。

それから、2番目の質問で、さっき質問したので答弁がなかったのが、要はそういうボランティア団体を設立できないような地区の対応はどうするのか、これ全庁的に活躍できるボランティアチームを作るのか、または社協を利用するとか、いろ

んな方法あると思うのですけれども、どうしても地域コミュニティーの力によって、単純に人口の多い少ないによって、そういうボランティア組織が結成できないような地域も出てくると思います。そういうところのフォロー体制とか、そういうところはどのように考えているのか、また重ねて質問いたします。

それから、水害対策なのですけれども、初めて65年の数字聞きました。65年ということであれば、なおのこと、ここ10年といいたししょうか、10年以内に改修計画を作って、そこからまたいろいろ段階がありますよね、設計やら予算立てやらいろいろあるので、ぜひ10年以内に改修計画、多分羽生田川ばかりではなくて、田上町におけるコンクリート建造物、構造物全てになってくるのかもしれないけれども、そういう耐用年数に適応した改修計画というのをじっくりと立てて、その耐用年数にしっかりはまるような形で改修整備に入っていただきたいと思っております。課長、私がかからいつも心配しているのは、一ノ沢で土砂が流れてくることではなくて、護岸崩壊で、そこでダムができて、水があふれるみたいことがあってはいけないので、ともかく護岸崩壊、羽生田川でいえば、もう道路の欠落まで多分つながると思うのですけれども、そういうことが起きないように管理徹底していただきたいと思えますし、ともかく、そういう10年以内に計画作りをお願いしたいと思っております。

清掃センターの件は、もう皆さん十分やってきたので、いいのですけれども、田上町民にきれいな空気をとということで、これもう、本当諦めずにやっていただきたいと思えますし、私も全然勉強していませんのですけれども、コンポストなんか昔はやったのですけれども、あんなのやったらどうなのだというので、家の生ごみぐらいただたらそこに捨てるけれども、使い方もちょっと今わからないので、どうかななんて思ったりもしていますけれども、田上町としては、そういう生ごみやごみの減量化を頑張るということも含めた、だから何とかしましょうというような声明といいたししょうか、声明というところとちょっと大げさなのかもしれないけれども、加茂市にも届くような、田上もしっかり頑張るのだから、加茂もしっかりやろうよというような形で、呼びかけるような形で、ともかくダイオキシンが出ないような取り組みを進めていただきたいと思えますけれども、町長、そういう声明といいたししょうか、意見を出す用意があるかどうか、そこだけ確認させてください。

以上で3回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） ブランド化につきましては、池井議員の言われる大勢の方々と、それこそあのメンバーについては、道の駅の出店者関係等も含めた、また外部の方

も含めた幅広い方々から、いろんな意見を聞きながら協議を進めていきたいな、こう思っております。

それから、先ほどのボランティアの関係で、そういうことは進まないところにどうするのだというふうなお話でございました。先ほども申しあげましたように、決して押しつけでこれを作れというふうな形というのは私は絶対成功しないなと、こう思っております。先ほども申しあげたように、こういううまくいっている、本当にちょっとした、高齢者の方にちょっと手を差し伸べてもらう、ほんのその一歩から、いわゆる助け合い事業というのは始まるのだらうと思います。そういう意味で、そういうところで立ち上がりがうまくいったところから、いろいろと情報を。立ち上がっていない地区にも、そういう情報をしっかりと聞いてもらえるような、そういう協議会というか、場を設けた中で、本当に押しつけでない形で立ち上げていければなど、こんなふうに考えております。

それから、清掃センターでしたか。

(何事か声あり)

町長(佐野恒雄君) その辺についてもまた検討してまいります。

以上です。

議長(熊倉正治君) 池井議員の一般質問を終わります。

最後に、5番、中野議員の発言を許します。

(5番 中野和美君登壇)

5番(中野和美君) 5番、中野和美でございます。一般質問をさせていただきます。

私は4点ほど質問をさせていただきます。

まず、1つ目、国民健康保険の課税方式についてです。先日2月22日の社会文教常任委員会にて国民健康保険財政調整基金の残高を考慮し、このたび10年ぶりに課税方式の見直しを含め、国保税の税率の引き下げをしたいとの報告がありました。税負担の均衡化が図られる方向で、税率変更があったことに安堵いたしました。

国保税は、家庭からの支出の中で固定的な支出であり、自らの努力で切り詰めるということができない支出です。町内の固定資産だけに課税されていた資産割が廃止されたことを評価しております。しかしながら、その中で250名ほどの方が税の増額になる可能性があるとの報告もあり、どのような方が増額になるのかというところで、固定資産を今まで所持していない方の中で、所得が164万円以上の方に増額になる可能性があるとの報告でした。税負担の均衡化が図られる改善ではあるものの、高額所得者に関しては、税の負担をお願いしたいというところですが、所得が200万

円に達しない方に対しての税額負担はいかがなものかと考えます。そういう制度になっていますと言われてしまえば、納税者は納めざるを得ないのですが、せっかく町民のために税率を軽減しようとする制度が生活を圧迫する制度になってしまつては本末転倒です。特に年度途中で定年、体調不良、介護、結婚、出産などの理由で離職しますと、そこで所得は全くななくなってしまうのに、働いていたときに天引きされていた同等金額の約2倍を保険税として納めなくてはなりません。国民健康保険に切りかえるにしても、継続医療にするにしても、税負担は2倍になるのです。所得がないので、生活を優先すれば保険税を払えない、払えなければ短期証、または差し押さえなどの処置がとられます。とりあえず非正規で働いて仕事を優先すれば、納税遅延による出頭要請にも応じることが難しくなります。国民健康保険は、前年の所得が計算基礎になっていますので、保険料が下がるものもすぐには下がらず、1年おくれになってしまいますので、保険料の納付が困難になることがあります。特に納付が負担になるのは、翌年の春の保険料の算定の時期までなのです。所得に見合わない高額な保険料を請求され、納める義務が発生し続けることとなります。できればこの期間も軽減措置を適用できたなら、かなり家計負担は減ることとなります。

国民健康保険税は、各市町村で賦課を取り決めることが認められています。担当課の説明会によれば、実際に平成31年度の国民健康保険の算定をしてみないと、正確な人数や状況は確定しないとのことですが、住みよい田上実現のために、せめて所得が200万円に達しない方に対しての税額負担が増額にならぬよう配慮をお願いいたします。町長の考えをお聞かせください。

2つ目、安心、安全な生活の観点から、安心、安全な生活につきまして3点ほど挙げさせていただきます。まず、1つ目として、竹の友幼稚園沿いであり、あじさいロードの一部でもあります原ヶ崎公園から田上中学校までの道路ですが、とても危険であると地元の方々から報告を受けました。それは、小学校の登校集合場所の竹の友幼稚園と原ヶ崎交流センターの間で、S字カーブになっている横断歩道のところですが、私も現場を確認してみたところ、S字カーブのため、車が竹の友幼稚園の入り口あたりまで来ても、運転者からは横断歩道の半分ほどしか見えません。横断歩道が全て見える位置まで車が近づいたときには、横断歩道まで二十数メートルほどしかありません。交通ボランティアの方々も危険を感じ、事故があつてからでは遅いと心配してくださっています。通勤、通学時間帯は皆急いでいるだろうこともあり、スピードが出ている様子で、中学校側から車が坂をおりてきますと、特に

冬の凍結時は危険なのだそうです。時速40キロメートルで走行してきた車は、ブレーキを踏んでからとまるまでに約22メートル必要です。時速30キロなら停止距離は約14メートルです。坂道で路面がぬれていたり、凍結していた場合には、もちろん停止距離は伸びることになります。

2つ目として、宅配のお仕事をされている方から、羽生田駅周辺の街灯が少なく、夜道がとても暗く危険で、改善してほしいとの要望がありました。私も羽生田駅から700メートルほどのところに住んでいますが、今までの暮らしの中で心当たりがありまして、娘たちが新潟市の高校へ通っているときは、夜道が心配でしたので、駅まで迎えに行っていましたし、私も電車で通勤、通学の際には、駅まで家族に迎えに来てもらっていました。娘たちが学校から帰宅時には明るい道を通って帰るようにと言われた際には、明るい道はないよねと話しながら会話した覚えがあります。

以前より暗くはなかろうと、実際に夜羽生田駅周辺を最近回ってみました。街灯はあるのですが、木陰になっていたり、足元が真っ暗になってしまうような箇所も何カ所か見つけました。田上中学校の通学ルートやあじさいロード周辺、さらには、町の立地適正化計画の将来人口密度ヘクタール当たり20人の確保が可能な範囲とされている居住区域となっている羽生田駅周辺地域の生活道路を町民が安心、安全に利用できるよう改善を願います。

3つ目として、焼却場の問題です。1月には有志田上・加茂議員により焼却場現状把握のため、施設内を視察してまいりました。想像していた以上に老朽化は進み、あらゆるところが朽ち、水漏れしていました。管理者である加茂市長が公言する「修繕すれば新品になる」などとは到底及ばず、私の個人的な意見としましては、廃炉が適切であると結論しています。12月の一部事務組合議会の様子を拝見いたしましても、このまま現管理者が方針を変えず続行するならば、田上町は焼却場に関して一部事務組合離脱を決断しなければならないと考えます。ごみの分別を進め、三条市や新潟市と提携し、物によっては民間の小規模プラントを利用し、減量化や燃料化の方法もあります。この4月の動向を慎重に見ていただき、町長の賢明な判断を期待いたします。

以上、安心、安全にかかわる3点につきまして答弁を願います。

3つ目、学校における働き方改革について、学校における働き方改革については、中央教育審議会でも議論が行われ、平成31年1月25日に答申が取りまとめられました。スポーツ庁や文化庁がそれぞれ作成した部活動ガイドラインの遵守、残業時間の上

限時間月45時間、年360時間の遵守や一部業務の地域委託などの課題もあります。大切なことは、教員が子どもと向き合う時間を確保できるよう、家庭や地域社会などとの連携の必要性が強調され、業務の分担が求められた点です。基本的には学校以外が担うべき業務として、登下校に関する対応、放課後から夜間などにおける見回り、児童・生徒が補導されたときの対応、学校徴収金の徴収・管理、地域ボランティアとの連携調整、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務、調査・統計等への回答等、児童・生徒の休み時間における対応、校内清掃、部活動、教師の業務だが、負担軽減が可能な業務、給食時の対応、授業準備、学習評価や成績処理、学校行事の準備・運営、進路指導、支援が必要な児童・生徒、家庭への対応、田上町でも部活顧問の時間外労働は、その後改善されておりますでしょうか。答申を受け、今後町ではどのように取り組んでいかれるのか、町長、教育長の考えをお聞かせください。

4つ目、適切な空き家管理の推進について。先日2月18日、新発田市では市内に営業拠点を持つ金融機関と空き家の適切な管理を推進する連携協定を締結しました。市が持ち主に対し、空き家修繕や除去、建て替えに関するローンなどの商品を紹介し、空き家の抑制と適切な管理につなげることが狙いだそうです。一方で、空き家の再生に取り組み、地域づくり、まちづくりを目指す民間有志団体の活動もあります。田上町でも金融機関との連携は考えられていますでしょうか。

田上町では、少子化人口対策として定住促進を図るため、既存住宅での多世帯同居のためのリフォーム事業補助、子育て世代向けの民間賃貸住宅建設補助金制度の継続していくとの報告をいただきました。

この2つの事業は、もちろん継続されて構わないと存じますが、空き家対策の観点からも踏まえますと、既存住宅での多世帯同居のためのリフォーム事業補助は田上町内の中古空き家を購入し、田上町へ転入してくる方のリフォームに補助するという考え方を加えてもよろしいでしょうし、民間賃貸住宅建設補助金の制度は、今現在空き部屋となっているアパートのリフォーム費用にも充当できるという捉え方をすれば、用途は大きく変わってきます。

田上町を回っていると、戸建ての空き家だけでなく、アパートも空き家が多く、少し手を加えればかなり違ってきます。それぞれの制度にある程度の規制があるとのことですが、せっかく予算をつけて受け入れ態勢を準備するのですから、有効に利用してもらえよう、変えていかねばなりません。国の制度であっても地域が実際に直面する課題を解決するため、地方の発意で、国の制度等を変えることができ

る提案募集方式の地方分権改革が平成28年から内閣府で受け付けしています。各自治体の担当課長から、直接内閣府地方分権改革の担当官に直接相談できます。365日いつでも受け付けしているとのこと。国の制度に関して地域の実情と合わなくなった部分を地域自らのアイデアで変えることが可能です。少子化、人口対策として定住促進を図るため、制度の流動性を踏まえ、柔軟な対応を期待し答弁を求めます。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、中野議員の質問にお答えさせていただきます。

はじめに、国民健康保険の課税方式についてのご質問であります。当町では平成21年度に国保の税率改正を行って以来、国保税は10年間据え置いて運用してまいりました。今回の改正におきましては、資産割の廃止という課税方式の見直しとともに、医療給付費分と後期高齢者支援金分で課税している、現行の税率のバランスの調整を行った上で、全体として保険税率を引き下げたいというものであります。特に所得の低い被保険者には配慮していきたいと考えております。

資産割を廃止する関係で、資産割として課税していた相当分を所得割に転化する必要が生じます。そのため、もともと資産割が課税されていない方で、一定の収入のある方は税負担が増える可能性もあります。議員言及の所得が200万円の方については、収入に換算すると約311万円程度となり、ある程度の担税力はお持ちの方であると思っております。保険税の応能分、応益分のバランスを検討した上で、平成31年度での被保険者の所得状況も確認しながら、できる限り公平感が保たれるよう対応してまいりたいと考えております。

次に、安心・安全な生活の観点からということではありますが、交通安全や防犯上について議員の言われました箇所につきましては、今後現場を確認するとともに、地区やPTAなどからの要望を確認しながら、必要に応じて対策等を検討してまいりたいと考えております。

清掃センターの関係につきましては、ほかの議員のご質問にもお答えしたように、一部事務組合として加茂市とは共同で行政サービスを行っており、ごみ処理以外にも火葬場や消防等の業務を行っております。これらの業務は、町単独で取り組むには財政的に非常に困難であるとともに、町民生活に直結する住民サービスでありますので、単純に組合から離脱するというような話ではないかと思っております。

次に、学校における働き改革についてであります。小学校の教員の時間外勤務につきましては、以前から問題視されていましたが、昨年度ごろからその実態がマスコミ等でクローズアップされてきました。特に中学校の部活に関しては、活動日や活動時間が多過ぎて、教員だけではなく、生徒にとっても大きな負担になっているのではないかとということで問題になっております。中学校の部活動は、心身の成長に大いに成果を上げているものと考えています。しかし、ただ活動時間が長ければいいとは考えていません。生徒や教員にとってどんな活動が適切なのか、教育委員会に指示してありますので、その具体的な内容につきましては、教育長に答弁をさせます。

最後に、適切な空き家管理の推進についてであります。空き家の抑制と適切な管理につなげるために、金融機関と連携してはとのことですが、田上町においては、早急に除去などが必要な空き家はないと感じておりますので、現段階では金融機関との連携までは考えておりません。再生可能な家屋等につきましては、町のホームページの「空き家バンク」で一定の成果を上げておりますので、今後もその活用で対応していきたいと考えております。

多世帯同居住まい推進リフォーム事業補助や民間賃貸住宅建設補助金制度の用途拡大などにつきましては、流動性、柔軟な対応との提案でございますが、多世帯同居住まい推進リフォームは平成31年度まで、民間賃貸住宅建設補助金は平成32年度までの制度となっております。当事業を継続するかどうか、制度自体を見直すかどうか、あるいは全く違った制度に変えていくのかどうかなど、その判断を伴う提案でありますので、今後の検討材料としていきたいと考えております。

以上でございます。

(教育長 安中長市君登壇)

教育長（安中長市君） 中学校の部活動につきましては、平成30年3月にスポーツ庁が部活動についてのガイドラインを出しました。それを受けまして、新潟県も方針を出しましたので、その県の方針を参考にしまして、平成30年8月に「田上町立学校の部活動にかかわる方針」を田上町教育委員会で作成しました。それを受けまして、平成30年11月に、田上中学校として保護者に「部活動の方針について」というお知らせを配付しました。その内容を簡単にお話ししますと、1週間のうち平日は1日以上、土日も1日以上のお休みを設ける、夏休みや冬休みも同じであるが、ある程度長い休みも設ける。お盆や年末年始は休みにする。大会の参加は校長が認めた者だけにする。部活顧問は活動方針や活動内容、活動日を保護者に明確にする等となっ

ています。現在は、周知期間として、平成31年の4月1日から実施をいたします。

ところで、部活動に関してなのですけれども、これは生徒も保護者も先生方も、もっとやりたい方と、それからもっと休んでもいいのではないかという方がおられます。町長も言いましたが、中学生は部活動によって心身が大きく成長します。体を鍛えるだけではなく、我慢することとか、努力することとか、そして、その成果が実ったときの充実感や達成感を達成することができます。ご存じのように田上中学校の部活動は伝統があります。過去野球部、女子バレー部、男子卓球部、女子テニス部が県で優勝しています。そのほか、ほとんどの部活が県で準優勝したり、3位になって北信越大会に出場したことがあります。先ほど話をしました、平成30年8月に作成しました町の部活動にかかわる方針の基本方針は、生徒にとっても、教師にとっても魅力ある部活動の実現です。この方針は、田上町独自のものです。この基本方針に基づいて、田上中学校の「たがみだま」、ご存じのように、田上中学校の体育館の後ろに掲げてあるクラブ活動において、いわゆる部活動、「クラブ活動において闘志なき者は去れ」という、あの精神をこれからも持ち続ける田上中学校の生徒でありたいなと私は思っています。

以上です。

5番（中野和美君） それでは、2回目の質問させていただきます。

まず、1つ目から、一般質問を出しました後、私何かこういう軽減措置がないものかとずっと調べておりました、1つ出てまいりました。平成22年の4月1日から会社をやむを得ず退職された方、自己都合も含めまして、所得割の部分が軽減されるというのを見つけました。ただ、これは役所に雇用保険受給資格者証を出さなければいけないことになっていまして、この雇用保険受給資格者証というのはすぐにもらえませんが、1カ月ぐらいかからないともらえないのです。そうすると、その間に就職といいますか、正規に勤められればいいのですけれども、その間にパートだったり働いてしまうと、結局就業していることになってしまいますので、もうこの軽減制度が使えなくなってしまうという、結局、正職で働いていたときの保険税のまま行ってしまうという現状になりますので、できればもしすぐに窓口で退職しましたので、国民健康保険に入りますというふうな、すぐな手続の報告があった場合には、こういう制度があるので大丈夫ですかということを確認していただきたいと思います。その手続をちゃんとされてから、勤めるなりしていただいたほうがいいかもしれないというような話もちよっとしていただいても親切なのかなと思います。というのは、私、おととしまで栃木市に住んでおりましたので、栃木

市に住んでいる間に仕事を一旦離職しまして、D I Yのほうの勉強をしていたものですから、その間所得がなかったので、失業保険をもらっていましたので、この適用、栃木市では割引にしてくださいまして、かなり助かりました。減額してもらって。所得割のほうを減額してもらったので、そういうことがありましたので、ちょっとわかるかわからないかぐらいで大きな保険料差が出てきますので、ぜひこの案内も忘れずにしていただけたらと思います。きっと知っているのかもしれないのですが、これ22年から始まったものだったので、私こういうのがないと思っていましたので、それまでそういうことがあったときには、そういうこと一切ないと思っていましたので、こちらの周知のほうよろしくお願いいたしたいところです。

それから、この場をかりまして担当課にお願いしたいのですが、私がちょうど県外に一時転出していたことで困りましたのは、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税を県外から納付しようと思ってもできません。なぜなら、新潟県内の金融機関で平日でないとな納付できないからなのです。大変困りました。土日、祝日に新潟に戻っても納付できないというわけです。身内に納付書と納付金を渡して、平日の都合のよい日に納付してもらおうようお願いしてきました。以前には、娘の名義になっていました原付がありまして、納付書が娘のいる北海道に届きまして、北海道で納付できないので、また送り返してもらって、それでこちらのほうでまた払っていたなんていうことがありまして、そんなことが何年も続いて、数年前には北海道に変更手続をしたので、そのようなことはなくなったのですが、何でこんなことを言うかと申しますと、田上町では空き家も多くあります。私も回っていて10軒に1軒ぐらいは空き家あるのではないかなと思うのですが、持ち主が県外に在住の場合もあると思うのです。持ち主が県外に在住の場合、やはり私のように納付に苦労されているのではないかとお察しするのです。他市町村ではコンビニ払いなどできる場所もあります。栃木、新潟市もちろんコンビニ払いできますし、宇都宮市でも栃木市でもコンビニ払いができました。ほかの市町村でもあるところもあるのですが、今後納税の方法について、コンビニ払いなどの納付の利便性などを検討されているかどうかということもまずお聞かせいただきたいと思います。それがまず1つと。2番目のところ、安心・安全な観点からということで、今後現状を確認していただいて、安全や暗いところ、街灯なども見ていただくということでよろしくお願いいたします。

焼却場に関してなのですが、私も先ほどの1回目の質問の中でも、一部事務組合から離脱するべきだとまで言ったのは、ほかの方策があるのではないかとということ

で、田上に焼却場がありますので、切っても切れないことになってしまっているのですが、でも田上からだけでも始めることは可能です。私がやっぱり21年前に田上で子どもたちを育てようと思って田上に来ましたのは、田上の環境がすばらしいなと思ったからなのです。山里の自然環境がとてもいいですし、YOU・遊ランドはあるし、温泉はあるし、のんびりと子どもを育てられるなと思って田上に移ってまいりました。それを本当思い出すのですけれども、やはりそれでこの焼却場の何とかごみを減らすというところに私も、分別はほかの市町村でもやっているわけなので、分別は最低限やってほしいと思います。ごみの処理の仕方、燃やすだけではなくて、いろんな方法が今出てきていまして、まず1つには先ほど池井議員がおっしゃいました生ごみのコンポスト、20年ほど前に町があっせんしてくださって、私もコンポストを庭に置きました。どうしても夏場の生ごみ、スイカなどは本当にそこに入れておかなかつたら、これごみに出したら大変だよなと思うの、下手するとスイカの皮なんかそのまま皆さんごみに出しますので、コンポストがまず一つ、そして分別するものといったら、そういう生ごみはお庭のないところは申し訳ない、そういうことはできないのですが、もう一つは、町長が先ほどおっしゃったような水分を切る設備、それも一つでしょうし、そしてもう一つ、とにかくプラスチックと可燃ごみと紙おむつというふうに分けてもらって、あすちょっと椿議員も詳しくお話すると思うのですが、紙おむつに関しては加茂、田上で毎日2トンほどごみが出ている計算になるそうです。人口で計算しますと。平成29年度のこれ可燃物の収集量見てみますと、やっぱり連休と夏場はごみが多いですが、全体で平均しますと、月平均1,031トン、1日平均約40トン、平成29年度で40トン、それ以外にペットボトルや新聞紙、段ボールなどのごみは出ています。その40トンの中の2トンが紙おむつという計算になりますので、特に加茂も老人施設等ありますから、おむつだけ分別というのは、介護している者にとっては思うのですけれども、分別可能なので、各家庭のごみもおむつだけ分別というのは、とても分別可能だと思うので、紙おむつ、可燃ごみ、プラスチック、プラスチックもビニールもプラスチックも一緒にいいのですが、そういう処理をできる設備でお安いのがありますので、そんなのを検討していただけたらと思うのです。さっき誰かもおっしゃいましたけれども、池井さんだったかな、高いのと中間のと安いのとというふうなところで、本当に燃やそうとすると、そういうふうに大きな40億円、50億円という焼却場が必要になってまいりますが、燃やすのではなく、加工する。紙おむつは減量化、もしくは、これ明日も椿議員が言うと思うのですが、バイオマスのペレットのチップにするよう

な方法、その設備が約数千万円という話です。プラスチックやビニールをみんなまとめて、プラスチック製塩化ビニル、PPを全部含めて、それをガスや重油にかえられる、可燃ごみも有機炭素にできるという機械が約2億円、最低限のやつで2億円、そんなところから始めていってもいいのではないかなと。それから、どんなふうにしていくのか少しずつ考えていっても、このぐらいだったら、両方足して2億数千万円だったら田上でも何とかできないかなと思っています。というのは、そういう再生エネルギーの焼却場に関しては田上町もちゃんと、小さい町ですけれども、制限の適用外になって、その制度が使えるということですので、ぜひその制度を使って2億5,000万円だったら、それを最初1割払って2,500万円払って、それを10年で割ってとしたら、そんなにできないことではないのかなと考えています。本当にいろいろほかの議員もみんな頑張っている話なので、これはもう加茂の管理者に、町長一人で闘えとは言いませんので、本当にみんなで闘っていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。本当にまずは、町長闘っていたかかないといけないのですけれども、私たちみんな応援していますので、よろしくお願ひしたいと思います。そんな方法もありますので、みんなでそれこそ協議会なりを作って、これはちょっと検討していけたらと思っています。

次、3番目、学校における働き方改革なのですが、私、中学校の部活のことだけではなくて、全体の先生方の労働時間等の働き方改革について、どのように進んでいるかということも聞きたかったのですが、うまく伝わっていませんでしたので、申し訳ないです。その辺ももうちょっと詳しく、今現状どんなになっているのか、どういうふうにしていきたく町長、教育長はこれからの先生方の働き方改革を考えていらっしゃるのか、部活以外のことも聞きたかったのですが、よろしくお願ひいたします。

適切な空き家管理の推進についてですが、今は金融機関との連携は考えていないということですが、これから柔軟に考えていきたくということでもよろしくお願ひいたします。

以上、2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 最初の質問につきましては、担当課のほうから説明をさせますし、ごみの問題につきましては、各議員さんにお話申し上げてきました。いわゆる町の町民の方々にいろいろとまたお願ひすることもあるのだろうと思いますけれども、要するにごみの減量化、そういうものについてしっかりとこれから取り組んでいきたいなと思っていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

教育長（安中長市君） それでは、質問にお答えいたします。

申し訳ございません。質問が部活動に限っているのだと思いました。でも、用意してあります。この表でいうと、④番のところは、それこそ学校地域コーディネーターを去年から作りまして、その学校地域コーディネーターが学校と地域の間を取り持っています。今は、私がちょうど担当だったものですから、7月から不在になっておるのですけれども、本当はその仕事はしてはいけないと思いながらも、学校地域コーディネーターの仕事をやらせていただいております。二、三日前も田上小学校の3年生のところに行きまして、1時間護摩堂山の話を見せてもらって、大変楽しかったです。来年は、きちんとした担当をつけたいと思っています。

それから、部活動については先ほどお話をさせていただきました。

それから、右側のほうの10番の授業準備に関しては、理科の支援員を配置したり、それから英語のサポートのために外国の方を両小学校、中学校、それから園のほうにまで行って英語の指導に当たっていただいております。

それから、14番の支援が必要な児童・生徒家庭への対応については、前もお話をしましたとおり、家庭訪問員の佐藤訪問員と、それから三本保健師が本当に毎日毎日、前もお話をしたと思いますけれども、8時からでも9時からでも家庭に行って親御さんと相談をしたり、子どもと相談をしております。

それで、ここには月45時間、年間360時間の残業という線が出ておったのですけれども、これは実は今年になって決まったので、去年の4月の時点では月60時間、年間360時間というのが残業の上限となっていましたので、町としてはその線で4月からこの2月まで統計を各学校で出してもらって、今集計がここにあります。合計だけいきます。全部で田上小、羽生田小、田上中、対象の職員が64名、校長を抜かしまして、教頭は入っています。それから、あとほかの先生方、対象64に対して60時間以上働いていた方が、4月は20人でした。5月は20人でした。6月は22人でした。7月は13人でした。8月はゼロでした。9月は4人でした。10月は24人でした。11月は17人でした。12月は4人でした。今年の1月が11人、そして先月2月が9人でした。月によって大分ばらつきがあるのは学校の行事の関係です。10月、24人という一番多い人数だったのですが、これは小学校、中学校にとっても文化祭とか、それに類したことがたくさんあって、仕事を夜までやらなければならないのかと思います。全体的には減ってきています。教育委員会の各学校への指示はうそをつくなど、きちんとしたものを報告せよと、このことによってどうこうというのはありませんので、職員の本当の動きを知りたいということですので、改善はされ

ていると思います。でも、前もお話ししたとおり、本当は仕事が減っているわけではないわけですよね。そうすると、例えば小学校だと算数の宿題を出すのに時間があれば、自分のクラスの子に合った問題を自分で作って印刷して渡せるわけですが、時間がなくなれば仕方がないから、市販のものをコピーして、コピーはしてはいけないのです、今。市販のものを切り離して1人ずつ渡したり、例えば授業の準備も本当はここまで調べて、ここまでやりたいというところがどうしてもそこまでいかない。本当の根本的な解決は、教員の数を増やすことなのですが、なかなかそこには至っておりません。私7月17日に去年なったのですが、19日の日には各小中学校と園長、校長先生方に、学校と教育委員会との関係で、負担を減らせることがないかという質問をさせていただいて、それから1週間以内にそれぞれの校長先生とお会いをして、いろいろお話を聞かせていただきました。その中で、改善できる部分はやっておるのですけれども、全体の仕事量というのはなかなか減りません。仕事量を減らすということは、子どもに対する手厚い活動が、対応が減ってしまうということで、大変先生方の働き方改革と、子どもの教育と非常に矛盾しておるのですけれども、そんなところがあります。

ちょっとたくさんしゃべり過ぎました。以上です。

町民課長（田中國明君） 国保に関連しての質問を2点ほどいただいておりますが、まず1点目の国保の制度的な部分につきましては、その都度個別に対応させていただいているのが現状でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからもう一点、コンビニ納付の関係でのお話だったと思ひますが、まず納税者の利便性の観点から見れば、納付方法を拡大するということは必要なことかもしれないと思ひますが、その導入に伴う経費あるいは維持に係る経費がかなり多額になると、これ数千万円単位でかかってくるというような状況を考えますと、今のところ導入については考えていないということであります。仮に導入したとしても、コンビニ納付ができる期間というのが納期の初日から納期限までの約2週間程度の期間に限定されますから、非常に効果も薄いのではないかとひうなことで今のところそのようなことで考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

5番（中野和美君） ありがとうございます。

そうしましたら、1つ目の税金のことからいきましょう。そういうシステムを入れるのには数千万円単位でかかるということで、今までも検討されてきたけれども、やらないでいたということで承知いたしました。そのうち、納付書にQRコードか

何かついていて、スマホでピッて決済ができるようになるかもしれませんね。そんなことを期待しております。いつになるかわかりませんが。

それから、教育委員会のほうなのですが、ありがとうございました。ちゃんと調べて回答を用意してくださったですね。それで、教育長がおっしゃいます、結果的には先生が足りない、根本的原因はこれだということなのですが、昨今、昔は先生になるのに10年ぐらい非正規の先生をやっていて、やっと先生になれたというような現状も多かったのですが、今は逆に先生になる倍率もとても下がっていて、すごく先生にはなりやすいという話も聞くのですけれども、それでもやっぱり先生が足りない、そういうことで足りないのか、先生のなり手がなくて足りないのか、それともいろんなところで予算がないので、先生が増やせないのか、どうしたら増やしてもらえるのかという、教育長何か考えがあったら、ひとつ教えていただきたいのと、私4月に選挙がありまして、今後どうなるかはわかりませんが、もしまた議員になった場合は今後働き方改革、教育委員会の働き方改革については、都度尋ねてまいりますので、よろしく願いいたします、その場合は。それはいいのですけれども、どうしたら教員が増やせると教育長がお考えかを教えていただきたい。

それと、今回この一般質問が、3月議会が最後になるわけなのですが、今まで9カ月いろんなことを協議してきまして、あじさいロードについてもかなり改善されましたし、防災無線についてもとても改善されてよくなったなど、すごく充実感を感じております。個人的な話はそれぐらいにして、ということで教育長だけ1点、その返答をお願いいたします。

教育長（安中長市君） 先ほどの先生が足りないというのは、これ国のルール上の問題なのです。その学校に何クラスあるか、特別支援学級も含めてなのですが、何クラスあるかによって、先生の配当人数が決まっているのです。これがもう絶対のもので、それ以上は基本的には配置しないと。その数が残念ながら日本は大変少ないと。海外に比べて、多分ヨーロッパとかアメリカあたりに比べると、1人の先生が持っている生徒は倍以上になるのです。もっともっと少ない十何人ぐらいの子に1人の先生がついているのが大体、先進国という言葉は今合わないのかもしれませんが、ヨーロッパのほとんどの国なのですが、日本は二十何人になるのです。ですから、一生懸命校長会とか学校何とか委員会とか教育長会でも、その数を増やしてほしいと頼んでおるのですけれども、なかなか改善されません。

それから、さっきの倍率の問題はちょっとまた違うところがありまして、今10年ぐらい前、東京とか大阪はものすごく職員が足らなくなりました。それは、団塊の

世代でたくさんの先生がやめたのです。ところが、新潟県は何でもそうなのですから、教育の成果が少しおくれていまして、その人事の関係も七、八年おくれてやってきまして、二、三年前から始まりまして、先生方がどっとやめます。受ける先生は今までと同じですので、どうしても倍率は少なくなってしまう。ただ、今年、この4月に採用される小学校の先生は1.2倍という倍率で、残念なことに日本で一番低い倍率になりました。その前まではこんな低くなかったのです。後ろから数えるよりも真ん中ぐらいにいたのですが、その理由を県の教育委員会も今一生懸命調べていて、次はもっともっと優秀な先生が集まって、倍率を上げようというふうに今計画をしているようです。

以上です。

5番（中野和美君） ありがとうございます。

議長（熊倉正治君） 中野議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時50分 散会

別紙

平成31年 第3回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第2号 平成31年3月7日（木） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1		一般質問	
		散会	

第 3 号

(3 月 8 日)

平成31年田上町議会
第3回定例会会議録
(第3号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 議 平成31年3月8日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 高 取 正 人 君 | 8番 | 熊 倉 正 治 君 |
| 2番 | 藤 田 直 一 君 | 9番 | 川 崎 昭 夫 君 |
| 3番 | 小 嶋 謙 一 君 | 10番 | 松 原 良 彦 君 |
| 4番 | 渡 邊 勝 衛 君 | 11番 | 池 井 豊 君 |
| 5番 | 中 野 和 美 君 | 12番 | 関 根 一 義 君 |
| 6番 | 椿 一 春 君 | 13番 | 高 橋 秀 昌 君 |
| 7番 | 浅 野 一 志 君 | 14番 | 小 池 真一郎 君 |
- 4 欠席議員
な し
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 町 長 | 佐 野 恒 雄 | 町 民 課 長 | 田 中 國 明 |
| 教 育 長 | 安 中 長 市 | 保 健 福 祉 課 長 | 鈴 木 和 弘 |
| 総 務 課 長 | 吉 澤 深 雪 | 会 計 管 理 者 | 渡 辺 明 |
| 地 域 整 備 課 長 | 土 田 覚 | 教 育 委 員 会 長 | 福 井 明 |
| 産 業 振 興 課 長 | 佐 藤 正 | 事 務 局 長 | |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 小 林 亨 |
| 書 記 | 中 野 祥 子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程と同じ

午前9時00分 開 議

議長（熊倉正治君） 改めましておはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあります議事日程第3号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第1 一般質問

議長（熊倉正治君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に13番、高橋議員の発言を許します。

（13番 高橋秀昌君登壇）

13番（高橋秀昌君） 私は、日本共産党の立場から一般質問を行います。

第1に、安倍内閣の異常とも言える政治について町長の所見を伺います。日本国憲法第97条は、基本人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は過去幾多の試練を耐え、現在に及び将来の国民に対して侵すことのできない永久の権利であることを明記し、第99条には国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負うとあります。この条項の重要なことは、天皇、摂政、国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員と順序づけ、一般国民とは表現しておりません。つまり権力を持つ側に強く求めていると理解すべきであります。日本国憲法は、先の大戦の苦難から国家権力を縛るものとして生まれていることを注目すべきであります。そして、国や地方で働く全ての公務員に課せられた責任という視点が極めて重要だと思えます。この憲法に対する町長の所見を伺います。

ところが、安倍首相は自ら憲法を変えると発言しました。これ自体が憲法違反ではないでしょうか。さらに、安倍首相は憲法第9条に自衛隊を書き込もうとしております。自衛隊を憲法9条3項に書き込むことで、第1項の戦争をしない誓い、第

2項の交戦権を認めない条項を事実上無力化することにあります。さらに、安倍首相はアメリカ、トランプ大統領と約束しました。それは、F35戦闘機を147機も購入するというものであります。関連経費を含めると2兆円を超えと言われております。憲法に反する戦闘機を買うよりも、地方自治体のために、地方交付税をもっともっと増やすべきではありませんか。地方交付税を増やすほうが、国民や田上町町民にとって、はるかに有益ではありませんか。2兆円の戦闘機の購入費と維持費を地方交付税にかえたら、単純な人口割合でも田上町には1億8,000万円余りが交付税として入ってきます。このような戦闘機の爆買いはやめ、市町村への手厚い交付税や福祉に予算を回すべきではないでしょうか。町長の所見を伺います。

次に、佐野町長の施政演説について伺います。田上町政はどうあるべきでしょうか。私は、地方自治の精神に立つべきだと考えます。その基本は、そこに住む住民の命と暮らしを守ることです。改定されたとはいえ、地方自治法第1条の2の1項には、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする明記してあります。国は、公共事業を推進するために、様々な補助金をつけて自治体に求めてきます。補助金を交付するけれども、自治体にとって不必要な事業まで誘導するのが特徴的です。一見魅力的な補助率でも十分に検討し、選択することが求められます。もちろん私は公共事業を否定しているものではありません。重要なことは、国が地方への交付税を平成の大合併によって大幅に減らし、最低賃金を生活できる賃金とはかけ離れた水準に置いたまま、そして社会福祉や医療を後退させている中で、地方自治体は住民を守るとりであるべきだと考えております。町政において不要不急な公共投資は差し控え、子どもとお年寄り、障害者への方々への支援をもっともっと強化していく必要があるという視点から、町長の施政方針演説に批判的見解を示します。

町長は、施政方針演説で第1番目に挙げているのが、新しいまちづくりの拠点整備として田上町交流会館と道の駅を挙げています。そして、町公民館の代替施設と位置づけて田上町交流会館としています。私は、この佐野町長の演説を聞いて、佐野町長は前町長の施策を受け継ぐのが第一で、あなた自身が選挙の際に住民が望んだ高齢者の交通手段の改善や、子どもたちの学校給食負担軽減など、子育て支援は第一番ではないのかと非常に疑問を感じました。これでは、佐野新町長は前町長の施策を積極的に推進する町長だとしか住民には映らないではありませんか。さらに、現存する町公民館は、交流会館建設後に解体するとした前町政の方針に対し、佐野

町長は旧役場跡地の活用と町公民館については、住民と十分話し合っていく旨の議会答弁を私にしております。ところが、施政方針演説では、町公民館の代替施設として交流会館と位置づけました。私は、これをあえて位置づけたのだと受け取りました。これでは現存の町公民館はなくする、解体するということと同義語ではありませんか。地元住民の声に反すると同時に、町長自身の議会答弁にも反する表明と言わざるを得ません。町長の所見を伺います。

公民館機能を交流会館に移す方針にしても、町長は現存の町公民館の使用状況を見ておられるのでしょうか。例えば無報酬で二十数年間三南視聴覚ライブラリーから映写機を借りて、町公民館で子どもたちを中心に大人にも無料で映写活動をしている住民がおられます。ここで活動してきた映写の技師や、子どもたちや、大人たちも役場の前に作った交流会館に來いというのでしょうか。私は、その考えは間違っていると思います。行政の都合に住民を近づけようとする町長の姿勢は納得できません。思い返せば昭和44年、1969年当時の阪内村長時代に、公募によって命名した広報「きずな」は行政に町民を近づけるのではなく、行政が町民に近づくために「きずな」の広報紙があると発言したことを覚えております。行政の基本を明瞭に述べた言葉であり、田上町の先輩首長のすぐれた思想である行政を町民に近づけているという観点に立つべきであります。町長の所見を伺います。

町長の施政方針演説の疑問の第2は、誰もが安心して暮らせるまちづくりの項で、福祉・健康づくり分野で地域ボランティアによる地域たすけあい事業の推進を最初に掲げています。私は、最初に掲げるべきは行政が福祉・健康づくり分野でどのような施策を行うかを示すことが第一であり、ボランティアに依拠することを第一に掲げること自体は、行政のあり方として間違っているのではありませんか。町長の所見を伺います。

次に、田上町の国民健康保険税について、町長の所見を伺います。厚生労働大臣は、国民健康保険を相互扶助の制度と発言しました。しかし、国民健康保険は、原則として被用者保険等の適用者以外の国民全てを被保険者として、その疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的としております。このことから国民健康保険は相互扶助ではなく、社会保障であることは明瞭であります。佐野町長は、国民健康保険を相互扶助の制度ではなく、社会保障の制度であることの認識を明確にすべきであります。所見を伺います。

田上町は、2億円の基金を使って、5年計画で平均1世帯国民健康保険税の5,000円

余りの減税を計画しております。私は、1世帯1万円の減税を求めています、住民の負担を軽減させる佐野町長の新しい施策として歓迎するものであります。国民健康保険税は、ほかの保険とは比較にならない収入の少ない人々の保険制度でありながら、課税額が最も高いという矛盾を持っております。国民健康保険は、皆保険として重要な役割を担っているにもかかわらず、絶えず国保の財政面で保険者も加入者住民も悩まされています。この矛盾を解決する方法は、国による財政支出以外ありません。だからこそ、全国知事会が国に対して1兆円の公費負担を要求しており、この要求は私は正当な要求だと思います。このことについての町長の所見を伺います。

田上町の国保税は、新年度引き下げを計画しており、私は引き下げを歓迎すると表しました。しかし、それでも協会けんぽの保険料と比較すると高過ぎるというのが現状であります。例えば45歳で350万円収入で2人暮らしの生活で固定資産税10万円の世帯は、現行で36万1,900円の保険税です。町の計画の減税案は年間1万4,000円の引き下げとなり、それでも34万7,600円です。協会けんぽで同じ収入であれば年間20万1,600円の保険料でありますから、国保税は何と1.72倍にもなっております。こうしたことから、国保税は高過ぎるという認識を町長は持つておられるかどうか尋ねたいと思います。町長の所見を伺います。

国保の会計の中では、協会けんぽの保険料と同じにする、または近づけるのは現状では無理だと言わなければなりません。そこで、国に対して毎年の要望として、町村会でも1兆円の国による負担を要求することを求めますが、町長の所見を伺いたいと思います。

国の1兆円の新たな負担が実現するまでの間は、田上町は可能な範囲で施策を実施することが必要ではないでしょうか。自治体が一般会計を国保会計に繰り入れることには、国は自治体の裁量に対して政府が圧力をかけることはないとの国会答弁があります。つまり町長がその気になれば、一般会計から国保会計に繰り入れることができるのであります。ここで大切なのは、単に国保税を下げる目的ではなくて、子育て支援として一般会計から国保会計に繰り入れることです。これは、明確な理由になります。具体的には子どもへの均等割をゼロ円にすることを改めて提案します。これに必要な予算は年間472万円余りです。均等割という頭割り課税する制度は国保税だけです。とりわけ収入のない子どもたちに、改定案でも1人当たり3万3,500円も課税するのであります。生まれたばかりの赤ちゃんからも3万3,500円を徴収するのです。これを改めて子育て支援として、課税をゼロ円にする方向での

努力は必要ではないでしょうか。私は、472万円の予算を組み、18歳までの子どもたちをゼロ円にすることを求めています。町長がこの子育て支援の新たな制度創設に一步でも踏み出すことを強く求めるものであります。町長の所見を伺います。

学童保育について伺います。田上町は、児童クラブの名称で小学校の学童保育児童を預かる活動をしております。町広報紙「きずな」2月号に、児童クラブの指導員を募集しておりました。しかし、有資格者を募集する内容ではありません。このような子どもたちを見ていてくれればよい的な募集は改めるべきではないでしょうか。学童保育の質の低下につながりかねません。本気で子どもたちの成長を願う行政なら、有資格者を採用することこそ大切ではありませんか。もともと正規職員としての採用ではなく臨時職、いや実際にはパート職になるわけですから、時給を有資格者にふさわしく、少なくとも時給1,000円にすべきではないでしょうか。そうすれば募集しても来ないなどということは、恐らく随分減るのではないかと予測しております。町長の所見を伺います。

子育て支援のその2であります。田上町の学童保育の料金は、田上町は1カ月にすると月5,250円、加茂市が1,500円、見附市が4,100円、加茂市や見附市などと比較すると高い利用料を徴収しています。子育て支援策として、引き下げを行うことを求めますが、町長の所見を伺います。

最後に、焼却場の現状と展望について伺います。ダイオキシンが基準値を超えて発生している報道に、住民からの大きな不安の声が上がっております。加茂、田上の一部事務組合が住民の不安にどう応えるかが求められております。根本的には、三条市や新潟市に設置されている巨大な焼却場には補助金があるけれども、加茂、田上地域の5万人未満のごみを処理する焼却場の建設には、国の積極的な補助制度がないということでもあります。補助制度があったとしても、循環型でなければならぬという名のもとで過大な設備投資、不要な設備投資が求められてしまい、地域に合った施設とはならないのではないかと考えます。加茂、田上地域の焼却でも、無条件に補助する制度を私は町村会を通じて、あるいは町単独でも国に要請する必要があると思います。町長の所見を伺います。

2つ目の課題は、ダイオキシンを発生させている塩化ビニル系を焼却場に持ち込まないということでもあります。私は、これまでペットボトルや家庭用のポリ袋、ゴミ袋、紙もダイオキシンが発生するものだと思い込んでいました。しかし、時代が変わり、そのどれにも現在はダイオキシンを発生させる塩化系の化合物は含まれていないということでもありました。この点では全くの専門的知識を持っておらず、イ

インターネットなどを通じていろいろ調べてみましたが、どうもこれは事実のよう
あります。だとすれば、ダイオキシンを発生する品物が何であるかは比較的特定し
やすく、この特定を急ぐこと、そしてそれを焼却場に持ち込ませないこと、これは
可能ではないでしょうか。恐らく産業用の廃棄物ではないかと思われるのが私の思
いであります。もちろん加茂市と田上町の共同の施設であり、その運用方法は、加
茂市と田上町の管理者で十分な話し合いや研究が必要です。ぜひとも、ダイオキシ
ンの発生源を特定するような協議を重ねることを求めますが、町長の所見を伺いま
す。

現在の焼却場は、老朽化していることは誰の目にも明らかです。財政的に可能なら、
直ちに更新をと言いたいところであります。そこで、どれだけの建設費と維持
管理費が必要なのか調べてみました。ある自治体の焼却場は、160トンの処理能力で
あります。建設費は予算で100億円、維持管理費は20年間トータルで100億円です。
維持管理費だけでも年間5億円が必要だということであります。仮にその半分の80ト
ンの処理能力として、単純に2分の1としても50億円の建設費と同じように2.5億円
の維持管理費が毎年必要になります。しかも、24時間稼働となればごみを探さなけ
ればなりません。さらに、焼却場の更新となれば、現在の焼却場の解体費用も含め
ると莫大な予算を用意しなければなりません。そこで、田上町のこれまでの状況を見
てみますと、莫大な予算と維持管理費を伴う焼却場更新の資金準備は、これまで
田上町は全く行っていません。これらの経過には、私は現佐野町長の政治責任はな
いとはっきり言えます。佐野町長の現在の責任は、加茂市長に抗議することや対決
することではありません。佐野町長の責任は、管理者である加茂市長と副管理者で
ある田上町長が相互の信頼関係を構築し、胸襟を開き真摯に協議することではな
いでしょうか。管理者である加茂市長と見解が違うからといって、副管理者である町
長が、町本会議場で異なる方針を述べること自体が大問題です。し尿処理、焼却場、
斎場、消防、病児保育の5つのチームを相互の共同で運営しているのが一部事務組
合です。当然にして財政的負担をすることで、それぞれの自治体が過重な負担を避
けるために作られた歴史があります。こうした経過からも、お互いを大切なパート
ナーとして尊重することが相互に必要ではありませんか。もちろん焼却場がある田
上町と、焼却場がない加茂市では、意見の違いがあることは当然であります。だか
らこそ、抗議や離脱などではなく、粘り強く真摯に管理者と副管理者が冷静に協議
を行うことこそ、今最も大切なときではないでしょうか。佐野町長は、加茂市長と
の面談の予定は今はないと昨日発言しました。今年度中に、ぜひとも加茂市長と面

談する機会を作るべきを求めます。そして、市長選挙後に協議の機会を改めて求めるべきではないでしょうか。町長の所見を伺います。

以上です。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長（佐野恒雄君） 改めまして皆様おはようございます。それでは、高橋議員の質問に答えさせていただきます。

はじめに、安倍内閣についてということで、憲法に対する所見をお尋ねであります。私自身は、憲法に関して専門的な知識も持ち合わせておりませんので、お許しをいただきたいと思います。日本国憲法に対する私の理解は、日本の最高法規であり、3つの基本原理としては、基本的人権の尊重、国民主権、そして平和主義であります。さらに、第15条第2項は、全て公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないと規定しており、幸福追求権を保証しており、その中で地方自治法は、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと規定しております。施政方針で申し上げました、自分を律して、その思いをしっかりと胸に刻んで仕事に当たっていかねばならないと考えております。

ところで、安倍首相は今国会で憲法改正論議の加速を目指していたようです。憲法の改正を考えるのであれば、国会での慎重な審議とともに、国民の理解を得られるように、より丁寧な説明が必要であると考えております。

次に、施政方針演説に関連してのご質問であります。現在の田上町公民館は築58年で老朽化が進み、外壁、屋根などの不具合や雨漏りなどが生じております。公民館の機能をこれから交流会館に移すことで、交流会館が町民の皆様が快適に利用できる施設になればと考えております。公民館機能を交流会館に移転した後は、町公民館の跡地をどのようにしていくか、町民から広くご意見をいただきながら総合的に判断していきたいと考えております。道の駅や交流会館が交流の基点となるよう、そのアクセスも含め、町内巡回バスなど新たな公共交通手段の導入を検討しており、その環境づくりに努めていきたいと考えております。

広報紙「きずな」の話がありましたが、昭和44年12月10日に発刊した最初の広報紙で、当時の坂内村長は「村行政と村民の間における意見の断絶ほど恐ろしいものはありません」とコメントをしています。私も全く同感であり、町民の声を聞くことが最も大切と思っております。一方的に行政のやることを押しつけるようなやり方ではなく、みんなと決める、みんなと進める、このことを基本姿勢に町民の意見

が反映されるようなまちづくりを進めたいと考えております。

なお、福祉・健康づくり分野につきましては、全て行政が住民福祉サービスを行うことには限界があると私は感じており、地域の皆様に協力をお願いしなければならないと思っております。そのため、既に実施をいたしております、地域たすけあい事業の拡大を進めていきたいという思いからでありますので、ご理解をいただければと思います。

次に、国民健康保険税についてであります。昨年の9月定例会でお答えしたとおり、国保は保険の仕組みを用いた社会保障制度の一つであります。社会的な相互扶助の精神に基づき、加入者による支え合う社会保険として国、県、市町村の責任のもと運営されている制度であります。国民健康保険が都道府県化されたこともあり、平成31年度当初予算におきましては、その財源のうち公費で賄われている割合は82.4%であります。この割合を見ましても、国民健康保険は社会保障制度として確立していると思えます。

なお、国保が抱える財政上、構造上の諸問題や、今後も医療費が伸びていくことが想定される中で、国保制度を持続可能な制度としていくことが求められておるところであります。協会けんぽなどの被用者保険と比べた場合に、国保加入者は所得に対して、確かにその負担率が高いと感じられます。この事実を是正するためには、財政基盤の強化が必要であり、国が責任を持ってその財源を保証することは大切であります。町村会等を通じて、このことは要望してまいりたいと考えております。

子どもの均等割に対する課税につきましては、地方6団体でも国に要望している項目でありますけれども、町単独での実施につきましては、今のところは考えておりません。平成31年度から従来の課税方式を見直し、税率の引き下げを実施してまいりますので、その状況を確認するとともに、国や他市町村の動向等も踏まえ、研究してまいりたいと考えております。

次に、学童保育についてであります。町では放課後児童健全育成事業による児童クラブを田上小学校と羽生田小学校の2カ所で開催しております。平成27年から子ども・子育て支援法により、放課後児童支援員を2人以上置かなければならなくなりました。ただし、1人を除いては補助員にかえることができるとしてあります。平成32年3月末までは経過措置があるため、町では放課後児童支援員の資格を取得してもらうため、実務経験2年以上の補助員の方には、新潟県が実施する認定資格研修に参加していただき、資格取得者は3名となりました。しかしながら、生活習慣や異年齢児童との交わりによる社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや

生活を送る場の提供を行う上で、まだ有資格者の確保は必要であると思っております。

なお、平成31年度から有資格者につきましては、時給950円をお願いする予定であります。

学童保育の利用料であります。田上町の利用料は平日が1日250円、土曜日や夏休みなどの利用の場合は1日400円をいただいております。田上町が1日単位の利用料としたのは、児童・生徒の家庭状況に応じた利用に配慮してのことです。例えば平日に月20日利用した場合、田上町は5,000円となります。近隣の市町村で新潟市は8,900円、燕市と弥彦村は8,000円、五泉市は5,000円、三条市、見附市、阿賀町は4,000円、加茂市は利用料が無料で、おやつ代のみの1,500円で、いずれも月額定額料金となっております。したがって、月額で比較した場合、当町はほぼ平均的な利用料であると思っております。

なお、田上町の放課後児童クラブでは、1カ月に利用する日数は平均で10日くらいとなっており、その利用料は約2,500円です。

最後に、焼却場についてのご質問ですが、国の補助制度の拡充については、国の環境政策の流れに逆行するものと感じておりますが、もう少し研究してみる必要があると思っております。ごみ収集において、全ての塩化化合物を含むごみを排除することは難しいものと思っておりますが、ダイオキシン類の発生の抑制には、適正な温度での焼却と急速な冷却が有効であると聞いております。

いずれにいたしましても、清掃センターの問題につきましては、消防衛生保育組合の副管理者として、管理者としっかりと対応を協議しなければならないと考えておるところでございます。

以上でございます。

(議長、議事運営について発言がありますの声あり)

13番(高橋秀昌君) ただいまの町長の答弁を聞いてみると、私の質問に答えていない場所が何カ所かありますが、このようなことはあっていいのでしょうか。私はこの間、36歳から議員に送られて議会で発言してきました。そのたびに国政問題も含めて質問してきました。しかし、時の町長は必ず自分の見解を述べたものです。ところが、私が聞いていることに答えなくて、次のところに行ってしまうことが何カ所かあるのです。私は、田上町の一般質問締め切り日に合わせて出しました。それから5日間あります。5日間が短いと言われればそのとおりであります。14人の人たちをやるわけですから。しかし、全然答えないというのはおかしいではないですか。

議長、これでいいのかどうか、議事運営について伺います。

議長（熊倉正治君） 高橋議員の受けとめは、そういうふうになっているとは思いますが、答弁者側はそれでいいという判断で今答弁されたのでしょうか。だから、そういう意味でいえば……

（聞いてくださいの声あり）

議長（熊倉正治君） どうなのでしょう。

町長（佐野恒雄君） そのとおりです。

議長（熊倉正治君） したがって、2回目の質問になりますが、その部分は指摘をしていただいて、議論を進める以外ないかと思いますが、そうしてください。

13番（高橋秀昌君） 町長が私の質問に丁寧な答えをしたということを町長が、直接は言わなかったけれども、答えたということですので、第2質問を行います。

私は、昨年6月に町民の方々から議会に送ってもらってから3回の議会がありまして、この間は国政に関しては私の意見は述べたけれども、長にその考え方については問うたことは一度もないのです。それは、私は佐野町長が新しく就任されて、長の中を勉強したり、研究したり、あちこち行かねばだめだ、そういうこともあって国政の問題を直接町政に結びつけるような視点での質問はしてきませんでした。しかし、町長は初めて予算を編成するわけですから、この機会に私は伺いたいというふうに思って質問したものでありますが、例えば憲法を遵守しなければならない首相自身が憲法改定を唱えること自体が憲法違反ではないかと私は佐野町長に伺っています。佐野町長は、私は専門的知識がないから、わからないと答えています。私も憲法に関して専門的知識を持っているわけではありません。しかし、佐野町長はそこから今度は地方自治のどうあるべきかなんて、私の質問していないことまで答えているのです。これはおかしいではないですか。私は、これは悪く言えば正面から答えたくない、首相の言動と憲法問題をこうした公式の場所で発言したくないという趣旨なのですか。それとも、これでは何らかの圧力があるから、やめるという立場なのでしょう。

2つ目に、私はF35戦闘機を140機買うよりも、地方自治体のためにお金を回すほうが町政にとっても町民にとってもはるかに有益ではありませんかと聞いているのです。これにもお答えにならない。私はびっくりしました。かつての田上町の自民党系の先輩議員が私におっしゃいました。自分の政治信条、信念が自民党系でも、国と同じ言い分であつたら地方自治体や地方の議会は要らねえのだよ、私はその保守の方々から非常に深い感銘を受けました。だからこそ地方自治を守る、だからこ

そ地方自治体の議会で十分な議論をする、国政についても全て地方の行政につながるわけですから、それが必要だと思うのであります。ぜひこの点もお答えください。

それから、消費税についても言をしていません。広く一般になるのだというお話をしていますが、私は率直に言うと、真摯な議会での論戦を町長下げているのではないかと言わざるを得ないのです。消費税は、誰もが平等に均等になんか払っていないでしょう。本来税というのは、高額所得者には累進課税、高い税率を、所得の少ない人には税率を下げる。生活費には課税しないという本来の税の基本があるわけではないですか。しかし、消費税というのは、何百万円もするダイヤモンドを買っても8%でしょう。納豆1個買っても8%でしょう。これのどこが広くみんなが負担する税なのでしょうか。すりかえないで答えていただきたいと思います。

次に移ります。佐野町長の施政方針についても率直に言えば(1)の1項には、一切の答弁がありませんでした。私は、私の質問を無視することは一体どういうことなのだと思うのです。私は、今でも町長に対する町民の期待はものすごいものがあるのです。だからこそ、施政方針演説でこれまでと違った形で町長は発言なさったわけですね、自分の町政に対する考え方を。だからこそ、私は率直に指摘をし、批判したのです。やっぱりあなたがやりたいことを第1番目に出すべきではないかという趣旨で、佐野町長に対して所信表明演説に対して批判をしたものであります。これについては残念ながらお答えをしていないと感じます。

それから、公民館機能を移すと言っていますが、町長は6月の議会で、あの跡地問題も公民館についても地元で十分協議をしますと言っているのです。だから、私は町長が代替施設だと言ったところに町長あれ覚えているのかと思ったのです。ですから、町長自身が今の答弁でおっしゃいましたよね、みんなと相談するのだと。それでみんなの合意のところで行いたいのだと言うから、6月議会は生きていますよね。そうすると、今の答弁は合っていないのです。私は、こちらの施設を否定しているのではないのです。もう否定しようもないのです、できているのだから。問題は、現実にあそこでそういうボランティアをやっている人たち、こういう人たちもいるのだよ、あなたがおっしゃっていることになると、代替施設と言うからにはここをつくったらあっち壊すことになるではないですかという疑問を呈しているのです。もしあなたが地元の人を大事にしようとするならば、いや私の発言に誤解もあったと、あそこはあそこでしばらくそのまま残して、住民の合意を得るまでは残しておきますという発言、答弁があつてしかるべきではありませんか。それがあなたが6月に私に対して答弁したことなのです。今回はそうではないから、私は、

えっ、どうなっているのだいというふうに訴えたのです。町長の施政方針演説にけちをつけられたと思わないでください。それは、率直な批判なのです。批判とは、よくするための意見です。なぜなら、先ほど言いましたように、町民は佐野町長にものすごい期待をずっと持ち続けているのです。やっぱり前と違う町勢をやってくれるだろうと。そしたら、開いてみたら金がないから、なかなか思うようにできない、だけれども頑張ってくれるだろうという期待がずっと私の耳に入ってくるのです。だからこそ、姿勢方針演説にもけちではなくて、順番が違うのではないですかという指摘をしているのです。ここの私の趣旨をしっかりと捉えていただきたいです。

それから、ボランティア活動についてもそうであります。私は、ボランティアを否定しているものではありません。行政がボランティアを真っ先に掲げるのではなくて、行政として佐野町長はこういうことやりたい、しかもボランティアの力でこういうふうに大きくしていきたいという、そういう視点が大事ではないですか。本田上、私の地元でもボランティアがあります。それなりに活動しています。そんなに大きな意味ではありません。時間と余裕があったら30分でもいいから、しようではねえかというグループで、だけれどもそれを行政として大事にしたいと言うならば、それはそれで私は大いに結構だと思いますが、施政方針の第1項に掲げる中身とはちょっと違うのではないかという指摘をしているのです。ご理解いただきたい。

国民健康保険について、町長は明確に社会保障と位置づけました。当然のことながら歓迎します。なかなか社会保障と言わないで、相互扶助だと言っている町長結構いるのです。歓迎しました。

それから、新年度から5,400円の引き下げや固定資産税の解消については評価できます。

子どもの均等割、これについても今回はお断りになりました。いわば過渡期だから、断ったというふうに受けとめておりますが、ぜひとも遠くない将来に一般会計の繰り入れで、町長が考えている子育て支援の一環としてぜひ活かしていただきたいということを重ねて要求します。

学童保育は、町長は平均値だということで、私は例は全部安いと、田上町より安いところを出しました。でも、答弁は高いところを長は答えて、平均なのだよというお話がありました。観点は違いますが、私は学童保育もこれまでの継続だけではなくて、子育て支援の一環としてわずかでも引き下げるという方向で検討することが佐野町長に対する期待に応えることだと考えております。ぜひ検討していただき

たいです。

焼却場については、通告文書にちょっとプラスさせていただきましたので、そのとおりではありませんが、1回目の答弁はあなた方のところに届けた通告文書とちょっと文字数が増えていますけれども、私の考えはそういう視点であります。ぜひ副管理者として加茂市長と胸襟を開いて積極的に意見交換をして、食い下がっていただきたい。決してけんかしなさいとは私は、けんかではないのです。やっぱり協議なのです、あくまでも。ことを求めておきたいと思います。私の今の第2質問に対してのご意見ありましたら、ご答弁ありましたら、お願いしたいと思います。

町長（佐野恒雄君） 高橋議員のほうから真面目に答弁に答えていないではないかというふうな大変お叱りを受けたわけではありますが、私としては、真剣にお答えをさせていただいたつもりでございます。憲法につきましても、私自身それこそ専門的な知識もありませんから、あれですけれども、ただ私自身が基本原理として基本的人権の尊重と国民主権と、そして平和主義と、このことを日本国憲法の一番の原理であると、基本原理であるということをお話をさせていただいたつもりであります。

それから、消費税についてなかったと言うのですが、事前通告では高橋議員のほうからありましたけれども、今日の話では抜けていたのではなかったかなと思うのです。私の勘違いだったでしょうか。

13番（高橋秀昌君） 俺の原稿が、ごめん。俺の原稿と出した原稿違った。

町長（佐野恒雄君） 抜けていたので、私も抜かさせてもらいました。

13番（高橋秀昌君） そうなのだ。ごめん。

町長（佐野恒雄君） いや、間違っていたらすみません。

13番（高橋秀昌君） いいえ。そうですか。俺の原稿は入っているのですが、抜けた。

議長（熊倉正治君） 議長のほうから申し上げますが、消費税の部分は質問していません。私、終わった時点でそれを言おうかと思いましたが、今町長申し上げたので、消費税の部分は議長の速記で削除させていただきます。

13番（高橋秀昌君） わかりました。すみません。俺のほうの手落ちです。質問者の手落ちです。

町長（佐野恒雄君） そんなことで、お答えは控えさせてもらったと、こういうふうなことでございます。

公民館の問題、これ前回の議会答弁でも議論させてもらっておりますし、決して地元の人たちの意見というのかな、無視をして物事を進めようなんていうのは、これっぽっちも実はございません。それこそ私自身がみんなと決める、みんなと進め

るということが一番の基本方針に、テーマにして、私自身のモットーでありますので、いわゆる公民館問題につきましては、旧役場跡地も含めて、これからどういふふうにしていくのかということは十分地元の方々とご協議をさせていただいて、ご意見を頂戴した上で進めていきたい、それは以前の議会答弁と私全然変わっていないと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、順序が違うという話がありました。いわゆる私自身の政策、持っているのが一番最初に来るのではないかというふうなことでございました。確かにそれはあろうかと思えます。私自身がこういうことをやりたい、こういうまちづくりをしたいと、いわゆる公約の中で打ち出しているのがあるわけですから、それは確かに一番最初に申し上げればよかったのかなという思いは確かにご指摘はされた中で思いはございます。

それから、ボランティアの問題、このボランティアの問題も昨日もお話をさせてもらいました。本当に行政でやるべきことは、これはしっかりとやっていかななくてはならないと、これは当たり前であります。しかし、行政だけでなかなかできないこともたくさんあります。それはやはり地域の力を、コミュニティーの力をおかりしなくてはならない、それが私自身ボランティアの考え方でありまして、それも決して押しつける形の、そうしたボランティア活動というのは必ず失敗するし、本当に高橋議員がおっしゃられたましたけれども、30分でも20分でも、ちょっとしたいわゆる手伝いのできる方から手伝ってもらいたいと、そこがその趣旨でございます。決して上から各地区にたすけあい事業をやれやれというふうなことでは決してないので、あくまでも押しつけにならないような形で、自主的に各地区からそういうものが立ち上がっていくようなやり方でやっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと、こう思っております。

以上、あとそれこそ焼却炉の問題も昨日からずっとお話を答弁させてもらっておりますし、高橋議員の言われる、本当にこの問題についてはやはり冷静になって管理者である加茂の市長と向き合っていくことが必要なのだろうと思っております。ご理解賜りたいと思えます。

以上であります。

13番（高橋秀昌君） この際議長に要請します。私が今日消費税部分について手違いがありまして、事前通告以外のことを発言しておりますので、その部分は議事録から削除をお願いします。よろしいでしょうか。

議長（熊倉正治君） はい。

13番（高橋秀昌君） 3番目の答弁について、町長の施政方針演説の字面を読んでいると、とても今の発言とは違うなと感じたのですが、今の発言のことを大事にして、ぜひ町政を担っていただきたいと思います。

そこで、もう一つ言わせてください。地方自治体がふんだんにお金があれば、両方ともできるわけですね。公共事業もできるし、社会福祉分野も、子育て支援分野、思い切ることができるのですが、そうはいかないのが今の地方自治体の、今だけではなくて、昔からも大変なときです。ですから、やっぱりやるからには生活密着型の公共事業を進めて、もう一方で長が望んでいる子育て支援や高齢者の福祉、こういうものやっていくという、そういうバランスが私はどうしても必要だと思うのです。私は、絶えず福祉や教育のほうに力を入れろということを言い続けませんが、受け取る側はそこをどうやってひねり出すかという工夫しなければ金出てこないですね。国はそういうのどンドンやりなさい言ってきませんから、ぜひその点で留意して、財政当局とも議論を行って、全課長とも議論を行って、前進させていただきたいということを強く求めて質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） ありがとうございます。

本当になかなかやっぱり厳しい財政運営の中でそうした公共事業といいますか、土木事業、そうしたものと福祉の関係とこのバランスをしっかりと保っていくことが大事だろうと思っております。そういう意味におきまして、厳しい財政運営の中においてもその辺をしっかりとチェック機能を入れながら進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

議長（熊倉正治君） 高橋議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前 9時56分 休 憩

午前10時10分 再 開

議長（熊倉正治君） それでは、再開をいたします。

次に、7番、浅野議員の発言を許します。

（7番 浅野一志君登壇）

7番（浅野一志君） おはようございます。7番、浅野です。通告に従い質問いたします。よろしくお願いいたします。

JAFを知っていますか。JAFはJapan Automobile Federationの略語です。日本語では、一般社団法人日本自動車連盟と呼んでい

ます。自動車に関する様々な業務を取り扱っているほか、オーナードライバーの権益を保護する目的を持って設立された一般社団法人です。平成25年3月現在の会員数は約1,759万人とのことです。新潟県には22万5,000人の会員がいます。私も以前はずっと自宅から長岡、柏崎、上越などに通っていましたので、30歳のころから会員となっています。冬には、バッテリーが上がるとかいろいろあってロードサービスも使ったことがあります。このJAFが自治体と観光協定を結んでいます。これは、地方創生のもと地域の観光を促進するため、2010年度より全国の市町村と観光協定を結んでいるとのことです。観光資源とJAFの会員向けサービスについて相互に連携を強化し、双方の資源を有効活用して、地域へのドライブ、観光誘致、観光振興及びJAF会員のサービス向上を図っています。

例えばJAFがかかわっているものについて書きましたけれども、これはJAFが発行している地図です。関東圏内の地図です。こういうふうな地図とか、これはあとJAFが出しているこういうふうな一種のサービスの何かいろいろこう書いています。これはグルメショップです。グルメ関係、ご案内です。これもグルメ関係ですね、多分。あと、これはJAFのサービスエリアとパーキングエリアの案内です。こんなものが配られております。このJAFのページを見た時点では、新潟県内には13の市町村がJAFと協定を結んでいました。ところが、昨年12月19日に新潟市がJAFと観光協定を結びましたので、現在は14市町村になっています。ちなみに、これがJAFの案内です。この下のほうにあるのがJAFと協定を結んでいる市町村の市名とか、いろいろこう書いてあります。新潟県は、関東圏内になるのですけれども、こちらのほうに書いています。14市町村が今入っています。一番下のほう、ここですけれども、新潟市が加わりました。こんなふうに一応協定を結んでいる市町村が増えています。また、県内の町村では関川村、津南町、湯沢町がJAFと協定を結んでいます。新潟県の場合は新潟支部がありますので、新潟支部と協定を結んでいるようです。田上町も検討してみたいかたがどうかということとで提案したいと思います。

以上、質問を終わります。すみません。これからちょっと片づけますので。では、以上です。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、浅野議員の質問にお答えさせていただきます。

JAFと協定を結びませんかとの提案であります。観光業にはインバウンド誘客による経済効果の大きさをはじめ、様々な波及効果があることから、多くの自治体

でも観光に力を入れております。また、今年はデスティネーションキャンペーンということで、新潟県が全国的に注目される年でもあります。こうした中で、JAFとの観光協定の締結に関しましては交流人口の拡大、町観光の一つのきっかけにもなるものと考えられます。既に県内でも半数近くが結んでいるということでありますので、その効果等を確認しながら、道の駅の開業も控えていることから、協定の締結に関しましては十分に研究、検討してまいりたいと思います。

以上であります。

7番（浅野一志君） よろしく申し上げます。それだけです。

では、終わります。

議長（熊倉正治君） 以上で浅野議員の一般質問を終わります。

次に、6番、椿議員の発言を許します。

（6番 椿 一春君登壇）

6番（椿 一春君） 議席番号6番、椿一春であります。ただいまより一般質問をさせていただきます。今回は2点について質問いたします。

1点目は、清掃センターの管理について、2点目は31年度の施政方針についての質問をいたします。この3月の定例会において、昨日よりの一般質問ですが、10名の質問者のうち清掃センターに関する事で8名が質問をいたしております。昨日よりの佐野町長の答弁で以下のように考えていると感じておりました。

1つ目はごみを減量化する。ただし、町民に負担をかけない。その手段として2つあり、1つは分別してごみを減らす取り組みを検討する。2つ目は、生ごみの水分をとり重量を減らす。いずれにしても、町民に負担をかけずに実施するというお考えだと思いました。

これから私の清掃センターに関する質問に入ります。平成30年12月に新潟県の立入検査によりダイオキシンが管理基準を超えているということで、新潟県より停止の指示が出て3カ月がたちます。その間に管理者である小池加茂市長が新潟県の職員による職権濫用だとか、新潟県に対し、ごみを焼却しないとごみがたまるので、ダイオキシンの管理基準が少し超えても焼却を再開を許可せよなどと、管理者として不適格者であると思うような、小池加茂市長は自分自身で世間に知らしめていると感じます。

今回管理者である小池加茂市長の不適切な行動によって、新潟日報、三條新聞等の報道により田上町のダイオキシン汚染ということが県内に広まっております。その結果として、新潟市に拠点のある焼却炉を取り扱う事業所から焼却炉の検討をし

てくださいという電話が私にまで2件も来ております。報道の恐ろしさを感じる次第であります。

また、私も農業者の一人であります。にいがた南蒲農協の全体の役員が集まる会議のとき、田上町で米の作付はできるのかね、どれくらいの面積が汚染されているのかという、そのような質問を受けております。まさにこれは、報道を目にした自分なりの解釈ではありますが、報道の恐ろしさというものを痛感いたしました。

このようなことは、農業者や田上町にとって今後の死活問題であると思います。米の栽培は、にいがた南蒲農協がある三条地区全体でありますので、今後の管理者、小池加茂市長の対応次第では田上町、加茂市、三条市、見附市全体に及ぶ可能性がある問題であると思います。この問題を拡大させないためには、ダイオキシンを発生させない対策が必要でないでしょうか。

運転に関することではありますが、現在焼却炉が老朽化しているのに対し、ダイオキシンを発生させないように適切な安全な運転をするための焼却炉の運転管理規程などを見直す必要があると感じます。老朽化した焼却炉に適合する管理基準を定めなければならないと訴えるものであります。

1つは、ダイオキシンの検査の実施であります。現在は、1年に1回の検査ですが、自主的検査として毎月計測し、数値が安定した後、3カ月ぐらいにスパンを延ばすということで、ダイオキシンを拡散させないような安全策が必要だと考えます。重要なことは、ダイオキシンが管理値を超えたら運転を直ちにとめるということです。今の管理者は、管理数値少し超えても運転を認めよという管理者として不適切なことを言っております。

2つ目は、焼却ごみの減量化における紙おむつであります。現在一般ごみから出る焼却ごみに対しては、ダイオキシンの発生がないとも言われておりますが、ただ古いごみも多く出ると思いますので、ついでにごみの減量化に取り組むことが必要です。近年注目されているものが紙おむつであります。今や家庭や事業所からのものが収集物も清掃センターで焼却されています。使用された紙おむつには尿が吸収されていて、ほとんどが水分であります。年間かなりの量が焼却炉の中に入れられていると、見方を変えれば年間かなりのし尿を焼却炉に流し込むと同じだと思えます。ですから、焼却炉が悲鳴を上げるのは当然のことだと思います。この対策をしている自治体は、新潟県では十日町市が行っております。事業所から出る紙おむつを分別集配され、紙おむつを焼却しないという取り組みをしております。田上町では、焼却炉が更新されるまでは老朽化した焼却炉をそれなりに管理していかなければ

ば、ダイオキシンの撲滅にはならないと思います。

そこで質問です。まず、ダイオキシンの検査の実施についてですが、現状は1年に1回ですが、私は毎月測定をする。安定をしたら3カ月に1回に測定をする。このような実施策が必要だと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

2つ目の質問ですが、ごみ減量化における紙おむつは、し尿を焼却炉に流し込むような現状であります。ごみを減らすには様々な方法がありますが、私の今回提案は十日町市で実施している焼却炉を保護する目的で、紙おむつを焼却しないという取り組みであります。し尿を流し込まれては水分やにおい、衛生面でいろんな問題が懸念されます。町長は十日町市の取り組みに対しどのように考えているのか、町長の見解を求めます。

清掃センターに関しては以上の2点の質問です。私は、佐野町長が就任されてから清掃センターに関する質問は3回目になります。まず、1回目の質問に対しては研究していくという回答でありました。2回目は、ごみを分別して資源と分けようということで、ごみを減量するというものでありました。その対策との方向性を踏まえて回答を求めます。

次に、31年度の施政方針に対しての質問であります。交流会館にピアノを置かれるとありますが、新たに購入するのですか。ピアノの使用はイベントのときとか、いつでも自由に使えるとか、運用の仕方は町長はどのようなイメージで捉えていますか。

ピアノに関しての質問は、新たに購入するものなのかと運用の仕方に対しての以上の2点について質問です。

次に、学校給食の補助であります。町長の思いは子どもの2子目、3子目以降と格差をつけて多くの子どもたちが生まれてくることを期待するような施策の一つと思いますが、小学校から中学校までと書かれておりますが、学校に在学の状態である2子目、3子目がいることが条件なのか、そうでなく生まれた順番で2子目、3子目であれば兄弟が未就学の状態とか、卒業しても一人で学校に在学している状態であれば、小学校の入学から中学校の卒業であれば2子目は半額、3子目以降は全額無料ということを考えているのかお聞かせください。

3番目が地域たすけあいの事業で、ボランティアさんを募って運営すると言われております。このボランティアさんは、全くの無償で行ってくれるボランティアさんと労務に対して謝金と賃金の発生する有償ボランティアさんという2つのタイプが世の中に存在しております。町長は、このボランティアさんは前者なのか、後者

なのか、どちらをお考えなのかお聞かせください。

4番目が巡回バスについてですが、町長の施策の中では対象者は高齢者などの交通弱者の移動手段という町長のお考えがあり、青写真が町長と共有できるのではないかと思います、私も大賛成です。全員協議会や12月の一般質問でもバス停を設けるルートは定めることはよいのですが、自宅前の乗降を入れないと利用者は激減いたしますと申しております。バス停まで歩けないから、医者や買い物へ行くときにタクシーを使うのが、これが今の田上町の現状でないでしょうか。そのバス停までの距離は、100メートルも50メートルも余り変わりませんし、数多くのバス停を設置することが、これは逆にまた問題が発生すると思います。そこで、岡山県の瀬戸内のモーモーバスという資料をご案内いたしましたので、ご検討ください。町民の方々からは、バス停まで歩いていけるのか等心配の声を聞きます。繰り返しになりますが、バス停に行けないから、タクシーを使うのです。運行の考え方について、今後検討会で議論されていくと思いますが、利用者の対象が高齢者との交通弱者の移動手段ということで明確になったわけですが、それに対しての町長の運行に対するイメージやお考えをお尋ねいたします。

以上で31年の施策方針に関する質問です。これで1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、椿議員の質問にお答えさせていただきます。

はじめに、清掃センターの管理についてであります。ダイオキシン類の法定検査は年1回ということであり、検査料もかなり高額であると聞いております。議員ご提案のような対応も、施設が設置されている当町としては今後、場合によっては必要になることもあるかと感じております。

また、ごみの減量化としてごみとして焼却される紙おむつを新たなエネルギー源として再利用し、循環型社会形成を目指すというすばらしい取り組みであると思います。しかしながら、国の補助を活用しても改修費や燃料、製造装置などの設置にかなりの財政負担が伴うということであり、したがって、議員からいただいたご提案も含め、消防衛生保育組合の管理者である加茂市長と今後の対応についてしっかりと協議してまいりたいと考えております。

次に、31年度の施政方針を聞いてとのご質問であります。交流会館に設置するピアノにつきましては、本格的なコンサートホール用のピアノを予定いたしております。多くの方からこのピアノを弾いていただき、交流人口を増やしていきたいと考えております。

ピアノの運用方法につきましては、現在検討中でありますけれども、コンサートや発表会などのイベントに多目的ホールが使用されていないときには、ピアノの一管理上必要であれば練習用として多くの方々から使用していただくことも考えております。

学校給食費の補助につきましては、田上町の小中学校に通っている児童生徒を対象に、在籍している児童生徒のうち2人目の学校給食費は半額に、3人目以降は無料とするものであります。

地域たすけあい事業につきましては、高齢者世帯等の日常生活上の雪おろし、除雪等の援助活動を地域住民で組織するボランティア団体に委託し、作業をお願いしているものであります。現在町内には5つのボランティア団体があります。それぞれの活動実績により算出した額にボランティア保険料を加えた額を委託料としてお支払いをいたしており、それぞれ有償ボランティアとして活動していただいております。

巡回バスにつきましては、町では平成31年度に道路運送法に基づく公共交通会議を発足させ、その中で国土交通省新潟運輸支局や県運行事業者をはじめ、関係機関等と公共交通に関して協議を行います。

また、3月9日、10日の町民説明会でのご意見、あわせて公共交通会議で検討を進める中で、改めてアンケート調査等により町民の皆様からご意見をいただき、試験運行、実証運行に向けた準備を行っていきたいと考えております。

なお、県内でも様々な事例があり、どのような形が田上町にふさわしいのか、議員からいただいた事例も参考にして、所要経費と乗降される方の利便性なども考慮しながら、総合的に検討してまいりたいと思います。

以上であります。

6番（樫 一春君） 答弁ありがとうございました。

ダイオキシンに関しては、加茂の管理者との、なかなか難しい面があると思うのですが、今回停止になる前にも30年の6月には24ナノグラム立方メートル、10月には8.9ナノグラム立方メートル、12月には11ナノグラム立方メートルと、ずっと前からダイオキシンが出ていたにもかかわらず焼却炉を運転しているという、そういう姿勢が私は不適格だと思うのです。ですから、今回ちょうど新潟県から停止命令を受けて作業するということでもありますので、また今回2月に測定したものの結果がまだ出ておりませんが、やはりこの田上町の農業の国土、そういったものを守るために測定の費用というのは、1回にかかる測定の費用は大体二十数万円と聞いて

おります。この費用が豊かな農地を汚染することから守ることや、町民の健康や環境を守ることにかえられることだと思われませんか。やはり古いからこそ維持費がかかって当たり前なのです。この維持費がかかるのがだめだったら早く更新しなければだめだし、自動車だってそうではないですか。だんだん、だんだん車古くなればそれだけ維持費はかかって当たり前なのです。ですから、もう今は常にダイオキシンがいつ発生してもいいような状態の焼却炉だと思いますので、ぜひ測定回数を増やしまして、もうダイオキシンが出たらとめるといふ、そういう姿勢をぜひ加茂市長と協議していただければというふうに思いますので、それが焼却炉に関しての、ダイオキシンに関してのものです。

それから、し尿処理のことでごみをなくすということなのですが、ちょっと私も具体的数字が答弁書の中には書かれていなくて、申し訳なかったのですが、新潟市のほうではもう先進的に今検討を進められております。それで、加茂市と田上町の人口なのですが、加茂市が2万7,320人、田上町が1万1,662人、合わせて3万8,982人、これ2018年の10月1日の人口であります。これをもとに新潟市の人口80万4,130人の新潟市の紙おむつの排出量、1日40トン、年間1万4,600トンのデータから割り返しますと、この田上町、加茂市では1日当たり1.94トンもの紙おむつが出て、年間で707.7トンの紙おむつが焼却炉に入っていると推定されます。この使用済みの紙おむつというのは、3分の2が水分を占めておりますので、割り返しますと年間47万1,800リットル、これだけの量のものを焼却炉に流し込んでいる、そういうふうなのに換算できます。ですから、想像している以上に、紙おむつで、形が水分が皆閉じ込められた状態で流し込まれているので、液体という形ではないので、余り感じないと思いますが、年間47万1,800リットルのし尿があそこへ流し込まれているともものすごく衛生的にもどうなのかなというのを考えられますので、今これ私どもと同じような社会福祉法人のところが検討しておりまして、近々白根のところに3月16日、これを何か竣工するそうなのです。そういったもので今後紙おむつの近くではありますし、あとは収集と排出、これに対して田上町のほうですと事業所にとって集配料は有料ですけれども、廃棄量はなかなか取られていないようなので、そういったものを事業所に賦課するとかで、町民に負担をかけることなく、焼却炉が少しでも悲鳴を上げないように守ればというふうに思いますので、また詳しい資料をお持ちしますので、検討を続けていただければと思います。

それから、ピアノについてですが、誰でも自由に使えるようなことでとっていただければとてもいいのではないかと思います。関東圏の何か駅の駅舎の中にピアノ

を置いておくと、そこで誰かが自由に使ってコミュニティが生まれているというものがありますので、よく保管で片づけっ放しですと余り価値を生まないようなだと思しますので、その使い方のルールを定めて、誰でも使えるような取り組みがピアノも生きるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、1つ聞きそびれたのですが、学校の、さっき質問の回答をちょっと聞きそびれましたので、第3子、2子のそれももう一度お聞かせください。

あと、ボランティアさんのことに、たすけあい事業のことですが、やはり有償ボランティアさんということで、とても私はそれで賛成です。物事をやるには必ずお金もかかるし、少しでもやっぱり補助金とか助成があれば事業がずっと継続していく可能性は私考えられますので、全くの無償でないということなので、安心しておりましたので、ずっと継続のほうよろしく願いいたします。

以上で2回目の質問終わります。

町長（佐野恒雄君） このごみ焼却炉の件に関しましては、本当に皆様方にご心配をかけていることを大変申し訳ないなと思っております。現在は1号炉につきましては休止中でございますし、検査の結果が出るまでは稼働しないということにしておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

それから、紙おむつの件につきましては、昨日も答弁の中でお話をさせていただいております。ごみの減量化とあわせて非常に重要なことだと思っております。生ごみの水分と同じようなことで、この紙おむつにつきましてもそういう、先ほど椿議員がおっしゃられるように、いわゆる水分を非常に含んだ形の中での処理ということになりますので、減量化にあわせた中で、これから十分に検討していきたいなと、こう思っております。

それから、給食費の件でありますけれども、再度、ご説明申し上げますと、田上町の、町の小中学校に通っている児童生徒が対象です。そして、在籍している児童生徒のうち2人目の学校給食費は半額、3人目以降は無料とするものであります。あくまでも在籍しているということが条件でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

6番（椿 一春君） はい、わかりました。ごみについては、よろしく願いいたします。

小学校の給食費の補助なのですが、やはり在席中という結構2歳離れているとか、3歳離れているとかで、3人まとまって小学校から中学校までいる在籍の期間ってかなり短くて、全額補助とかという恩恵を受ける機会が少ないのではないかなとい

うふうに直感的に感じるのですが、子どもを一人でも多く負担なく育てていく助成にするためには、やはり1人目が上がったら2人目、2人目はもう小学校から中学校を卒業するまで半額補助、3人目の子どもでしたら、小学校入学してから卒業するまで全額無料を補助するという、そういう形でないと3人目の子どもがいても子どもがもう、お兄ちゃんが卒業していったので、なかなか助成金持たれないという機会があるので、人口を増やすということと少し離れていくような感じを感じるのですが、できますれば1人目、2人目、3人目を固定した形で半額補助、全額補助というものを検討されたらどうかなと思いますのですが、その辺のことをもう一回答弁願います。

町長（佐野恒雄君） 椿議員のおっしゃられる意味もよくわかりますし、確かに在籍ということではなくて、第2子、第3子というふうな形の中でことという、確かにそうできれば一番いいのでありますけれども、議員ご承知のように、在席中の形をとりましても今回予算で700万円、約800万円近い予算を計上させてもらっております。そうした財政上の問題、おられないのではないかというふうなお話でございますが、それでも800万円ぐらい近い予算を計上しなくてはならない状況でもありますし、財政が許せばの話なのでありますけれども、ご理解を賜りたいと思っております。

6番（椿 一春君） 終わります。

議長（熊倉正治君） 椿議員の一般質問を終わります。

ここで、議事の都合により議長交代いたします。

11時まで暫時休憩いたします。

（議長、副議長と交代）

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

副議長（川崎昭夫君） それでは、再開いたします。

議長にかわりまして議事を進めさせていただきます。

最後になりますが、8番、熊倉議員の発言を許します。

（8番 熊倉正治君登壇）

8番（熊倉正治君） 副議長に難儀をかけますが、申し訳ありません。

副議長（川崎昭夫君） いえいえ、ごゆっくりと。

8番（熊倉正治君） 一般質問は、私は議員の義務であろうと思っております。少なくとも年に1回や2回はどうしてもしたいなとは思っておりましたが、残念ながら平

成29年度は一回もできませんでした。ただ、それ以前は2回は必ずしていたつもりであります。31年度は今回最後の議会ということもありますし、1回しかできないということになりましたが、一般質問の責任は果たしていききたいということで一般質問させていただきます。

通告は、町の財政状況の認識を伺うということでございますので、私の唯我独尊で考えたもので質問をさせていただきますので、もし間違いがあれば指摘をしていただきたいと思います。平成31年度予算、一般会計では55億1,600万円、前年比11%、5億4,600万円の増ということの予算であります。数字的に見れば過去にもこの55億円を上回る予算も編成されておりますので、対前年比で見れば大型の予算なのかなというふうには思いますが、そこで私は決算の歳出ベースで少し状況を見てみましたら、予算もそうなのですが、平成7年度、これが多分調べた中では一番大きい予算だったのかなと思いますが、決算のベースでは70億2,800万円ということでしたが、予算では71億3,700万円という時代が平成7年度、この庁舎建設の前の年だったと思いますが、その年が一番最大ではなかろうかなというふうに私は見ておりました。ついでに予算や決算の関係、いろいろ見ておりましたら、大体傾向が出てくるのです。昭和60年代というのは、決算ベースでも予算ベースでも大体一般会計ベースでは二十二、三億円というような予算のようであります。それで、平成に入りましてからは平成元年では31億円というような、これ決算でございますが、平成4年ごろになって46億円というような決算になっておりました。平成5年には55億円という、これも決算ベースであります。予算上は48億3,500円というような数字だったようであります。それで、先ほど申し上げたように、平成7年に70億円台というのが初めてありました。それで、平成13年ごろになると、大体予算が落ちついてきたというか、49億円とか四十五、六億円台が続いておりました。平成29年ごろまでは大体45億円ぐらいの予算で来ていたようであります。平成30年度は、今回補正がありまして50億円出るようでございますが、そんな状況でございますので、その年の事業によって多少の入れかわりはあろうかと思いますが、予算や決算のベースで話を申し上げましたが、平成31年度予算は十数年ぶりの大型予算というような議論もありますが、果たしてこの平成31年度予算を大型と見るかどうかというあたりをお聞きをしておきたいというふうに思います。

それとあと、財政の関係をいろいろお聞きをしたいと思いますが、まずは町債残高、予算の参考資料の中にも入っていると思いますので、余り細かいことも申し上げませんが、町債残高の過去10年間いろいろ調べてみましたが、平成22年度では52億

9,500万円ほど。ここからずっと下がっていくわけです。それで、平成29年度では40億円ぐらいまで町債の残高は下がりましたが、平成30年度からまた少し上がって43億円ぐらいになっていって、今年度予算の説明によれば48億円ぐらいにまた上がっていくというような状況になっているようではありますが、もう少し上がっていくのかなというような気もしますが、今後の町債の残高の動向というようなものがどういうふうに考えておられるのか、そこもお聞きをしたいというふうに思います。

それと、問題の貯金です。基金残高、いろいろな基金ありますから、全部合わせたの数字で申し上げますが、今基金は平成30年度では17億円ぐらいとなっておりますが、これが下がっていくことになるのだらうと思いますが、今年のものでいえば11億5,000万円ほど。昨年が17億円ですから、かなり下がって、それと財調でいえば平成30年度は9億4,400万円。平成31年度でいえば、結構取り崩しの予定もあるようでございますので、5億500万円というようなことになっているようではありますが、この基金の残高も今後の財政運営に影響があるのではないかと思います、その辺の見解も伺いたいというふうに思います。

それと、数値的なもので大変申し訳ございませんが、実質収支、経常収支比率、実質公債費比率、財政力指数、この辺交付税の算定の基準になる数字ではありませんが、財政運営上やっぱりこういった数字もきっちり見ておく必要があるのだらうと私は思いますので、この辺の関係も少しお聞きをしたいと思いますが、実質収支比率、これは団体の財政運営の状況を判断する重要なポイントと言われております。一般的に黒字が多ければいいとは申しませんが、必ずしも黒字だから、いいというふうにも捉えられないという見方もありますので、基準は3.0%から5.0%の範囲内ということになってはいますが、町のほうは近年これが少し上がっていて、平成28年、29年は基準が3%から5%の間でございますが、6.1%という数字になっておりますので、この辺の原因は何なのかなというようなのも少しお聞きをしたいと思っております。

それと、経常収支比率、これは財政の弾力性を示す指標ということでございますので、基準は70%から80%というふうに言われておりますが、100%に近いほど財政は硬直化していると言われております。そういう意味でいうと、これがまた全国の平均は平成29年度では92.8%ぐらいという総務省の数字になってはいますので、町のほうは平成29年では83.8%ということではありますが、基準からいけば70%から80%の範囲内ということですから、少しオーバーはしているという感じだらうと思いますが、ちなみに隣の市は99.9%だそうでございます。蛇足でございます。

それと、実質公債費比率、標準財政規模に対する公債費の充当一般財源の割合と

ということで、要は借金の比率ということでございますが、基準は15%以内、これがまた全国町村の平均は平成29年では6.4%ぐらいと言われておりますが、町では平成29年が11.8%というような数字になっているようでございます。その辺がどういうふうな見方をされているのか。

それと、財政力指数、これは1.0%が基準ということでございますが、この基準財政収入額を基準財政需要額で割ったものというふうに言われておりますが、それを3年平均をするということですが、指数が大きいほど財源に余裕があるというふうには見られますが、全国の平均が平成29年で、全国の平均と先ほど何回も言っていますが、町村の平均でございますので、平成29年が0.51%だそうです。田上町のほうは0.41%ということで、若干下がっている傾向にあるようですが、この辺がどういうふうに見ておられるのか、指数の関係を今申し上げますが、その辺をどういうふうに見ておられるのかというのを少しお聞きをしたいと思います。人口減少が伴わない状況が続く中で、中長期的に安定した行政サービスを提供していくためには、財政運営の分析はやっぱり重要と考えるので、町の将来的な財政負担の見通しや自主財源の確保、交付税に頼らざるを得ないかとは思いますが、交付税に過度に依存しない財政の確立など、今後検討しなければならないものも多くあるかと思いますが、今後の財政運営をそういった面で進めていくべきということで、1回目の質問を終わりたいと思います。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、熊倉議員の質問にお答えさせていただきます。

町の財政状況の認識を問うとのことで、平成31年度予算は大型と見るのかとお尋ねでありますけれども、一般会計の平成31年度予算は55億1,600万円、予算ベースで50億円を超えたのは平成12年度以来19年ぶりであります。さらに、小中学校の空調整備事業などが平成30年度からの繰り越し事業分として加わることとなり、これらのことから、平成31年度予算は大型予算であると考えております。

町債残高の今後につきましては、平成32年度末で役場庁舎やごまどう湯っ多里館などの過去の大きな借入れの償還が終了いたしますが、新たにまちづくり拠点整備事業や防災行政無線、小中学校の空調設備の整備においてもその資金として借入れを行いますことから、町債残高は増加となり、借金の償還金である公債費も平成34年度からは増加傾向となる予定でございます。

基金残高の今後の財政運営への影響につきましては、平成31年度当初予算における財政調整基金からの繰り入れにより、平成31年度末の財政調整基金の残高は5億

577万円に、平成30年度末の残高の半分程度となる見込みであります。財政調整基金は、毎年度の予算編成や災害などの不測の事態に備え、最低でも3億円程度は必要であると考えておりますので、そのラインはなるべく切らないように財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

実質収支比率は、標準財政規模に対する実質収支額の割合であり、各年度の決算の結果によるものであります。平成29年度は、例年まれに見る大雪により、除雪経費を年度末にかけて大幅に増額補正いたしました。結果的に執行残が生じるとともに、国の緊急的な財政措置もあり、実質収支比率が上昇したものと考えております。

経常収支比率につきましては、町の数値は基準値の範囲を上回っております。この指標は、義務的経費である人件費、社会保障費である扶助費や公債費などといった大胆に削減することが難しい経常経費の増加とともに、税金が恵まれた状況でなければ、大半の自治体におきまして基準値の範囲内にはおさまられない状況であろうかと思っております。

実質公債費比率につきましては、早期健全化基準である25%を下回ってはおりません。実質公債費比率の数値は、今まで様々な事業を行ってきた結果であり、今のところ特段問題があるとは考えておりません。しかしながら、今後借金が増えることにより、公債費が増えることでこの指標にも影響が出てまいりますので、十分留意していきたいと思っております。

財政力指数につきましては、町では十分な税金を確保できるわけではなく、交付税の不交付団体というような裕福な市町村ではないため、結果として財政力指数は0.41%となっております。このため、田上町は地方交付税に依存した予算編成にならざるを得ないのが現実であります。

今後の財政運営につきましては、議員ご指摘のとおり、これから人口減少が進む中で、様々な財政負担の見直しとともに、税金など自主財源の見込みや独自財源の確保などを研究しながら、身の丈に合った財政運営を図っていく必要があると強く感じているところであります。

以上でございます。

8番（熊倉正治君） ありがとうございます。

平成31年度予算は大型というご答弁でございました。大型なのだろうと私も思います。余り中身のある、意味のある質疑でもございませんので、これはこれで結構でございますが、町債残高、ずっと私もよく見ているのですが、一時期減ってい

ったのがまたちょっと増えていって、また50億円いきそうだなという、この辺が事業をやれば、当然交付金や補助金がいっぱい来れば非常に問題はないのですが、どうしても借金に頼らざるを得ないということであれば、増えていくのはしようがないかなとは思いますが、どうも残高の50億円ぐらいというのは私勝手に50億円ぐらいと言っていますが、どうもこの50億円あたりがちょっと限界ではないかなというような気は私はしているのですが、借金に限界はなかるうかとは思いますが、それぞれ仮定で考えればこのぐらいはしてもいいが、これ以上というのも何かあると思いますので、別に……の意味で言うわけではありませんが、町債はどのぐらいまでが許される範囲内かお考えなのか、その辺ちょっとお聞きをしたいと思います。

それと、基金のほうも平成30年度ももう既に1億数千万円戻すことにはなっていますので、年度末でやっぱり残りがあるとすれば、基金にはみんな繰り戻していくようなやり方をずっとやっているわけですから、多分今回4億3,900万円取り崩したとしても、その分全部は取り戻せないにしても、平成31年度においてもやっぱり繰り戻しはできるのかなとは思いますが、これも先ほどから何か3億円が似たような話になっていますが、ぜひ3億円の基準というか、考えは堅持して、なるべく基金は減らさないにこしたことはないわけですから、守っていただきたいなということで、その辺をもう一度ご答弁をいただければと思います。

あと、財政指数というか、この指標については私も一番心配なのは経常収支比率、これが全国の平均が90%全部超えていて、先ほどもお隣は100%みたいな数字になっていますけれども、うちの場合はこの70%から80%というのが国が示している数字ですから、この範囲内におさまっているのが一番いいのだらうとは思いますが、でも全国の町村の平均が92.8%ということになれば、83.8%は基準より少しはオーバーしているとは思いますが、私はもうちょっと上がっていてもいいのかなと、そうすれば住民サービスももっとできるようになるのではないかというふうに思いますので、この辺は経常収支比率は、私は多少オーバーぎみでもいいのではないかなというふうに思っていますが、その辺はどんなものなのでしょうか。

2回目の質問は以上で終わりにしたいと思います、その辺を少しお聞きをしたいと思います。

町長（佐野恒雄君） これ家庭のやりくりと一緒にだらうと思います。できるだけやはり借金は増やさないにこしたことはないわけでありまして、ではどこまで借金が許されるかということになると、一概には言えないところもあろうかと思いますが、その辺の話、ちょっと担当のほうから答弁させていただきたいと思います。よろしく

お願いいたします。

総務課長（吉澤深雪君） それでは、今ほどの質問、財政的な話で答弁させていただきます。

まず、町債の残高どのぐらいが限界かというようなご質問であります。一般的に言われておりますが、まず市町村にとって制限がかかってくるというのが、それこそ公債費比率の関係であろうかと思えます。この公債費比率が一定の水準を上回るようであれば、今後町の、借金というものには制限かかってくるわけですから、そういう意味ではこれが上がらないようなものが大事かな、指標なのかなというふうに考えております。そういう意味では、基準は15%以下になるというようなことでされますので、それが超えるようであれば黄色信号というようなこととなりますので、そうならないように引き続きなるべく抑制していく、つまり借り入れはある程度最低限のものにしなければいけないかなというふうに考えております。近年残高が増えてきたものは、一般的な需用費、箱物なり投資的なものもあるのですが、実は交付税の関係、国の財政の関係で、交付税を減らす関係で臨時財政対策債というようなことで一般財源に充てるべき借金というものも交付税算入ということで認められている関係で、残高も今年度も1億円程度ですかね、上げておりますが、時限立法であります。そういう関係でも増えてきているという要因もあります。

あとは基金の関係、財政調整基金、3億円というようなことではあります。町長答弁したとおりに3億円は下回らないように、今後も財政運営は進めていきたいというふうに考えております。

経常収支比率についても町長答弁したとおりでありますが、指数自体が人件費や、今言った公債費あるいは社会保障費が経常収支比率を上げる原因となっている関係から、そういう意味ではこれを基準としている国が示しているラインにおさめるといのはなかなか至難のわざなものでありますので、そういう意味では一般財源の税収等の確保は何より大事かというようなことではありますので、その中でやはり最低限住民サービスは落とさないようにしていきたいというふうに考えておりますが、これも余り上げるようであれば、財政が構築化しているということではありますので、そうならないように努めていきたいというふうに考えております。

とりあえず私のほうからは以上であります。

8番（熊倉正治君） ありがとうございます。

私も財調や起債の関係とか、あと財政指標の関係改めて、ばたばたした中で、いろいろ見てまいりましたが、今後のことも考えれば私もそうではあります。議会の

皆さんもやっぱりこの指標も少し分析、検討を今後それぞれで行って、町の財政をしっかりと監視なり注視をしていくのは、必要かなというふうに私は思いました。そういうことで最後になりましたが、私の議長の職務はこれで多分終わりになるのだろうと思いますが、長くもありませんでしたが、大変お世話になりました。ありがとうございました。

以上でございます。

副議長（川崎昭夫君） それでは、熊倉議員の一般質問を終わります。

議長の一般質問が終わりましたので、議長交代いたします。

なお、お昼のために休憩いたします。

（副議長、議長と交代）

午前 11時27分 休 憩

午後 1時15分 再 開

議長（熊倉正治君） それでは、再開をいたします。

議長を交代いたしました。

日程第2 議案第9号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第10号 田上町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

議長（熊倉正治君） 日程第2、議案第9号及び日程第3、議案第10号の2案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。審査の結果について委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 高取正人君登壇）

総務産経常任委員長（高取正人君） 総務産経常任委員会委員長の高取でございます。

総務産経常任委員会の付託案件審査の報告を行います。

議案第9号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、主な改正点は災害援護資金の利率を3%以内で町長が定める率とすること及び貸し付けを受けようとする者は保証人を立てなければならないということでございます。議論はなく、原案可決でございます。

議案第10号 田上町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理

者の資格基準に関する条例の一部改正については、布設工事監督者、水道技術管理者の資格に学校教育法の改正による専門職大学前期課程の修了者の追加と技術士法の改正による選択科目の名称変更が主なもので、議論はなく、原案可決でございます。

以上です。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方はご発言願います。

5番（中野和美君） 委員長に質問いたします。3点ございます。

まず、総務産経常任委員会でこの条例につきましてどのような質問があり、この条例といいますのは第9号の災害弔慰金の支援等に関する条例です。担当課などどのように答えましたでしょうか。

2つ目、その回答は条例内での明記はされておりますでしょうか。

3つ目、説明の中でその保証人は普通の保証人なのか、連帯保証人なのかの説明はありましたでしょうか。

総務産経常任委員長（高取正人君） 中野議員も傍聴されて内容については確認されていると思いますが、保証人について藤田議員のほうから、保証人を立てなければならぬとのことで、これはどういうことなのかということで、総務課長のほうから国の法の改正により市町村にその手続が移管されたことにより、町の条例にそれを追加したという回答がありました。

条例の中にこの改正部分については明記はありませんが、ほかの条文についてその内容についての明記があります。

保証人と連帯保証人についての違いについては、説明はありませんでした。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。質疑は終結いたします。高取委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

議案第9号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

5番（中野和美君） 私はこの議案第9号、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

災害援護支援金を受けやすくするための条例の一部改正ということでご説明いただきましたが、そうなのであれば連帯保証人を立てないほうが借りやすくなるのではないかと考えます。3%以内で町長が定める率だけでよかったのではないでしょ

うか。担当課に県に確認していただきましたところ、その後この保証人というのは連帯保証人との回答でした。連帯保証人は、債務者と同等と返済義務があり、普通の保証人の権利であります保証人に債務を請求してきたら先に主たる債務者に請求してくれという権利、催告の抗弁権、保証人の財産を差し押さえてきたら、主たる債務者に財産があって、しかも施行が容易だから、先に主たる債務者の財産から差し押さえてくれという権利、検索の抗弁権、普通の保証人にはありますが、連帯保証人にはそれがございません。そのような負担の大きな連帯保証ということを経済の改正でつけるというのはとても疑問に感じております。上限350万円の災害援護支援金ですが、自己破産や自死を誘引する可能性は十分にあります。金銭借り入れの連帯保証は相続されます。個人保証に対し、保証人に対して、平成23年には金融庁からの指針、民法の改正は120年ぶりに来年、2020年に改正され、上限のない連帯保証は無効となりますが、制度はまだ残ります。町長の裁量権があるとはいえ、国への返済義務があるお金に対して返済を滞ったときにいつまでも猶予するわけにはいかないでしょう。今でも町は国保税の回収に対しても、確定申告還付金の没収や自宅の差し押さえを実行してきました。それを鑑みますと、今回の条例に関しましてとても私は心配をしているところです。

この条例の保証人が普通の保証人ではなく、連帯保証人であることに異議を申し上げまして、この条例改正に反対いたします。

議長（熊倉正治君） ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決を行います。本案は起立採決といたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（熊倉正治君） 起立多数であります。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第11号 田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定について

日程第5 議案第12号 田上町総合公園YOU・遊ランドの指定管理者の指定について

日程第6 議案第13号 田上町宮羽生田野球場の指定管理者の指定について

議長（熊倉正治君） 日程第4、議案第11号から日程第6、議案第13号までの3案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 高取正人君登壇）

総務産経常任委員長（高取正人君） 総務産経常任委員会の付託案件審査の報告を行います。

議案第11号 田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定について、議案第12号 田上町総合公園YOU・遊ランドの指定管理者の指定については、現在の指定管理者が引き続き指定管理者となることで議論はなく、原案可決でございます。

以上です。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。高取委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 松原良彦君登壇）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 私のほうから社会文教常任委員会付託案件審査の報告をいたします。

会議は、平成31年3月6日に行われました。議案第13号 田上町宮羽生田野球場の指定管理者の指定について、指定管理となる法人は新潟県新潟市中央区東堀前通6番町1061の、法人名、環境をサポートする株式会社きらめきでございます。代表

取締役社長は山田茂孝さん。この指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間です。審査の結果は議論もなく、原案可決でございます。

以上、報告終わります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。松原委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第11号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第13号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり

可決されました。

日程第7 議案第14号 田上小学校空調設備設置工事変更請負契約について

日程第8 議案第15号 羽生田小学校空調設備設置工事変更請負契約について

日程第9 議案第16号 田上中学校空調設備設置工事変更請負契約について

議長（熊倉正治君） 日程第7、議案第14号から日程第9、議案第16号までの3案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。審査の結果について委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 高取正人君登壇）

総務産経常任委員長（高取正人君） 付託案件審査の報告を行います。

議案第14号 田上小学校空調設備設置工事変更請負契約について、議案第15号 羽生田小学校空調設備設置工事変更請負契約について、議案第16号 田上中学校空調設備設置工事変更請負契約については、当初の契約時は本年3月31日までとなっていました。国の繰越承認を得ましたので、9月20日までに変更することとさせていただきます。議論はなく、原案可決でございます。

以上です。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。高取委員長、ご苦労さまでした。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第14号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第14号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第15号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第16号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第16号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

-
- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第10 | 議案第17号 | 平成30年度田上町一般会計補正予算(第9号)議定について |
| 日程第11 | 議案第18号 | 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第4号)議定について |
| 日程第12 | 議案第19号 | 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算(第1号)議定について |
| 日程第13 | 議案第20号 | 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)議定について |
| 日程第14 | 議案第21号 | 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定について |
| 日程第15 | 議案第22号 | 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)議定について |
| 日程第16 | 議案第23号 | 同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について |
| 日程第17 | 議案第24号 | 同年度田上町水道事業会計補正予算(第4号)議定について |

議長（熊倉正治君） 日程第10、議案第17号から日程第17、議案第24号までの8案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 高取正人君登壇）

総務産経常任委員長（高取正人君） 総務産経常任委員会の付託案件審査の報告を行います。

議案第17号 平成30年度田上町一般会計補正予算（第9号）の議定については、歳入歳出にそれぞれ1億938万4,000円を減額し、総額を52億7,524万円とするものでございます。年度末の事業確定に伴う増減整理が主なものですが、歳入では町税の個人分1,119万3,000円の減の内訳として農業所得分600万円の減、譲渡所得分300万円の減など。町たばこ税の200万円の減についてはおよそ35万本の減。国庫支出金の児童手当負担金の243万円の減については、当初の出生数を60人としていましたが、実際は41人と少なかったことによる減。社会資本整備交付金の1,134万円の増は、消雪パイプ井戸掘削工事分としての増。指定寄付金の300万円の増は、ふるさと納税の寄附金の増。財政調整繰入金の1億2,310万7,000円の減、生涯学習センター設立基金繰入金の5,300万円の減などでございます。なお、財政調整基金の残高は9億4,468万8,000円、生涯学習センター設立基金の残高は1億7,100万円とのことでございます。

歳出では、総務費の副町長分の給与手当839万3,000円の減に副町長人事の議会提出はいつごろとのことか、副町長に任せられる仕事を町長や総務課長がこなさなければならぬため忙しくはないかとの質問や、土木費の民間賃貸住宅建設補助金の500万円の皆減や多世帯同居住まい推進リフォーム補助金の250万円の減について、この補助金の内容を見直してはどうかなどの質疑がありましたが、議論はなく、原案可決でございます。

議案第18号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の議定については、歳入歳出にそれぞれ7,205万9,000円を減額し、総額を4億6,863万5,000円とするものでございます。

議案第19号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の議定につ

いては、歳入歳出にそれぞれ773万6,000円を減額し、総額を7,276万4,000円とするものでございます。

ともに年度の事業確定に伴う増減整理が主なもので、特に議論はなく、原案可決でございます。

議案第24号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第4号）の議定については、県道新潟五泉間瀬線の工事に伴う水道管移設工事が31年度に延期になったため、資本的収入の工事補償金80万4,000円の減及び資本的支出の工事請負費800万円の減などで、特に議論はなく、原案可決でございます。

以上です。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。高取委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 松原良彦君登壇）

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、私のほうから社会文教常任委員会に付託されました案件の報告をいたします。

議案第17号 平成30年度田上町一般会計補正予算（第9号）では、歳入歳出にそれぞれ1億938万4,000円を減額し、総額を52億7,524万円とするものです。歳出の主な内容では、どの科目でも年度末に当たり、事業確定見込みに伴い増減整理が主なものですが、幾つかご紹介いたしますと、総務費関係では職員1名育児休暇のための給料関係の減額、民生費では人間ドックの受診者が30人の予定が19人となり少なくなり16万円の減、衛生費では乳幼児育児用品購入費助成金が予定より24人少なくなり49万円の減、教育費では教育長の不在日数分減額による39万2,000円減などで大変大きな金額になりました。

次に、議案第20号 平成30年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）では、歳入歳出に4,472万9,000円を追加し、総額を13億4,720万6,000円とするものです。歳入では、国民健康保険税繰越金においてそれぞれ交付決定額及び額の確定見込みにより増減整理を行うものですし、歳出では今後の国保財政の運営に備えるための財政調整基金へ元金積立金3,215万円の追加などです。

議案第21号 平成30年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）では、歳入歳出に117万2,000円を追加し、総額を1億2,729万9,000円とするものです。歳

入では、後期高齢者医療保険料、繰越金では金額の確定見込みによる増減整理を行い、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の減額のほか、平成29年度繰越金の確定に伴い、一般会計繰出金の増額等をお願いするものでございます。

次に、議案第22号 平成30年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）では、歳入歳出として年度末に当たり、訪問件数増加によるもので、訪問看護の回数を84件の予定が96件となったため、臨時看護師の賃金不足の追加です。

次に、議案第23号 平成30年度田上町介護保険特別会計補正予算（第3号）では、歳入歳出に3,431万9,000円を追加し、総額を13億7,110万8,000円とするものです。主な内容としては、介護給付費準備金に1,868万5,000円を積み立てると、30年度見込みで基金が1億3,640万円くらいになりそうですとのこと。

歳出では、電算業務委託料21万4,000円は、10月からの消費税増税のため、システム改修に要する金額です。

1点だけ質問についてお話をいたします。焼却場の関係で質問がありましたので、お話しいたします。先ほど加茂市・田上町消防衛生保育組合負担金のところで、課長よりダイオキシン類の測定、対策等の4点について説明がありましたが、2月の末になってもまだまだ黒い煙が一日中出たり入ったりしている。これは、燃焼室のガス温度が上がらないせいではないかというような質問がございました。答弁として、1号の窯は休んでいたもので、試験使用するのに当たって、温かくなるまで温度が低いせいであるとも聞いていますし、それとA重油を使っているせいで、そのせいかもしれないとの話も聞いています。今現在稼働している状況では大丈夫と聞いていますし、2号の窯は正常と聞いていますという課長のお話がございました。また、まだまだ欠点があるかもしれない。そういう点も状況をよく聞いてほしいという議員からの意見もございました。課長は、わかりましたという答弁でございます。

すみません。1点だけ改訂します。介護保険の件で私が追加と言いましたけれども、減額というふうに直していただきたいと思います。

以上です。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。松原委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第17号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第19号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第20号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり

可決されました。

次に、議案第21号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第21号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第24号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり

可決されました。

日程第18 請願第1号 基礎年金等の改善と年金の毎月支給を求める意見書提出に関する請願について

議長（熊倉正治君） 日程第18、請願第1号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の社会文教常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 松原良彦君登壇）

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、私のほうから請願第1号について報告いたします。

件名は、基礎年金等の改善と年金の毎月支給を求める意見書提出に関する請願です。紹介議員の高橋秀昌さんより、請願の主な内容のお話がありました。この会は、全日本年金者組合新潟県本部加茂田上支部より要請を受けたもので、この組合は全国組織であり、今回は国に対して年金の改善、これは年金の支給を増やしてもらいたいということでございます。年金支給は、毎月支給に変更など等の要請を受けて請願を申請したとのお話でございます。

質問では、2015年4月にマクロ経済スライドを発動し、0.9%の年金減収改定が実施されたが、受給者は当然のごとくたくさんもらいたいし、支える側の国とのバランスが崩れてきたことなど、維持する対策をどう考えているかお聞きしたいというお話がありました。お答えでは、皆さんが若いときから納めてきた年金のお金が200兆円もあったが、小泉内閣のとき40兆円投資関係に使ってなくなってしまったが、まだ160兆円残っているはずだ。これを今使うべきだと思うが、なぜか使わないで、皆さんが今もらっている年金を下げ、今働いている若い人たちのお金を当てにしている。若者たちや正職員は減るし、高齢者は増える一方。今こそこのお金を使うべきだという答弁がございました。

次に、もう一つ質問では、退職したときに社会保険事務所で今の話と真逆のお話を聞いてきました。もうそのお金は当時の高齢者の方が使い、なくなっていると聞いてきたし、私も聞くまでは積立金だと思っていました。今は若い世代のお世話になっておりますが、もう少しサービスがよくなってほしいとの希望のお話がありました。お答えでは、年金事務所にいつ聞いたのかによって違うことだと思います

ということと、今ですら若い人たちの年金貯金を使っていますと答えています。

今田上町の人たち3割くらいが年金暮らしです。その人たちの購買力の一面で支えられていることもございますし、今2カ月に1回支給されている年金の受け取りが給料みたいに月1回になることは何ら不思議ではないというお話もありました。

以上のことなどから、採決の結果は起立採択、賛成1名で不採択となりました。今回は、いろいろなお話ができたことをつけ加えて報告いたします。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。松原委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより請願第1号について討論に入ります。ご意見のある方、最初にご発言願います。反対の方の発言をお願いします。

11番（池井 豊君） 私は、この請願に反対の立場で討論いたします。

私は現在56歳です。我々世代が年金のことを話しすると、実際に我々が65歳になったとき年金がもらえるのだろうか、実際にもらえるのだろうかという話に終始します。我々が望んでいることは年金制度の維持です。ここでは、この請願では年金支給額の改善、年金支給額を上げるということを望んでいるわけですが、別に財源を定めずに年金制度の改善だけを望むということは、年金制度の根幹を揺るがすことになりかねないと考えます。

それともう一つ、請願項目の毎月支給に変えるということなのですけれども、私もいろいろ聞いてみたところ、田上町のような小さな町では毎月支給にすると事務業務の煩雑性が増えて、小さな町には合わないというような話も聞いております。そういう意味で私は反対します。

それからもう一つ、中身に低所得者の高齢者が増えて生活保護者が増えているというようなことがありますけれども、このことについてはまた年金とは別に、別の手だてを考えてそういう人たちを保障するべきだと考えております。文中にあります高齢者が地域で安心、安全、健康で長生きすることというところは強く共感いたしますけれども、今回の請願には反対いたします。

以上です。

議長（熊倉正治君） 賛成の方の討論はありますか。

12番（関根一義君） 私は、請願採択に賛成の討論をいたしたいと思います。

私は、年金制度について詳しく知識を持っているわけではありません。したがって、年金財政についてもそのような立場でございます。しかし、年金制度は社会保障の根幹でありますし、国民の生存権に位置づけられることから強い関心を持っております。昨今、先ほども議論がありましたけれども、年金をめぐる不満や不安や、あるいは場合によっては不信が世代間で対立的な議論があることについては承知をしております。こうした矛盾は、私は先ほども申し上げましたけれども、年金が社会保障の一環であるということからしたら、当然にも国の責任において解決されるべき問題だと思っております。克服すべき点があれば、国の議論において克服すべきだという立場でございます。

さて、本題に戻りたいと思います。請願の趣旨、それから請願事項の基礎年金等の改善は、対象国民層のひとつく切実な課題であると思っております。国の制度改正によって年金が減額されてきた現実や、とりわけ年金受給者の切実な叫びに耳を傾けるべきだと思っております。請願に基づく制度改正によって、場合によつたら制度間の矛盾が発生することもあるかも知れませんが、それは先ほど申し上げましたように、国政における議論や、あるいは地方、私たちにおける議論などによって克服すべきだというふうに思います。仮にその影響が個人負担にも及ぶようなことがあったとしても、それは克服しなければならない課題だと思っております。なぜそのようなことを申し上げるかということでございますけれども、先ほども年金制度の維持が重要だという話がございましたけれども、年金制度を維持していくためにはこのよう矛盾についても調整を図り、あるいは整合性を図って、国政においてそれは制度設計をすることが重要だと私は思っております。そのような議論がなされなければ、制度そのものを否定することになるのではないのでしょうか。そのように私は思います。

したがって、私は私自身も年金受給者の一人でございますけれども、そのような私自身の課題でもあるということも含めまして、この請願については真摯に受けとめ、そしてその叫びについては積極的に応えるべきだという立場を明らかにして賛成討論といたします。

14番（小池真一郎君） 私は、社会文教委員会の際に請願者と討論いたしました。今賛成討論がありました。私は、この請願に対して全て否定するものではありません。ただ、問題は今明らかに私ども高齢者が団塊世代を境に大幅に増えている一方で、少子化の問題で子どもたちが激減している。私は、委員会の中で議論がありました。明らかに国の政策のやり方がまずかったし、私は見通しが甘かった部分があったの

だろうということで、今回マクロスライドを導入して調整をしております。また、それをしなければ、この年金が後者に残っているこの若い世代に多分の負担が増えてくること。それらを考えたとき、この請願の趣旨は十分理解しますけれども、請願には反対いたします。

また、支給を2カ月に1遍を1カ月にしてほしい、これも明らかにどう考えても経費が間違いなく増えるということで、この請願については反対いたします。反対討論といたします。

13番（高橋秀昌君） 私は、賛成の立場で討論に参加いたします。

団塊の世代が増えたから、高齢者が増えたからということは、若い世代に対する責任でしょうか。そうではありません。高齢者が増えるということは極めて素晴らしいことでもあります。そして、子どもたちが少ないということは、まさに国の政策が誤っているからではありませんか。それを年金の受給者に責任をしょわせるような議論には同意できません。しかも、団塊世代と言われる方々は15歳のときから働き、あるいは高校を卒業してから働いたときに何と言われたでしょうか。君たちがしっかりとこの年金払っていれば将来は安心して年金を受け取られる、そういう社会になるのだと言って、ひたすら信じてきたわけでありました。そのお金が200兆円たまったのです。ところがどうでしょう。私も知ってびっくりしました。2018年10月から12月の年金積み立て運用、過去最高の14兆円喪失するのではないか。つまり国の法律によって、働いて皆さんがためたお金をいわゆる投資に使っていいよという法律に基づいて損をしているのです。つまり株というものはどういうことになるか。もうかる人と損する人がいる。つまり14兆円がほとんど大企業のもとに行っているということではありませんか。年金の制度を本当にまともに改善するのであれば、国の力でしっかりと高齢者を支える、そのことが地域経済にもどうしても必要だと思います。この請願者の中にはこういう言葉があります。1年間で田上町でも、年金受給があつた政府の法律改定によって2億円下げられている。つまりこの2億円は、高齢者の方々が地域経済に使うわけですが、個人消費として。地域の経済、商店街にも大きな悪影響を与えている。この実態から見れば、年金者の方々が今もらっているものを10倍にしてくれと言っているのではないのです。改善をしてくれと言っているのです。受け取るのも経費がかかるからだめではなくて、切実な願いです。支払いは月1回ですから、人並みに月1回の支給をしてほしいという、そういう願いがどうしてもだめなのではないでしょうか。

以上のことから私はこの請願は正当な要求であると判断し、賛成といたします。

議長（熊倉正治君） ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第1号の採決を行います。

本案は起立採決といたします。

本請願に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（起立少数）

議長（熊倉正治君） 起立少数であります。よって、請願第1号は不採択と決しました。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時06分 散 会

別紙

平成31年 第3回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第3号 平成31年3月8日（金） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1		一般質問	
第2	議案第9号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	原案可決
第3	議案第10号	田上町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について	原案可決
第4	議案第11号	田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定について	原案可決
第5	議案第12号	田上町総合公園YOU・遊ランドの指定管理者の指定について	原案可決
第6	議案第13号	田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定について	原案可決
第7	議案第14号	田上小学校空調設備設置工事変更請負契約について	原案可決
第8	議案第15号	羽生田小学校空調設備設置工事変更請負契約について	原案可決
第9	議案第16号	田上中学校空調設備設置工事変更請負契約について	原案可決
第10	議案第17号	平成30年度田上町一般会計補正予算（第9号）議定について	原案可決

日程	議案番号	件名	議決結果
第11	議案第18号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第4号)議定について	原案可決
第12	議案第19号	同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算(第1号)議定について	原案可決
第13	議案第20号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)議定について	原案可決
第14	議案第21号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定について	原案可決
第15	議案第22号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)議定について	原案可決
第16	議案第23号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について	原案可決
第17	議案第24号	同年度田上町水道事業会計補正予算(第4号)議定について	原案可決
第18	請願第1号	基礎年金等の改善と年金の毎月支給を求める意見書提出に関する請願について	不採択
		散会	

第 4 号

(3 月 19 日)

平成31年田上町議会
第3回定例会会議録
(第4号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 平成31年3月19日 午後1時30分
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 高取正人君 | 8番 | 熊倉正治君 |
| 2番 | 藤田直一君 | 9番 | 川崎昭夫君 |
| 3番 | 小嶋謙一君 | 10番 | 松原良彦君 |
| 4番 | 渡邊勝衛君 | 11番 | 池井豊君 |
| 5番 | 中野和美君 | 12番 | 関根一義君 |
| 6番 | 椿一春君 | 13番 | 高橋秀昌君 |
| 7番 | 浅野一志君 | 14番 | 小池真一郎君 |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|------|---------------|-------|
| 町 長 | 佐野恒雄 | 町民課長 | 田中國明 |
| 教育長 | 安中長市 | 保健福祉課長 | 鈴木和弘 |
| 総務課長 | 吉澤深雪 | 会計管理者 | 渡辺明 |
| 地域整備課長 | 土田覚 | 教育委員会
事務局長 | 福井明 |
| 産業振興課長 | 佐藤正 | 代表監査委員 | 大島甚一郎 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 小林亨 |
| 書記 | 中野祥子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程と同じ

午後1時30分 開 議

議長（熊倉正治君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあります議事日程第4号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第1 同意第1号 田上町副町長の選任について

議長（熊倉正治君） 日程第1、同意第1号 田上町副町長の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま上程になりました同意第1号、田上町副町長の選任につきましては、前小日向副町長が平成30年6月21日付けをもって退職をした後、欠員となり、皆様方に大変ご心配をおかけいたしておりましたが、ここによりやく提案できる状況に至りましたので、副町長に田上町大字湯川1385番地、吉澤深雪、昭和38年2月23日生まれを選任いたしたくご提案いたしましたものでございます。

参考資料として、略歴をお手元に配付しておりますので、全員の皆様のご賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、ご同意いただければ、平成31年4月1日付けで選任いたしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、討論を省略して採決することに決しました。

これより同意第1号の採決を行います。

この採決は起立採決といたします。本案は原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

議長(熊倉正治君) 起立全員であります。よって、同意第1号は原案どおり同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後1時33分 休 憩

午後1時34分 再 開

議長(熊倉正治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの同意第1号は、原案どおり満場一致で同意されたことを報告いたします。

総務課長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。

(総務課長 吉澤深雪君登壇)

総務課長(吉澤深雪君) ただいまご同意いただきまして、ありがとうございました。

本当に浅学非才な私であり、副町長という身に余る重責ではありますが、田上町の発展のために努力してまいる所存でございますので、今後ともよろしくご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。ありがとうございました。

日程第2 議案第6号 田上町林業振興基金条例の制定について

日程第3 議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第8号 田上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

議長（熊倉正治君） 日程第2、議案第6号から日程第4、議案第8号までの3案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、予算審査特別委員会に付託し、審査をいただいたものがあります。審査の結果について委員長の報告を求めます。

（予算審査特別委員長 小嶋謙一君登壇）

予算審査特別委員長（小嶋謙一君） 平成31年度予算審査特別委員会における審査報告を行います。

予算審査委員会に付託された議案は、議案第6号から議案第8号までの条例の制定並びに条例の一部改正についてであります。

議案第6号の田上町林業振興基金条例の制定は、京都議定書に基づくCO₂の森林吸収源対策のため、森林環境譲与税を森林の広域的機能増進と林業振興に充てるための基金を設置するものです。（仮称）森林環境税は、平成36年度から年額1,000円を市町村が個人住民税とあわせて徴収します。森林環境譲与税から、平成31年度から環境税の収入額に相当する金額が町へ譲与されます。田上町へは、私有人工林面積、林業就業者数、人口に応じて算出された120万程度が見込まれ、一旦森林環境譲与税特別会計からこの金額が借り入れられ、町は平成35年度までこの金額を積み立てていくことにしています。これは、あくまで国からの譲与税であり、町においては用途、目的やビジョンはまだ定まっていません。これに関する質疑では、基金は有利な有価証券にかえることができることに對し、有価証券は当然確実かつ有利な証券とし、定期預金は利率が0.01%と低いものの、預金にする説明でした。また、国税として年額1,000円を徴収し、町への譲与は平成45年度で400万円は損であり、企業から徴収しないという国策の背景も知るべきであるとの意見もありました。

次に、議案第7号の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、現在の条例に道路運送法に基づいて設置される地域公共交通会議委員を加え、委員に日額5,000円を支払うというものです。委員の構成は、バス協会やタクシー協会、JRといった交通運行にかかわる法人のほか、警察や住民代表として区長から成る20名を予定しています。報酬は、通常の会議を4回、分科会3回の計7回の会議を計画しており、20名の中で受給者に該当する10名分の35万円を予算計上しているとの説明でした。なお、構成委員には交通弱者の側に立った委員として社会福祉協議会の職員や現在バスを利用している住民も加えたほうがよいという意見もありました。

次に、議案第8号の田上町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正については、団員の報酬を消防衛生保育組合の中で加茂市とのバランスを考慮し、近隣市町村並みに引き上げるための一部改正です。質疑では、先の非常勤職員を含め、報酬の引き上げには財政の健全化を見据え、町民に負担をかけないこと。福祉をはじめ、行政サービスへしわ寄せがないよう、全体のバランスの中で協議を行うことが望ましいと指摘し、答弁では消防団員は定員279名に対し、平成30年4月1日時点で257名と充足率が92.1%であることを鑑み、報酬の引き上げは予算編成の中で厳しい面もあるが、2カ年に分けて引き上げることとし、当年度予算では102万8,000円の増額を見込んでいるとの説明でした。

付託された議案に対しては、全て原案どおり可決いたしました。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。小嶋委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第6号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） 森林の均衡や林業の振興、森林の育成は、地下水の涵養や二酸化炭素の吸収など多面にわたって重要な課題があると考えます。しかし、この条例は平成36年度から新たに森林環境税として均等割住民税に1,000円を課税し、市町村の森林面積と森林就業者数及び人口に応じて市町村に交付するというものであります。二酸化炭素を減らすというなら、大企業などにその負担を求めることが筋ではないでしょうか。ところが、大企業など法人は1円も負担せず、全て住民に負担させるのでは、住民は納得できないと思います。しかも、試算するところによれば、田上町住民の負担は年600万円で、交付される税は120万円程度となると言います。そもそも森林を破壊してきたのは国の政策であります。そこに住む住民に何ら責任はありません。国の責任で森林を育成、再生すべきであります。よって、この議案には反対の態度を表明します。

11番（池井 豊君） 私は、この議案第6号に賛成の立場で討論に参加します。

日本の森林は荒れ果てております。CO₂の排出抑制も求められるところであります。そんな中、森林に携わる人材の育成、森林を守り、整備するための間伐、そして植林、それから材木の有効活用等々の必要性が迫られておるところであります。

そんな中、平成31年に森林環境税が、仮称ではありますが、創設され、森林環境譲与税、これも仮称ではありますが、創設され、31年度から譲与税が譲与されてきます。当然田上町も地方自治体の一つとして、この譲与税の受け入れのしっかりとした体制を作らなければなりません。この譲与を受け、しばらくの間ためるといいましようか、というような話を聞きましたけれども、しっかりと計画をとって、田上町の森林整備の体制を作る必要性もあります。この譲与税の受け入れをしっかりとするために田上町林業振興基金条例の設置は必要と思いますので、賛成といたします。以上です。

議長（熊倉正治君） ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第6号の採決を行います。本案は起立採決といたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（熊倉正治君） 起立多数であります。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第7号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第8号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

-
- 日程第 5 議案第 25 号 平成 31 年度田上町一般会計予算議定について
日程第 6 議案第 26 号 同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について
日程第 7 議案第 27 号 同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について
日程第 8 議案第 28 号 同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について
日程第 9 議案第 29 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について
日程第 10 議案第 30 号 同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について
日程第 11 議案第 31 号 同年度田上町介護保険特別会計予算議定について
日程第 12 議案第 32 号 同年度田上町水道事業会計予算議定について

議長（熊倉正治君） 日程第 5、議案第 25 号から日程第 12、議案第 32 号までの 8 案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、予算審査特別委員会に付託し、審査をいただいたものがあります。審査の結果について委員長の報告を求めます。

（予算審査特別委員長 小嶋謙一君登壇）

予算審査特別委員長（小嶋謙一君） では、議案第 25 号の平成 31 年度一般会計予算について、さらに議案第 26 号から第 32 号までの下水道事業をはじめとする特別会計予算についての 8 案件について報告いたします。

なお、この 8 案件に対する討論及び採決では、議案第 25 号、第 26 号、第 27 号の 3 案件について、このたび編成された 31 年度予算は、10 月から導入される消費税 10% を取り込んでいる理由で反対討論があり、この 3 案件は起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり決し、付託された 8 案件全てが原案のとおり可決しました。

では、議案第 25 号、平成 31 年度一般会計予算について報告します。一般会計全体の説明では、町の財政は健全化を維持しているものの、平成 31 年度はまちづくり拠点整備事業をはじめ、防災行政無線の整備や公約実現など新しい事業も控えていることを見据え、安定した財政運営に資するため、5% の事業費削減を目標にしているとの説明でした。予算編成に当たっては、10 月からの消費税 10% 増を見込み、一般会計予算は 55 億 1,600 万円で、前年比 11% 増の大型予算になりました。ここに国民健康保険など、特別会計を加えた予算総額は 97 億 6,035 万 7,000 円になります。町の財政状況、とりわけ大型予算に対する町長の認識について質疑があり、平成 31 年度の財政は健全であるとはいえ、おのおのの事業は財政のバランスの上に立って進めるべきであり、町債の動向にも注意していく必要があるとの考えが示されました。

次に、歳入全般では町税が個人納税者の減少並びに農業所得の減少から、全体で4億3,480万7,000円となり、前年より1,390万7,000円の減になっています。法人においても3,796万8,000円で、前年より202万5,000円、率にして5.4%の減になっています。固定資産税は4億9,035万6,000円で、前年より307万2,000円の増になっています。軽自動車税は4,109万3,000円で、前年より159万9,000円の増です。軽自動車の環境性能割は、平成31年度から想定範囲の300万円を計上しています。軽自動車税は、県が一括徴収し、5%の手数料を差し引いて町へ還元しています。町たばこ税は6,087万5,000円で、前年より271万1,000円の減であり、入湯税は3,369万7,000円で、前年より8万5,000円の減になっています。入湯税は、客足が減少傾向にあり、湯っ多里館では入館見込み数を13万2,700人にしていましたが、3,800人減少しているとの説明もありました。

続いて、歳出ですが、特に議事録に残しておきたい事項についてのみ報告します。2款総務費では、移住支援金160万円を計上しており、単身者に1軒分の60万円、世帯者に1軒分の100万円を田上町に5年間在住することを条件に拠出します。拠出金は、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1負担することになっています。ふるさと応援寄附金記念品予算の330万4,000円は、寄附金を横ばいの1,100万円を見込み、記念品は寄附金の3割以下に相当する魅力のある品物の開発が課題になっているとの説明でした。また、まちづくり拠点整備事業費の9億7,735万1,000円に関連して、少子化、定住対策に成果が上がらない理由は何か、事業は誰のためにやるのか、もっと考えた取り組みがあってもよいのではないかという意見や、定住化の促進という視点で取り組んでもらいたいとの意見も出ました。

3款民生費では、職員の産休に応じた人員配置は、平成30年から保健師を増やし、事務職員や補助員で補って、スタッフは足りているとのことでした。また、心起園の補修費が増えていることに関して、施設の将来について町長も現状を把握しており、例えば康養園と一緒にできないかといった検討も行うとしています。社会福祉協議会の補助金は主に人件費であり、事務職3名の給与の80%、福祉職員2名の給与を100%補助しているとの説明でした。また、消防衛生保育組合への不信感は異常なほど高まっているとの指摘に、そのことは認識しているが、踏み込めないところもあるとのことでした。健康診断でエコー検診がなくなったのは、保健衛生センターの検査技師不足が要因で、エコー検診は田上だけであったが、町民の受診希望が多ければ考えていきたいとの説明でした。

4款衛生費では、国は公共下水道の縮小をはじめ、下水道施策を自治体へ任せて

いる。このため、合併浄化槽と公共下水道を同等にすれば補助金が出るが、町の対応について質疑があり、町長はそのことも視野に入れて考えていくとの答弁でした。また、環境衛生の面から、なぜごみの分別が必要か、幼少期から教育すべきであり、成人と幼児に分けて分別の必要を訴えるべきであるとの意見に、このことは租税教育の中であわせて検討していきたいとし、消防衛生保育組合とも話し合っていくとの答弁でした。

5款労働費では、公共交通の委託料並びに委託先に関して、なぜ自分たちで考えていかないのかとの質疑には、人員が足りないこともあるが、決して丸投げではなく、町としてどうやりたいのか方針を示し、業者としっかり協議していくとの説明でした。委託先は決めていないが、例えば総合計画支援業者や立地適正化委託業者も選択肢に入るだろうとのことでした。

6款農林水産費では、森林環境税の積み立てについて、平成36年度から税が徴収されるが、それまで5年間の計画はどうなるのか。また、植林などの事業へ着手するのかとの質疑に、平成31年度は基金の積み立てだけで事業はしない。しかし、積み立てているだけでは意味がなく、植林などは参考にしたいとのことでした。

7款商工費では、商工会への補助金500万円はどのように使われているのかとの質疑に、補助金は経営支援であり、事務費や講演会、商工会館の管理に充てられているとの答弁でした。また、農商工連携へ500万円を計上しているが、活用、中身については物産品開発アドバイザーに入ってもらい、梅、桃生産者らとの協議を進めていく考えが示されました。工業製品の開発や工業分野にも光を当てよとの質疑に、道の駅モニターで企業を紹介するのをはじめ、工業技術の推進にも対応していきたいとの答弁でした。道の駅指定管理者へコンサルタントの派遣はできないのかとの質疑には、それは農商工連携の中に含まれているとのことで、具体的にはにぎわい創出組合と協議していくとの答弁でした。農業に関して、基盤整備後も就農者の高齢化や担い手不足の問題を抱えることになり、担い手確保の方法として板橋区との交流を活かし、JAの協力を得ながら田上町の担い手受け入れ態勢を早急に整えるべきであり、職員は板橋区へ出向き、直接話し合ってくるできないのかとの質疑に、町としても検討していくとの答弁でした。なお、梅生産組合では生産並びに出荷が追いつかず、人手不足であることの実情も紹介されました。

8款土木費では、居住区域における舗装の傷みが進んでいる。計画的補修はできないのかの質疑に、補修計画は県への対応上、既にできている。現状は、1級町道を優先しているのが実情であるとの説明でした。

9款消防費では、ハザードマップは信濃川の水位だけを基準にしているのかとの質疑に、堤防の嵩上げも考慮しており、豪雨時累積雨量を630ミリに見直し、作成しているとの説明がありました。

10款教育費では、田上町公民館の機能が交流会館へ移行した後、現公民館の扱いについて、これまでどおり本田上自治会や寿会は利用できるのかとの質疑に、管理人不在では利用はできないとの答弁があり、地元や利用者との合意なしに利用をやめるのかとの質疑に、基本は交流会館を使ってほしいということであり、今後地元との協議が必要になると思われるが、日程など具体的なことはまだ決めていない。合意に向け、検討してもらいたいとの質疑には、検討していくとの答弁がありました。交流会館の備品にグランドピアノを新調することに年間の使用頻度等の質疑に対し、教育長は多目的ホールは音響効果のよい施設になり、本格的なコンサート開催が可能で、ピアノの音色がよいと来訪者も増えるとの見解が示されました。

11款公債費では、公債費比率について町の全予算に占める公債費の考え方は、起債制限比率に算入しないとの説明でした。

3款民生費、幼稚園関係では、去年の当委員会における幼稚園正職員の適正配置の申し入れに対する対応について、保育教諭2名を採用していることは一歩踏み出したと理解してよいかとの質疑に、教育長は一歩踏み出したと答弁され、中途入園児がいても問題はないとの説明でした。しかし、病児保育園へ職員の派遣もあり、昨今は事業所保育の募集もあり、保育士流出現象が続いていることは事実で、要員配置基準のクリアに努めているのが実情であるとの説明もありました。また、財政当局から毎年1,000万円を余らせるのはよくないと指摘を受け、年度途中で必要になった経費は補正予算で対処できるよう財政と話し合っているとの説明もありました。

議案第26号、下水道事業特別会計予算は、料金収入は全て維持管理に充てているとの説明でした。

議案第27号、集落排水事業特別会計予算は、主に維持管理に要する費用との説明でした。

議案第32号、水道事業会計予算は、供給量は大丈夫かとの質疑に、供給量の2分の1が企業団から十分確保できており、2分の1は自前の水源で現在は足りているとの説明でした。

議案第28号、国民健康保険特別会計予算は、脳ドックの補助と去年の実績に対する質疑があり、脳ドック受診は3名で、31年度は去年の予定者15人から5人減らした10人で予算計上しており、補助は2万7,000円とする答弁でした。

議案第29号、後期高齢者医療特別会計予算は、これも人間ドック受診補助について質疑があり、補助分担は後期高齢者広域連合から補助1万円に町独自に一般会計から5,000円を加えた1万5,000円の補助を30名分予算化しているとの説明でした。

議案第30号、訪問看護事業特別会計予算は、実績に基づく予算計上の説明でした。

議案第31号、介護保険特別会計予算は、介護保険低所得者軽減強化は消費税が原資になっているのかとの質疑に、そのように理解しているとの答弁でした。また、地域のニーズを捉えた地域医療の懇談の場を設けられないかとの質疑に、地域支援事業の中で地域ケアはどういうものに取り組みができるか考え、検討しており、モデル事業もありかと思うとの説明があり、2年間の任期の中で現在検討中であるとの答弁でした。以上、主だった質疑と答弁の内容を申し上げます。

最後に、私たち議員の任期も余すところ一月余りとなる中で、議員各位は予算審査に真摯に当たってくれました。平成最後の議会におけるこの審査結果がこれからのまちづくりへ有効に機能することを期待して予算審査報告を終わります。

(何事か声あり)

予算審査特別委員長(小嶋謙一君) 失礼しました。訂正させていただきます。

水道会計予算についても反対討論がありましたので、4議案であります。大変失礼しました。

(何事か声あり)

予算審査特別委員長(小嶋謙一君) 討論を行い、採決の結果は賛成多数で可決されました。

議長(熊倉正治君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。小嶋委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第25号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

13番(高橋秀昌君) 佐野町長は、1つは新年度から、制限つきではありますが、子どもたちへの学校給食への補助を始めます。2つ目には、高齢者のための公共交通を充実させるための仕組み作りを具体化しようとしております。3つ目には、75歳以上の住民の人間ドックに町独自に5,000円を追加し、合計1万5,000円の補助を予算化しました。また、幼稚園の保育教諭の正規職員1名の採用を計画しました。これ

らには、不十分さはあるものの、住民の願いに寄り添う佐野町長の姿勢として評価するものであります。しかしながら、安倍内閣が狙う10月の消費税10%への引き上げに過半数の人たちが反対し、消費税そのものに必要論を唱えている人でさえも今の時期はふさわしくないとやっているように、これが実施されたら田上町住民の購買力は大きく低下することになります。そのことは、商店にとっても、零細企業にとっても死活的問題になる可能性が大であります。こうした住民の気持ちや識者の意見を考慮すれば、新年度予算で消費税10%を見込んだ施策を計上すべきではないと私は考えるものであります。田上町の住民の暮らしと営業を破壊させないためにも、消費税10%への引き上げはとめなければなりません。こうした立場から、一般会計に反対の態度を表明いたします。

12番（関根一義君） 私は、31年度の一般会計予算に賛成する立場で討論を行います。

先ほどの予算審査特別委員長の報告や、ただいままた反対議員である高橋議員の冒頭の発言にもありましたように、31年度予算はかつてない大型予算として編成されたということについてはご存知のとおりでありますけれども、そこで評価すべきは、まず第1点はこのような大型予算が前町長からの継続事業として予算づけがなされたという側面もあり、あるいはまた佐野町長の今後の方針のもとに新たな事業展開を想定した予算づけでもあったということであり、そのような中で、私は町の財政状況について町長の見解をただしてまいりましたけれども、あるいはまた予算審査特別委員会の中で詳細にわたって課長の皆さんから説明をいただきましたけれども、一口に言えば厳しい財政状況ではあるけれども、町財政の健全性は維持されているというふうに私は判断をいたしました。また、予算には、先ほども話がありましたけれども、この間の議論の中におきまして議会の総意で申し入れましたもろもろの点について、福祉予算などについても関係しますけれども、申し入れをしてきましたが、一定の前進が図られております。また、各施策についても今後の町政の方向性が示されているという点なども考えますと、私は評価すべき点だと考えております。加えて、学童の通学の安全対策が実施されるということは、厳しい財政状況の中で大いなる決断がなされたということについても評価をしたいと思えます。

ところで、ただいま反対意見がありましたけれども、消費税を前提とした予算編成についてでありますけれども、私はこのような予算編成については、地方自治体においてはやむを得ない措置だという判断をしなければならぬというふうに考えています。なぜならば、この間もそうでありましたけれども、国の財政方針や税制

改正に伴う案件については、地方における予算編成をするに当たっては、先取りをした想定値でもって予算編成をしなければならないという、こういう現実があるからであります。そういう意味では、私は消費税論議は大いに論議をすべきだとは思いますが、国民の不満や不安や、あるいは経済動向に関しても大きな不安感が示されておりますので、今後の中で消費税問題については論議しなければならないと思っておりますけれども、予算編成とは別にこの論議はなされるべきだろうというふうに考えておきまして、予算編成上の問題としてはやむを得ない措置だという判断をいたします。

以上のことから申し上げまして、私は31年度の一般会計予算については賛成をし、大いなる前進を図っていききたいと、このように考えておりますので、力を合わせて前進をしていききたいということを申し上げまして、賛成討論といたします。

議長（熊倉正治君） ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第25号の採決を行います。本案は起立採決といたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（熊倉正治君） 起立多数であります。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） この会計は、消費税増税を先取りをした予算案になっておりますので、これらに関する議案第25号と同様の理由から、反対の態度を表明します。

6番（椿 一春君） 私は、同年度下水道事業の特別会計予算の議定について、賛成の立場で討論を行います。

やはり31年の10月より導入される消費税を組み入れていることは、町の予算を立てる行政としての立場であれば当然のことと思っておりますので、賛成の立場で意見を申し上げます。

以上です。

議長（熊倉正治君） しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第26号の採決を行います。本案は起立採決といたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

議長(熊倉正治君) 起立多数であります。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

13番(高橋秀昌君) この会計も消費税10%への増税を先取りした予算となっております。これに関する第25号と同様の理由から、反対をします。

6番(椿一春君) 私は、賛成の立場で討論を行います。これも議案第26号と同じように、消費税10%を組み入れているのは行政としては当然のことという立場で賛成といたします。

以上です。

議長(熊倉正治君) ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第27号の採決を行います。本案は起立採決といたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

議長(熊倉正治君) 起立多数であります。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

13番(高橋秀昌君) 私は、国保会計内に積み立てられた多額の基金を使って1世帯1万円の減税を求めてまいりました。佐野町長は、積み上がった2億5,000万円の基金を使って、5年間1世帯平均で5,500円の引き下げを計画しました。このことは、高過ぎる国保税を引き下げてほしいと求める住民の声に応えた施策として評価します。均等割の13.2%の引き下げ、平等割の32.5%の引き下げ、そして資産割をなくするという思い切った改善を実施したことは、田上町の国保の世帯にとって喜ばれる施策として歓迎するものであります。中小企業の人たちが加盟をしている協会けんぽ並みの保険料にするよう国に積極的に求めること、田上町の一般会計を使って、子育て支援として子どもの均等割をゼロ円に近づけるためにさらなる研究と努力をすることを求めまして、賛成の態度といたします。

議長(熊倉正治君) ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終決いたします。

これより議案第29号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第30号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第32号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

13番(高橋秀昌君) 水道会計予算の議定であります。これも消費税を先取りした予算案となっておりますので、これらに関する議案第25号と同様の理由から、反対と

します。

1 番（高取正人君） 私は、賛成の立場で討論いたします。

平成31年度水道事業会計予算についてですが、皆様ご存じのとおり、1月の三条市水道用水供給企業団の送水管の漏水事故により才歩川以北、下横場、曾根、後藤地区が断水になったことは記憶に新しいことであります。水道は、ライフラインとして重要であり、田上町では単独ではその水道用水を供給することはできません。半分の用水を三条市から供給に頼っている現状があります。その状況の中で予算を否決するということは、水道事業の円滑な運営を妨げ、町民生活に多大な影響を及ぼすと考えられます。

また、消費税増税分が組み込まれているから、反対だと討論されていますが、田上町では経営努力により消費税増税後も31年度中に値上げの予定はないことから、賛成の立場といたします。

以上です。

議長（熊倉正治君） ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第32号の採決を行います。本案は起立採決といたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（熊倉正治君） 起立多数であります。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 交流会館等建設調査特別委員会の報告について

議長（熊倉正治君） 日程第13、交流会館等建設調査特別委員会の報告についてを議題といたします。

委員長の報告を求めます。

（交流会館等建設調査特別委員長 小池真一郎君登壇）

交流会館等建設調査特別委員長（小池真一郎君） では、私のほうから交流会館等建設調査特別委員会の報告をいたします。

まず、先ほど予算委員長も申し上げましたが、今回この定例会がこのメンバーの最後の議会であります。特別委員会もこれで終わります。総括質疑を申し上げます

が、各議員にご理解いただきたいことは、従来の特別委員会の報告については会議録なり、報告書という形で配付しておりましたが、この事業については現在継続中でありますので、これまでの会議録という形でまとめさせていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。お手元に会議録を配付いたしましたので、よろしくお願いいたします。

まず、特別委員会の設置については、平成27年6月23日の定例会において、交流会館や道の駅の構想のあり方や今後の諸問題について議会として十分な調査研究が必要であるということから、特別委員会の設置が議決されましたものであります。また、設置とあわせて正副委員長の互選が行われ、委員長に泉田壽一議員、副委員長に川崎議員が選任されました。平成27年7月17日の第1回から平成27年11月16日の4回までは、故泉田氏が特別委員長を務めてきましたが、残念ながら第5回以降欠席され、平成28年3月28日、逝去されました。平成28年6月28日、定例会会期中に委員長の互選が行われ、私が委員長に選任され、7回以降特別委員会を務めることになりました。そこで、特別委員会の第1回から今回まで25回の特別委員会を開催しました。その経過報告を申し上げる予定でありましたが、昨年6月の町長選挙、議員の補欠選挙で町長、新議員の4名のメンバーが誕生しましたので、皆さんに昨年7月3日、第18回特別委員会と7月12日、第19回の特別委員会で総務課長からこれまでの資料と詳細な説明経過をしていただきましたので、同じ説明は私は必要ないと判断し、特に私の中で印象に残った点について報告させていただきます。

特別委員会が開催される経緯は、まず交流会館建設事業費が高額であることから、補助金の対象になる制度はないのかと委員の質疑から調査しましたら、資本整備総合交付金の都市再生整備計画事業に該当し、40%の補助金があることがわかり、これに該当させるためにはまちづくりにつながるプランと事業計画が必要であり、さらに核が2つ以上必要で、1つは役場前に交流会館、もう一つは町民要望の多かった図書館機能ということで原ヶ崎交流センターを造築する計画でしたが、原ヶ崎の交流センターだけのまちづくりということでは発展しづらい。交流センターの周りに道の駅機能をプラスし、トイレや直売所といった道の駅構想を併用することでぎわいの創設、交流人口拡大の図れる拠点として新しいまちづくりを進める計画になりました。

提案に対して、原ヶ崎交流センターの増改築に質疑が大変多くありました。まず、施設が古い、特殊設計であること。一般質問でもありましたように、雨漏り、また国の制度で公共物に耐震が必要であること。また、防火問題等で当時現地調査を2

回行いました。ただ、課長ではわからない部分が多くありましたので、専門業者をお願いし、2回現地調査を行い、問題解決に努力しました。

また、特別委員会で調査中に、町にプラントが工業団地に進出するという情報が入ってきました。

また、一方で道の駅と直売所が競合になる問題になり、商工会の創設組合が会議から撤退したいということになり、道の駅の当初の考え方について見直し議論になり、直売所の面積を半分にするとか、町の観光施設とかコンビニ施設導入とか、ただこの時点では指定管理者が決まっておらなかったもので、今後指定管理が決まったらこの議論がまた必要であると思います。

また、この特別委員会で道の駅について公募するべきだと。この議論の中に商工会オンリーではないかという意見が裏にありまして、町はこの公募の意見に同意しまして、公募をすることになりました。もう結果については皆さんご承知のとおり、説明会に3団体、最終的には指定管理希望者は1団体であるという報告がありまして、1月17日、24回の特別委員会で11月30日に公募を締め切り、指定管理希望者について審査計画と選定結果についての報告がありました。その結果、田上町道の駅にぎわい創出組合が選定されたとの報告がありました。

また、今思い出すと、今日まで25回の特別委員会とは別に、課長のほか、外部有識経験者等の委員会の開設、また町民説明会などをやり、今日まで議論してまいりました。

本当に今年度、隣の田上町交流センターが完成します。ただ、道の駅たがみ、また学習センターの整備は、これからも事業は継続するわけですが、2020年の完成を目指し、よりよい施設ができることをご期待申し上げ、私の報告といたします。皆さん、大変ありがとうございました。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。小池委員長、ご苦労さまでした。

本件は、委員長報告のとおり了承することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、交流会館等建設調査特別委員会の報告の件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

これをもちまして、交流会館等建設調査特別委員会に関する調査を終了いたします。

日程第14 閉会中の継続調査について

議長（熊倉正治君） 日程第14、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務調査について会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

佐野町長からご挨拶をお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） 議会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、2月28日の初日から本日までの20日間と長期間にわたり、平成31年度の予算案をはじめ、本日の追加提案させていただきました副町長の人事案件を含め、合計29案件について慎重審議の上、それぞれご決定をいただき、まことにありがとうございました。今後新年度の執行に当たりましては、審査の過程で賜りましたご意見を踏まえ、着実に、効率的に執行し、町民福祉の向上を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

今年は、地方統一選挙の年になっております。議員各位におかれましては、今期最後の議会となりますが、町勢発展のためご尽力をいただきましたことに対し、心から御礼を申し上げます。また、この議場での再会をご祈念申し上げ、挨拶といたします。大変長い間の議会でありましたが、ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

議長（熊倉正治君） これをもちまして、平成31年第3回田上町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後2時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成31年3月19日

田上町議会議長 熊 倉 正 治

田上町議会副議長 川 崎 昭 夫

田上町議会議員 渡 邊 勝 衛

” 議員 中 野 和 美

別紙

平成31年 第3回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第4号 平成31年3月19日（火） 午後1時30分開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1	同意第1号	田上町副町長の選任について	同意
第2	議案第6号	田上町林業振興基金条例の制定について	原案可決
第3	議案第7号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決
第4	議案第8号	田上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	原案可決
第5	議案第25号	平成31年度田上町一般会計予算議定について	原案可決
第6	議案第26号	同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について	原案可決
第7	議案第27号	同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について	原案可決
第8	議案第28号	同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について	原案可決
第9	議案第29号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について	原案可決
第10	議案第30号	同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について	原案可決
第11	議案第31号	同年度田上町介護保険特別会計予算議定について	原案可決

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	議案第32号	同年度田上町水道事業会計予算議定について	原案可決
第13		交流会館等建設調査特別委員会の報告について	了承
第14		閉会中の継続調査について	決定
		閉会	